

有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日
(第14期) 至 2025年3月31日

三井住友トラストグループ株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と同時に提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第14期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	19
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	27
3 【事業等のリスク】	42
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	53
5 【重要な契約等】	84
6 【研究開発活動】	84
第3 【設備の状況】	85
1 【設備投資等の概要】	85
2 【主要な設備の状況】	86
3 【設備の新設、除却等の計画】	88
第4 【提出会社の状況】	89
1 【株式等の状況】	89
(1) 【株式の総数等】	89
(2) 【新株予約権等の状況】	91
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	101
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	101
(5) 【所有者別状況】	101
(6) 【大株主の状況】	102
(7) 【議決権の状況】	104
(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】	105
2 【自己株式の取得等の状況】	106
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	106
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	106
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	107
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	107
3 【配当政策】	108
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	109
第5 【経理の状況】	171
1 【連結財務諸表等】	172
(1) 【連結財務諸表】	172
① 【連結貸借対照表】	172
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	174

③ 【連結株主資本等変動計算書】	177
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	179
⑤ 【連結附属明細表】	261
(2) 【その他】	267
2 【財務諸表等】	268
(1) 【財務諸表】	268
① 【貸借対照表】	268
② 【損益計算書】	270
③ 【株主資本等変動計算書】	271
④ 【附属明細表】	278
(2) 【主な資産及び負債の内容】	278
(3) 【その他】	278
第6 【提出会社の株式事務の概要】	279
第7 【提出会社の参考情報】	280
1 【提出会社の親会社等の情報】	280
2 【その他の参考情報】	280
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	281

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月18日

【事業年度】 第14期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 三井住友トラストグループ株式会社
(旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社)

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc.
(旧英訳名 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.)
(注) 2024年6月20日開催の第13期定時株主総会の決議により、2024年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 取締役執行役社長 高 倉 透

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 加 藤 祐 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 加 藤 祐 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,380,434	1,401,091	1,819,060	2,475,303	2,922,428
うち連結信託報酬	百万円	102,883	110,539	109,721	116,269	120,885
連結経常利益	百万円	183,155	229,704	285,840	101,327	367,694
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	142,196	169,078	191,000	79,199	257,635
連結包括利益	百万円	201,137	90,859	198,519	416,207	115,503
連結純資産額	百万円	2,722,556	2,745,288	2,822,574	3,137,686	3,127,317
連結総資産額	百万円	63,368,573	64,633,220	69,022,746	75,876,905	78,247,102
1株当たり純資産額	円	7,192.07	7,249.70	3,843.26	4,316.76	4,354.91
1株当たり当期純利益	円	379.65	451.40	258.57	109.16	359.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	379.41	451.12	258.41	109.09	359.37
自己資本比率	%	4.25	4.20	4.04	4.09	3.95
連結自己資本利益率	%	5.41	6.25	6.93	2.68	8.30
連結株価収益率	倍	10.16	8.86	8.78	30.30	10.34
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,553,089	△120,263	2,616,213	4,294,547	3,976,669
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△475,494	△879,205	960,275	△2,584,194	△1,763,839
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△219,723	△125,079	△217,509	△85,751	△47,585
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	16,799,146	15,733,650	19,172,638	20,837,852	23,062,373
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	22,139 [2,193]	22,024 [2,200]	22,465 [2,271]	22,911 [2,400]	23,125 [2,464]
信託財産額	百万円	239,846,590	248,215,419	256,225,715	257,466,804	263,279,750

(注) 1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を2022年度の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等及び「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を2021年度の期首から適用しております。2021年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、2021年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

4. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

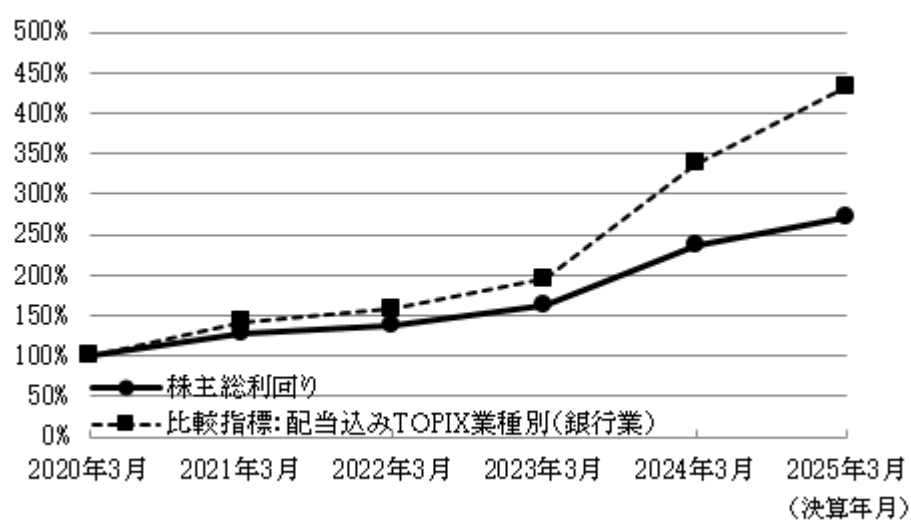
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益	百万円	60,855	63,319	78,111	86,512	157,127
経常利益	百万円	55,901	57,580	71,426	78,382	148,854
当期純利益	百万円	56,637	57,620	71,257	78,290	148,405
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数 普通株式	千株	375,291	375,291	368,172	728,051	721,355
純資産額	百万円	1,570,441	1,570,025	1,520,466	1,498,094	1,521,988
総資産額	百万円	2,203,450	2,223,512	2,128,640	2,123,441	2,227,689
1株当たり純資産額	円	4,190.18	4,188.80	2,091.59	2,080.66	2,139.68
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	150.00 (75.00)	170.00 (80.00)	210.00 (100.00)	110.00 (55.00)	155.00 (72.50)
1株当たり当期純利益	円	151.21	153.83	96.46	107.90	207.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	151.12	153.74	96.40	107.84	207.00
自己資本比率	%	71.22	70.56	71.38	70.51	68.28
自己資本利益率	%	3.60	3.67	4.61	5.19	9.83
株価収益率	倍	25.51	26.00	23.53	30.65	17.96
配当性向	%	99.19	110.50	108.84	101.93	74.83
従業員数	人	184	233	285	283	273
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業 種別(銀行業))	%	128.32 (141.76)	138.31 (157.96)	162.32 (195.56)	235.78 (337.69)	272.08 (433.48)
最高株価	円	4,172	4,364	5,368	3,421 (6,123)	4,066
最低株価	円	2,705	3,431	3,788	2,254 (4,508)	2,845

- (注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。
3. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、1株当たり配当額及び1株当たり中間配当額につきましては、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
4. 第14期の1株当たり配当額155円00銭には、記念配当10円00銭を含んでおります。
5. 第14期の1株当たり配当額155円00銭のうち、期末配当額82円50銭については、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

6. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。
2020年3月期を基準としたその後の推移を表示しております（基準時点を100%として表示）



7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第13期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価は括弧内へ記載しております。

2 【沿革】

2001年10月	中央三井信託銀行株式会社は株主の承認と関係当局の認可を前提に、銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社及び三井アセット信託銀行株式会社を傘下にもつ新しい金融グループを結成することを決定。
2001年11月	中央三井信託銀行株式会社は、持株会社の設立、株式会社の経営陣・経営執行体制を、新たな銀行持株会社グループ名を「三井トラストフィナンシャルグループ」とすることと併せて公表。
2001年12月	中央三井信託銀行株式会社の臨時株主総会及び種類株主総会において、中央三井信託銀行株式会社が株式移転により銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社がその完全子会社となることについて承認決議。
2002年 1 月	中央三井信託銀行株式会社は、内閣総理大臣から信託銀行を子会社とする銀行持株会社設立にかかる認可を取得。 当社の普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場。
2002年 2 月	中央三井信託銀行株式会社の株式移転により三井トラスト・ホールディングス株式会社を設立。 中央三井信託銀行株式会社から三井アセット信託銀行株式会社株式の譲渡を受け子会社化。
2002年 3 月	中央三井信託銀行株式会社の年金・証券部門を会社分割により、三井アセット信託銀行株式会社へ移管。
2006年11月	三井アセット信託銀行株式会社を株式交換により完全子会社化。
2007年10月	三井トラスト・ホールディングス株式会社を中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に、 三井アセット信託銀行株式会社を中央三井アセット信託銀行株式会社に商号変更。 中央三井アセットマネジメント株式会社と中央三井キャピタル株式会社を当社の直接出資子会社に変更。
2010年 8 月	住友信託銀行株式会社との間で、経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結。
2010年12月	臨時株主総会において、住友信託銀行株式会社との株式交換契約を承認決議。
2011年 4 月	株式交換により住友信託銀行株式会社と経営統合し、新たな持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」発足。
2011年12月	完全子会社である中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社が合併契約を締結。
2012年 4 月	傘下信託銀行 3 社が合併し、新たに「三井住友信託銀行株式会社」発足。
2017年 6 月	指名委員会等設置会社へ移行。
2018年10月	三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を会社分割により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合。
2019年 7 月	三井住友信託銀行株式会社から同社が保有する日興アセットマネジメント株式会社の全株式の現物配当を受け、直接出資子会社化。
2024年10月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を三井住友トラストグループ株式会社に商号変更。

3 【事業の内容】

三井住友トラストグループ（以下、「当グループ」という。）は、持株会社である当社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社を有しており、これらが統一されたグループ経営戦略に基づき、中核となる三井住友信託銀行株式会社を中心に、多様な事業を行っております。

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社58社及び持分法適用関連会社32社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

2025年3月31日現在

三井住友トラストグループ株式会社	個人事業	○三井住友信託銀行株式会社	○三井住友トラスト保証株式会社 ○三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社 ○三井住友トラストクラブ株式会社 ○三井住友トラスト・カード株式会社 ○三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社 △UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 △カーディフ生命保険株式会社
	法人事業		○三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社 ○ジェイ・ユーラス・アイ・アール株式会社 ○三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited △紫金信託有限責任公司 △南京紫金融資租賃有限責任公司 △Midwest Railcar Corporation
	投資家事業		○三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社 ○三井住友トラスト・インベストメント株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. △株式会社日本カストディ銀行
	不動産事業		○株式会社三井住友トラスト基礎研究所 ○三井住友トラスト不動産株式会社
	マーケット事業		
	運用ビジネス		○日興アセットマネジメント株式会社 ○三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	その他		○株式会社投信・保険ビジネス総合研究所 ○三井住友トラスト・システム＆サービス株式会社 ○三井住友トラスト総合サービス株式会社 △住信SBIネット銀行株式会社

(注)○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務 銀行業務	100.00	16 (10)	—	経営管理 業務委託 金銭貸借取引 預金取引	当社に建 物の一部 を賃貸	—
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	17,363	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00 (0.99)	—	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	2,000	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00	2 (1)	—	経営管理	—	—
株式会社三井住友トラスト 基礎研究所	東京都港区	300	調査研究業務 コンサルティング 業務 投資助言業務	100.00	2	—	経営管理	—	—
株式会社投信・保険 ビジネス総合研究所	東京都港区	150	調査研究業務 コンサルティング 業務	88.00	2	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス 株式会社	東京都港区	6,000	金銭の貸付業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト保証 株式会社	東京都港区	301	信用保証業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト不動産 株式会社	東京都千代田区	300	不動産仲介業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	300	投資運用業務 投資助言業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ウェルスパートナース 株式会社	東京都港区	155	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ システム&サービス 株式会社	東京都府中市	100	システム開発・ 運用管理業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
三井住友トラストクラブ 株式会社	東京都中央区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト・ カード株式会社	東京都港区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	東京都港区	100	不動産の賃貸・ 管理業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
三井住友トラスト・ インベストメント 株式会社	東京都港区	100	有価証券投資業 務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ライフパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	100	損害保険代理業 務 生命保険募集業 務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
ジェイ・ユーラス・ アイ・アール株式会社	東京都千代田区	10	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス 株式会社	東京都港区	25,584	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード 業務	84.89 (84.89)	3 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited	タイ王国バンコク都	百万 タイバーツ 20,000	銀行業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千ユーロ 75,874	信託業務	100.00 (100.00)	1 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	千米ドル 56,000	銀行業務 信託業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 45,000	証券業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ 大公国ワフルド	千米ドル 30,000	銀行業務 証券業務 信託業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
その他35社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)									
UBS SuMi TRUSTウェルス・ マネジメント株式会社	東京都千代田区	5,165	証券業務 信託契約代理業 務	49.00	2 (2)	—	—	—	—
株式会社日本カストディ 銀行	東京都中央区	51,000	銀行業務 信託業務	33.33	2 (2)	—	—	—	—
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	31,000	銀行業務	34.19 (34.19)	1 (1)	—	—	—	—
カーディフ生命保険 株式会社	東京都渋谷区	20,600	生命保険業務	20.00 (20.00)	2 (1)	—	—	—	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	百万中国元 3,271	信託業務	20.00 (20.00)	—	—	—	—	—
南京紫金融資租賃 有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	百万中国元 600	リース業務	20.00 (20.00)	—	—	—	—	—
Midwest Railcar Corporation	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	千米ドル 474	リース業務	— (—) [100.00]	—	—	—	—	—
その他25社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、三井住友信託銀行株式会社及び Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社は、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社及び住信SBIネット銀行株式会社であります。
3. 上記関係会社のうち、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の経常収益(連結会社間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の主な損益情報等は各社の有価証券報告書に記載されております。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員（内書き）であります。
7. 日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付でアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。また、三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社は、2025年4月1日付で株式会社L&Fアセットファイナンスに商号変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメント の名称	合計	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他
従業員数 (人)	23,125 [2,464]	8,321 [565]	4,424 [313]	2,305 [147]	2,001 [109]	380 [10]	1,545 [100]	4,149 [1,220]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、臨時従業員2,386人を含んでおりません。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等121人を含んでおります。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 報告セグメントごとの従業員数には連結子会社の従業員数を含んでおります。

(2) 当社の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
273	48.9	21.5	13,507

- (注) 1. 当社の従業員は、三井住友信託銀行株式会社からの出向者等であり、平均勤続年数は出向元での勤続年数を通算しております。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等（当社以外の職務委嘱割合が高い者を除く）8人を含んでおります。
 3. 当社の従業員はすべて「その他」のセグメントに属しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①当社

該当ありません（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表の対象外であります）。

②連結子会社

名称	当事業年度						
	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2		労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			
				全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
三井住友信託銀行株式会社	23.2 (+8.0)	100 (▲11)		53.6 (+1.3)	54.3 (+1.5)	62.5 (▲3.4)	(注) 4
日興アセットマネジメント株式会社	22.6 (▲1.7)	86 (▲14)		62.5 (+3.0)	62.9 (+1.4)	54.3 (+19.9)	(注) 4
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	11.9 (▲1.9)	100 (+37)		70.7 (▲0.4)	70.5 (±0)	95.9 (+12.0)	(注) 4 (注) 5
三井住友トラスト不動産株式会社	2.3 (+0.7)	114 (+32)		50.6 (+2.2)	50.5 (+2.4)	54.4 (+4.7)	
三井住友トラストクラブ株式会社	31.5 (▲1.8)	83 (▲17)		79.1 (±0)	78.6 (+0.1)	-	(注) 6
三井住友トラスト総合サービス株式会社	39.1 (+1.6)	-	(注) 3	91.1 (▲1.9)	69.1 (▲2.4)	80.4 (+4.4)	
三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社	28.6 (+3.6)	100 (+50)		63.7 (+3.0)	60.4 (+2.1)	112.1 (+15.6)	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	9.6 (▲0.3)	133 (+17)		64.8 (+1.2)	67.5 (+0.4)	74.7 (▲3.8)	
三井住友トラストTAソリューション株式会社	70.0 (+8.2)	-	(注) 3	84.5 (+2.0)	79.2 (+3.5)	79.4 (▲3.1)	
三井住友トラスト・システム&サービス株式会社	16.9 (+1.6)	100 (+44)		84.2 (+2.1)	81.5 (+1.3)	85.8 (+5.9)	
三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社	78.7 (+5.3)	-	(注) 3	56.2 (+6.0)	54.2 (+1.9)	71.1 (+4.5)	

各項目下段（ ）内の数字は前事業年度との比較であります。なお、当グループでは、前事業年度より、開示範囲を拡大し、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異とともに、自主的に常時雇用労働者101人以上の連結子会社について公表しております。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、三井住友信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト不動産株式会社、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社については、同第71条の6第2号における取得割合を算出しております。育児休業取得率の算出において、当事業年度に子が生まれた労働者数(a)に対する、当事業年度に育児休業を取得した労働者数(b)の割合(b/a)を算出しており、前事業年度に子が生まれた労働者が、当事業年度になって育児休業を取得したケースが含まれるため、育児休業取得率が100%を超えることがあります。
- 当事業年度内において、育児休業取得の対象となる男性労働者がいないことから、記載を省略しております。
- 連結子会社のうち、三井住友信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の労働者の男女の賃金の差異の背景についての補足説明を「(4) 三井住友信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における労働者の男女の賃金の差異の背景について」に記載しております。
- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の男女の賃金の差異においては、他の連結子会社の算定方法と統一するため、当事業年度より「正規雇用労働者」及び「パート・有期労働者」の区分に係る算定方法を変更しております。前事業年度の数値との差異についても、当事業年度と同様の方法で前事業年度の数値を算定した場合の当事業年度との差異を記載しております。

6. 三井住友トラストクラブ株式会社においては、当事業年度内において、パート・有期労働者に女性がいないことから、パート・有期労働者の男女の賃金の差異については記載しておりません。
7. 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社（現 株式会社L&Fアセットファイナンス）においては、2025年4月1日付で、発行済株式の85%を株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループへ譲渡したことにより、当社の持分法適用会社となったことから記載しておりません。

③連結会社

当連結会計年度			
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 2		
	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
24.0 (+5.3)	52.2	54.3	52.5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。当社及び国内連結子会社（28社）を対象として算出しております。なお、下段（ ）内の数字は前事業年度との比較であります。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。男女賃金差異について公表をしている連結子会社（11社）について連結をしております。

(4) 三井住友信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における労働者の男女の賃金の差異の背景について

①三井住友信託銀行株式会社

当グループの全労働者のうち約6割の労働者が所属する三井住友信託銀行株式会社の労働者の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度の前2事業年度及び当事業年度に係る労働者の男女の賃金の差異)

	2022年度	2023年度	2024年度
労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1	50.2	52.3	53.6

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。なお、本項目に記載しております上記以外の労働者の男女の賃金の差異についても、上記方法に基づいて算出したものであります。

三井住友信託銀行株式会社の雇用制度は、コース社員制度、専門社員制度、アソシエイト社員制度等に分かれています。雇用制度別労働者の男女の賃金の差異、全労働者に占める労働者の割合及びコース社員比賃金水準は以下のとおりであり、全労働者の75.2%を占めるコース社員の男女の賃金の差異は60.4%となっております。

(当事業年度に係る雇用制度別労働者の男女の賃金の差異等)

	労働者の男女の賃金の差異(%)	全労働者に占める労働者の割合(%)			コース社員の平均賃金を100%とした場合の平均賃金(%)
		女性	男性	合計	
コース社員	60.4	35.1	40.1	75.2	100.0
専門社員(注) 1	79.8	0.3	1.3	1.6	108.9
アソシエイト社員(注) 2	94.8	19.6	2.8	22.4	41.9
その他 (定年再雇用社員、アルバイト社員ほか)	118.5	0.4	0.4	0.8	42.9
全労働者	53.6	55.4	44.6	100.0	86.7

(注) 1. 信託銀行ならではの専門性を発揮するために、コース社員制度とは別に、個人の専門性を評価して採用する雇用制度に属する社員であります。

2. 営業店や本部各部におけるミドル・バックオフィス業務等の主に定型的な業務を担っている社員であります。

当事業年度において、全労働者の男女の賃金差異が53.6%である主な理由としては、全労働者の22.4%を占めるアソシエイト社員の賃金水準がコース社員比41.9%であること、及び約9割が女性であることが挙げられます。信託銀行では、安定的かつ堅確な事務の提供体制を構築することも重要な責務であり、事務領域の担い手についても、長期間の活躍を期待するアソシエイト社員としての採用、育成を重視しております。

三井住友信託銀行株式会社のコース社員に限定した男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度の前2事業年度及び当事業年度に係るコース社員の男女の賃金の差異)

	2022年度	2023年度	2024年度
労働者の男女の賃金の差異(%)	56.4	58.7	60.4

三井住友信託銀行株式会社のコース社員制度は、隔地間転勤の有無や、対象とする業務等により、Gコース、Rコース、Aコースの3つのコースを設けており、コース別の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度に係るコース社員制度別男女の賃金の差異)

	Gコース	Rコース	Aコース	コース社員全体
労働者の男女の賃金の差異(%)	83.4 (+0.8)	91.6 (+0.9)	112.2 (+22.3)	60.4 (+1.7)

下段()内の数字は前事業年度との比較であります。

(参考) 三井住友信託銀行株式会社のコース社員制度

コース名称	隔地間転勤	対象業務	主に期待する役割
Gコース (General & Global) 全国転勤型	あり	全業務	・部・営業店レベルの組織のリーダー または ・各事業の高度なプロフェッショナル
Rコース (Retail & Region) 対象業務・地域限定型	対象地域内※ あり	個人	・個人事業の部・営業店レベルの組織のリーダー または ・個人事業の高度なプロフェッショナル
※ 全国型、地域型(首都圏・近畿圏・中京圏)			
Aコース (Area) 地域限定型	なし	全業務	・部・営業店のマネージャー または ・各事業のプロフェッショナル

コース社員全体、及び同じコース内での男女の賃金の差異の要因としては、主としてコース社員における男女の構成割合によるものと分析しております。

コース社員全体では、係長級、課長級以上の職位では男性の割合が高い一方、一般層では女性の割合が高くなっております。

また、会社指示での隔地間の転勤のあるGコースは、勤務地を限定するAコースに比べて当該転勤に伴う負担を勘案した高い賃金水準としておりますが、Gコースでは男性の割合が高い一方、Aコースでは女性の割合が高くなっております。

(当事業年度に係るコース社員制度別・職位別の社員構成割合)

コース社員構成割合(%)	Gコース		Rコース		Aコース		コース社員全体	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
一般層(注) 1	3.4	14.6	4.9	0.3	63.7	0.7	26.8 (▲0.7)	8.7 (+0.2)
係長級(注) 1	6.5	50.4	35.1	30.2	30.8	0.4	17.0 (+0.2)	30.3 (▲0.3)
課長級以上(注) 1	1.3	23.6	18.7	10.9	4.5	-	3.2 (+1.0)	14.0 (▲0.3)
全体(各コース内での割合)(注) 1	11.3	88.7	58.7	41.3	98.9	1.1	47.0 (+0.5)	53.0 (▲0.5)
全体(コース別の割合)(注) 2	57.6		3.8		38.7		100.0	

コース社員全体における下段()内の数字は前事業年度との比較であります。

(注) 1. 当事業年度の各コース社員合計、もしくはコース社員全体を100%として職位別・男女別に社員構成割合を表示しております。

2. 当事業年度のコース社員全体を100%として、コース別に社員構成割合を表示しております。

三井住友信託銀行株式会社のコース社員のうち、それぞれ57.6%、38.7%が属するGコース、Aコースの職位別の男女の賃金の差異は、以下のとおりであり、全ての職位において90%を超える水準となっております。

(当事業年度に係るコース社員制度別・職位別男女の賃金の差異)

労働者の男女の賃金の差異(%)	Gコース	Aコース
一般層	99.3 (▲1.4)	116.5 (▲12.7)
係長級	93.0 (±0)	97.8 (+7.8)
課長級以上	91.3 (▲2.3)	-(注) 1

下段()内の数字は前事業年度との比較であります。

(注) 1. 適切な比較対象となる男性の労働者がおらず、記載を省略しております。

多種多様な分野における専門性の次世代への継承の観点や、信託銀行の幅広いビジネスの更なる深化に向けて、多様な人材の活躍は不可欠であると考えております。コース社員の26.8%を占める一般層の女性コース社員の更なる活躍推進が、会社の未来にとって重要な課題と捉え、役員自らが女性マネジメントをサポートするサポーター役員制度等、女性コース社員のキャリアの形成を支援し、更なる活躍を推進する取り組みを進めております。これらの取り組みを通じ、「2024年10月末までに課長以上のラインのポストに就く女性の比率を20%以上」及び「マネジメント業務を担う女性の比率を30%以上」とする三井住友信託銀行株式会社の行動計画(KPI)を達成いたしました。また、新たに「2028年3月末までに課長以上のラインのポストに就く女性の比率を26%以上」及び「マネジメント業務を担う女性の比率を34%以上」とする行動計画(KPI)を策定し、達成にむけて更なる取り組みを進めてまいります。

三井住友信託銀行株式会社における当事業年度の前2事業年度及び当事業年度の女性管理職の割合は、毎年度上昇しております。一方、同期間における労働者の男女の賃金の差異は、(当事業年度の前2事業年度及び当事業年度に係る労働者の男女の賃金の差異)に表示のとおり、縮小の傾向にあることから、女性のマネジメント職への登用による効果を確認しております。

(課長以上のラインのポストに就く、もしくはマネジメント業務を担う女性社員比率)

	2022年度	2023年度	2024年度	2030年度 (目標)
課長以上のラインのポストに就く女性社員比率(%) (注) 1	13.3	15.2	23.2	30.0
マネジメント業務を担う女性社員比率(%) (注) 1	30.0	31.6	33.0	34.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

また、三井住友信託銀行株式会社では、(当事業年度に係るコース社員制度別・職位別男女の賃金の差異)に表示のとおり、コース社員制度別、職位別での男女の賃金の差異は90%を超えておりますが、更なる差異縮小に向けた取り組みを進めていきます。特に、当事業年度に係るGコースの職位別男女の賃金の差異については、一般層と比較して課長級以上の差異が大きくなっておりますが、その主な要因は、出産等のライフイベントに伴う長期休業によるキャリア中断の影響や、育児に伴う短時間勤務制度の利用による労働時間の短縮等と分析しております。当事業年度の1か月当たりの法定外労働時間は、女性が男性比57.1%(※)となっており、また、当事業年度の短時間勤務制度の利用者739人のうち、99.7%が女性となっております。

(※)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

以上を踏まえ、三井住友信託銀行株式会社では、性別にかかわらず多様な人材が活躍し、新たな価値を創造する組織を目指し、女性のマネジメント職への登用に加え、全社における時間外勤務の削減、ライフイベントを踏まえたキャリア選択・早期復職の仕組み、柔軟な勤務制度の拡充や、それらを可能とする企業風土の醸成が不可欠と考えており、以下の施策を積極的に進めてまいります。

また、三井住友信託銀行株式会社において2025年度から運営を開始した新人事制度では、従来のコース社員制度を廃止のうえ、キャリアや働き方に関する社員一人ひとりの自律的な選択を尊重し、社員の「ウィル（意思）」と「スキル」に基づいた配置・登用を行います。加えて、社員一人ひとりが担う役割に応じたメリハリのある処遇を行うことで、性別に関わらず公平な機会提供と成果に応じた適正な処遇を実現し、多様な社員が多様な活躍を目指せる職場環境を目指してまいります。

	施策	具体的事例(前事業年度)	具体的事例(当事業年度) ※前事業年度からの進捗及び現在検討中の施策を含む
1	時間外勤務の削減、リモート勤務等柔軟な働き方の推進、両立支援策の拡大により、女性が働きやすい職場環境を整備	- 勤務間インターバル11時間を継続運用中 - 家事サービス導入検討等 - 育児と健康の相談ダイヤル等、保活支援に繋がるサービスを導入	- 勤務間インターバル11時間を継続運用中 - 産育休から早期復職した女性社員を対象に家事サービスを含む家事・育児負担を軽減する両立支援制度（両立応援カフェテリアプラン）を2024年4月に導入 - 育児と健康の相談ダイヤル等、保活支援に繋がるサービスを継続運用中
2	職場復帰の制度を整え、出産後早期に職場復帰できる環境を整備	企業主導型保育園マッチングサービスの導入	- 保活セミナーの実施 - 本店ビルにおける搾乳室の設置 - 子育てセミナーの実施 - 企業主導型保育園マッチングサービスの継続実施
3	男性育児休業等の取得の推進を継続し、女性活躍の機会を創出	- 男性育児休業取得率に加えて、男性育児休暇取得日数をKPIに加えることを検討 - 男性育児取得推進サービスの導入を検討	- 男性育児休業取得率を四半期毎にモニタリングすることに加えて、KPIに平均取得日数を30日以上とすることを追加 - 男性育児休業等の1か月取得を「強い推奨」へと変更し取得推進の強化を継続 - 男性育児取得推進オンライン研修サービスの導入
4	キャリア選択の機会を拡充	フルリモートを前提とした居住地の拠点にない業務へのアサイン 等	- フルリモートを前提とした居住地の拠点にない業務へのアサインを継続実施中 - 他部署の業務内容を知ることができるジョブ図鑑の発行 - 業務公募や副業の実施

②日興アセットマネジメント株式会社

(i) 日興アセットマネジメント株式会社の労働者の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る労働者の男女の賃金の差異)

	2022年度	2023年度	2024年度
労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1	56.9	59.5	62.5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。なお、本項目に記載しております上記以外の労働者の男女の賃金の差異についても、上記方法に基づいて算出したものであります。

日興アセットマネジメント株式会社の雇用形態別の男女の賃金の差異、全労働者に占める労働者の割合及び正規雇用労働者比賃金水準は以下のとおりであり、全労働者の91.5%を占める正規雇用労働者の男女の賃金の差異は62.9%となっております。

(当事業年度に係る雇用制度別労働者の男女の賃金の差異等)

	労働者の 男女の賃金の 差異(%)	全労働者に占める労働者の割合 (%)			正規雇用労働者の 平均賃金を100% とした場合の 平均賃金(%)
		女性	男性	合計	
正規雇用労働者	62.9	34.7	56.8	91.5	100.0
パート・有期労働者 (定年後社員含む)	54.3	2.5	6.0	8.5	92.0
全労働者	62.5	37.1	62.9	100.0	99.3

正規雇用労働者における男女賃金差異の主な要因としては、三井住友信託銀行株式会社と同様に、階層別の男女の構成割合によるものと分析しており、女性の管理職登用を進めること、即ち女性管理職比率の向上が、男女賃金差異の解消に寄与していくものと考えております。そのために、2021年度には、女性活躍推進における取り組みを更に加速するために、2030年度までに海外拠点を含む日興アセットマネジメントグループ全体における女性管理職比率を30%に引き上げる目標を新たに設定しております。加えて、2022年度以降、毎年目標を達成するための具体的なアクションリストを作成、それに基づいた女性管理職比率の目標を明確化することにより、達成に向けての進捗状況の透明性を確保し、女性活躍推進の取り組みの更なる充実を図るとともに、多様性に対する社員の一層の意識向上を目指しております。結果、2021年度は16.9%であった国内の女性管理職比率と比較して2024年度には22.6%に達しており、同期間において、男女賃金差異も縮小しております。今後も、組織の多様性拡大を目指し、各種施策を積極的に推進してまいります。

③三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(i) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の労働者の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る労働者の男女の賃金の差異)

	2022年度	2023年度	2024年度
労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1	69.9	71.1	70.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。なお、本項目に記載しております上記以外の労働者の男女の賃金の差異についても、上記方法に基づいて算出したものであります。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の雇用制度では、正規雇用労働者は、プロフェッショナル職、エキスパート職、専門社員の職掌に分かれております(※)。プロフェッショナル職は各業務の経営に関する分野も含め、創造的な業務遂行を期待される職掌であるのに対し、エキスパート職は各業務の経営に関する分野を除いた領域で、能動的に業務を遂行することが期待される職掌としております。また、専門社員は高度な専門知識、職務経験に基づき、専門的な職務又は特命的な職務を担うために、契約期間を定めて採用された社員であり、それぞれの構成比や、男女の賃金の差異は以下のとおりであります。

(※) 2025年4月よりプロフェッショナル職とエキスパート職を廃止し、新たに設定した「レギュラーコース」に一本化しております。

(当事業年度に係る雇用制度別労働者の男女の賃金の差異等)

	労働者の 男女の賃金の 差異(%)	全労働者に占める労働者の割合 (%)			プロフェッショナル 職の平均賃金を100 %とした場合の 平均賃金(%)
		女性	男性	合計	
正規雇用労働者	70.5	32.1	65.6	97.7	98.1
うちプロフェッショナル職	71.3	25.8	57.0	82.8	100.0
うちエキスパート職	138.2	5.0	0.4	5.4	61.8
うち専門社員	91.2	1.3	8.2	9.5	102.6
非正規雇用労働者 (アルバイトや定年再雇用社員等)	95.9	0.7	1.6	2.3	31.9
全労働者	70.7	32.8	67.2	100.0	96.6

それぞれの職掌における男女の賃金の差異と、正規雇用労働者を基準とした70.5%との差異の背景としては、主としてエキスパート職の賃金水準が、プロフェッショナル職比61.8%であること、及びエキスパート職の約93%が女性であることが挙げられます。

また、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の正規雇用労働者のうち、プロフェッショナル職、エキスパート職における職位別の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

(当事業年度に係るプロフェッショナル職及びエキスパート職の職位別の男女の賃金の差異等)

	全労働者に占める労働者の割合 (%)			労働者の男女の 賃金の差異(%)
	女性	男性	合計	
プロフェッショナル職	25.8	57.0	82.8	71.3
うち一般層	19.1	18.3	37.4	90.4
うち管理職以上	6.7	38.7	45.3	86.9
エキスパート職	5.0	0.4	5.4	138.2
うち一般層	5.0	0.4	5.4	138.2
うち管理職以上(注) 1	-	-	-	-

(注) 1. 該当する労働者がおらず、記載を省略しております。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社では、能力・役割・成果に基づく公正な処遇制度としており、プロフェッショナル職及びエキスパート職の職位別の男女の賃金の差異は、いずれも85%を超える水準となっております。また、社員本人が自らの意思で、職掌を選択することが可能な雇用制度であるとともに、入社後の職掌の転換も認めております。近年は多くのエキスパート職の女性がプロフェッショナル職に転換しており、プロフェッショナル職に占める女性の割合も増加しております。しかしながら、プロフェッショナル職においては、管理職以上の職責を担う社員の女性の割合が少ないことが、同じ職掌における男女の賃金の差異の背景となっており、また、部長職などの上位の管理職の職責を担う女性の割合が少ないことが、管理職以上における男女の賃金の差異の背景となっております。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社では、多様性が社員の価値創造力を高め、当社の中長期的な成長力をもたらすと考えております。この考えに基づき、女性活躍を含むダイバーシティの推進に取り組んでおり、管理職以上の女性の割合を15%以上とする目標を掲げ、女性の管理職登用を進めております。結果、女性管理職比率は、2021年度の9.5%と比較して2024年度には11.9%と上昇しております。また、管理職以上の職責を担う女性を増やしていくために、全社員に占める女性の割合(32.8%)を引き上げていくとともに、採用活動において、フェンドマネジャーの業務を説明するイベントや広報活動を実施し、資産運用ビジネスを志望する女性の採用数増加に取り組んでおります。また、女性が働きやすい職場環境や、利用しやすい各種制度の整備にも努めております。今後も、多様な人材が活躍し、新たな価値を創造する組織を目指し、さまざまな施策を積極的に進めてまいります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

①当グループの原点

日本では明治時代以降に信託制度が導入され、1922年には「信託法」、「信託業法」が制定されました。これらにより、信託制度が確立され、本格的な発展期を迎えることとなりました。

1924年には「信託業法」に基づく日本最初の信託会社として三井信託株式会社が設立されております。1925年には住友信託株式会社が設立され、1962年には中央信託銀行株式会社が設立されております。これら信託会社・信託銀行が当グループの中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社の母体となっており、「信託」が当グループの原点となっております。

当グループは、「信託」の受託者精神に立脚し、「信託」の力で各時代におけるお客さまのニーズや社会の要請に応じて、新たな価値創出に「挑戦」し、日本の発展に貢献する「開拓」の姿勢を、創業以来貫いてまいりました。

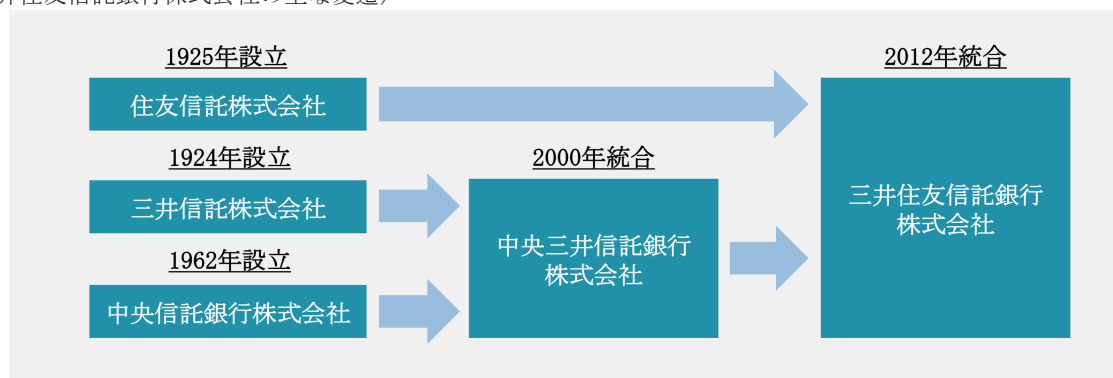
例えば、戦後の高度成長期には、重厚長大産業向けの設備投資資金ニーズに応える「貸付信託」を中心に、日本の経済成長を支えてきました。

1960年代からは、企業年金の制度設計・資産運用・資産管理を三位一体で提供する「年金信託」の受託者として、勤労者の充実した老後の生活を支援しております。

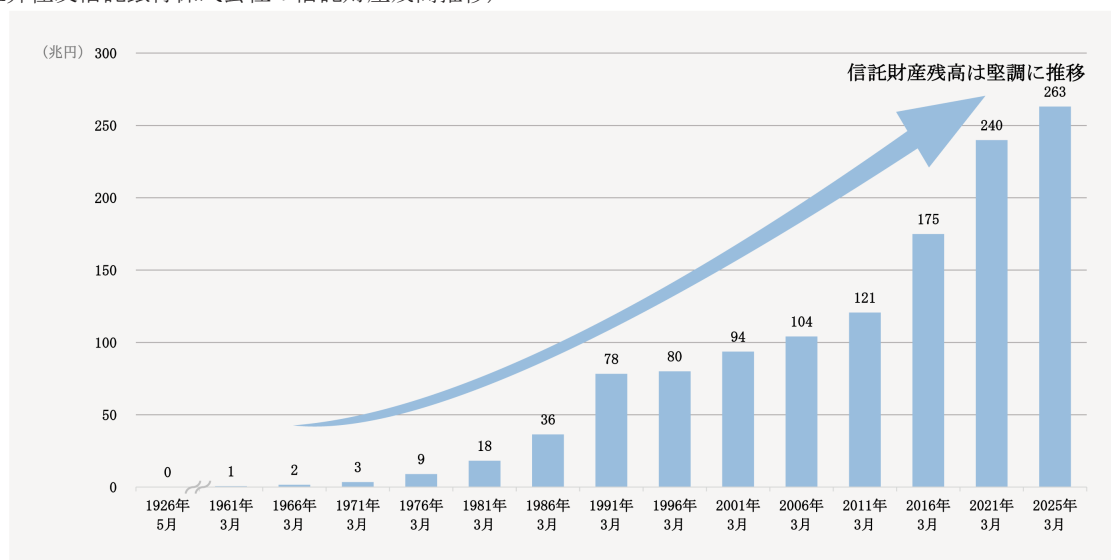
2000年以降は、「信託法」、「信託業法」の改正を契機に、時代に合った新たな商品・サービスの提供を通じて、社会課題に向き合っております。

当グループはまさに「信託」を原点とし、「信託」とともにその歴史を歩んでおり、今後もさらなる飛躍に向けて歩みを進めてまいります。

(三井住友信託銀行株式会社の主な変遷)



(三井住友信託銀行株式会社の信託財産残高推移)



(※)2012年3月期以前の信託財産残高については、三井住友信託銀行株式会社統合前の各社の信託財産残高を合算して算出しております。

②当グループの基本方針

当グループは、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）を定めております。

存在意義（パーパス）

託された未来をひらく

～信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる～

経営理念（ミッション）

全てのステークホルダーのWell-being向上に貢献してまいります。

- ・ 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ・ 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ・ 信託グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ・ 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿（ビジョン）

当グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行機能、資産運用・管理機能、不動産機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範（バリュー）

当グループの役職員は、パーパスを実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

(2) 金融経済環境

当連結会計年度の金融経済環境を見ますと、国内経済は、賃上げの動きが広がる一方、食料品を中心に物価が上振れし、弱い回復ペースに留まりました。海外では、米国経済が個人消費に牽引され堅調に推移し、欧州経済も製造業に弱さが見られながらも利下げが追い風となり回復基調を示しました。中国経済は不動産市場の低迷が長引き、内需が低調に推移しました。こうした中、2025年1月以降は、米国でトランプ大統領が就任し関税政策の中身が明らかになるにつれ、グローバル経済の下振れリスクが高まりました。

金融市場では、日本の10年国債利回りは、米国の雇用減速懸念による米国金利の低下につれて下振れる局面もありましたが、日本銀行が利上げを継続する姿勢を示す中で上昇を続け、2025年3月には1.5%前後まで上昇しました。ドル円レートは、2024年4月から円安基調で推移し、夏頃から日米金利差の縮小で円高基調に転じた後、10月以降はトランプ公約によるインフレリスクが意識される中で再び円安圧力が強まり、2025年3月には150円前後となりました。日経平均株価は、2024年7月～8月にかけて大きな振れを伴いながらも、10月以降は概ね38,000円台で推移しましたが、2025年3月末にかけて米国の関税引き上げの公表が相次ぐにつれ再び下振れし、年度末には35,000円台で着地しました。

(3) 事業の経過

2024年4月15日、当グループは創業100年を迎えました。信託の受託者精神に立脚し、各時代におけるお客さまのニーズや社会の要請に対し、「信託の力」で新たな価値の創出に果敢に「挑戦」し、我が国の発展に貢献する「開拓」の姿勢は、創業以来、いつの時代も変わりません。

中期経営計画の2年目となる2024年度は、社会課題解決と市場の創出・拡大への貢献を示すAssets Under Fiduciary（以下、「AUF」という。）を軸とした成長戦略を「実行・実践・実現」するために、以下の重点テーマに基づいた取り組みを進めました。

(2024年度経営計画の3つのテーマ)

1. アドバイザリ・資産運用・資産管理機能（好循環加速の駆動力）の強化
2. フィデューシャリーの高度化
3. 生産性・採算性の向上（DXの推進、インフレへの対応）

1. アドバイザリ・資産運用・資産管理機能の強化

我が国の金融・社会課題は、3,000兆円を超えと言われる個人の資産や企業の内部留保が、投資や消費に回らず停滞してきたことです。

当グループは資金・資産・資本の好循環の実現による成長を目指しています。投資家が有望な事業に投資し、株価の上昇や配当といった投資の果実を得ることで、国民の資産形成に繋がり、ひいては企業業績の向上による新たな投資や雇用の拡大という一連の好循環が起り、経済全体が持続的に成長します。信託会社を起源とする当グループは、不動産関連業務、銀行業務と、機能を拡張する中で、投資家、事業者それぞれの想いに直接触れ、双方のニーズを結びつけてきました。そこで培った当グループの強みであるアドバイザリ（意思決定支援）・資産運用・資産管理機能に一層の磨きをかけ、AUFを1年間で約580兆円から約640兆円に拡大いたしました。

①アドバイザリの強化

お客さまのライフプランや資産・負債の全体像を把握したうえで、適切な資産配分の提案から商品提供までをシームレスに行い、お客さまの最善の利益に繋がる意思決定支援（アドバイザリ）に注力いたしました。

個人のお客さまには、2024年10月から、新型金銭信託＜フューチャートラスト＞の取扱いを開始しました。本商品は、受託した財産を、グリーンな社会の実現などの社会課題解決を実現するプロジェクトや企業に長期資金として供給するものです。お客さまのリスク許容度に応じた最適なポートフォリオの提案・提供を通じた新たな投資需要の創造を推進しています。

法人のお客さまには、2024年4月から、三井住友信託銀行とERMグループが共同で設立したERM SuMi TRUSTコンサルティング株式会社にて、気候変動対応の支援を開始しました。ERMグループの技術知見を含むグローバルな専門知識と、三井住友信託銀行の金融インフラ機能を組み合わせ、実践的かつ国際競争力を意識したコンサルティングやソリューションの提供に注力しています。加えて、国内最大級のコーポレートガバナンスに関する実態調査に基づく経営課題の可視化など、当グループ全体の機能を活用し、お客さまの企業価値の向上及び社会課題の解決に

貢献する取り組みを進めました。

②資産運用・資産管理機能の強化

資産運用領域では、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「三井住友トラスト・アセットマネジメント」という。）、日興アセットマネジメント株式会社（※1 以下、「日興アセットマネジメント」という。）、三井住友信託銀行を中心に、グループ各社が個性を発揮し、お客さまのリスク許容度に応じたリターンの提供に尽力しました。

三井住友トラスト・アセットマネジメントでは、投資信託において、パッシブ性の商品ながらも、優れた運用力で指数以上のリターンを狙う「SMT iPlus全世界株式」など、自社運用商品の開発に引き続き注力いたしました。2025年3月に発表された「モーニングスター・アワード2025」では同社の約20年のロングラン商品である「ニュー配当利回り株オープン《愛称：配当物語》」が優秀ファンド賞を受賞しました。また、ロンドン証券取引所グループが選定する「LSEG リッパー・ファンド・アワード・ジャパン2025」では、投資信託及び確定拠出年金の総合部門をダブル受賞するなど、同社の特徴・強みを評価いただきました。

日興アセットマネジメントでは、不動産、インフラ、非上場株式といったプライベートアセット運用の強化を進めています。強みであるグローバルネットワークを活用し、欧州をはじめグローバルに多様な資産クラスで付加価値の高い運用商品を有するフランスのTikehau Capitalと戦略的パートナーシップを締結いたしました。

三井住友信託銀行でも、長年に亘り機関投資家向けに提供してきたプライベートアセット領域の更なる強化に努めました。国内のインフラストラクチャー領域を専門に投資助言を行うジャパン・エクステンシブ・インフラストラクチャー株式会社が三井住友信託銀行と協働して組成した第一号ファンドは、日本を代表する機関投資家のお客さまから想定を上回る総額330億円の出資をいただきました。また、当グループが特に強みとするゲートキーパー機能（※2）を、三井住友トラスト・インベストメント株式会社へ統合し、運用機能を強化する方針です。6兆円規模の資産運用残高を有するプライベートアセット運用会社として、海外投資家や個人投資家へのサービス拡張を図りながら、アジア最大級の地位を確立していきます。

資産管理領域では、AI等の新技術による業務の効率化・標準化を図り、プライベートアセットなど新たな資産の取扱いや、お客さまのニーズに応じたレポート作成などで、高付加価値を発揮しています。2025年3月には、運用会社向けのみドル・バックオフィス業務を中心に幅広いITソリューションを提供する株式会社大和証券グループ本社及び株式会社大和総研（以下、株式会社大和証券グループ本社と合わせて「大和証券グループ」という。）と業務提携いたしました。本邦独自のビジネス慣行や参入障壁に対して、大和証券グループとデータ共有基盤を構築し、投資信託の基準価額一元化を含め、業界全体のプロセス刷新と発展を目指します。

（※1）2025年9月1日付で、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。

（※2）ゲートキーパー機能：主に、信託契約等に基づく運用業務の一環として、数多くの国内外ファンドから投資家にとって最適な商品を選定し、モニタリング、レポートニング等の機能を提供するもの

2. フィデューシャリーの高度化

当グループの使命は、お客さまの想いや時代の変化を捉え、受託者責任のもと、お客さまから託された財産を最良執行し、適切なリターンをお客さまに届けることです。そのためには、グループの役員・社員一人ひとりの高い自己規律や内発的動機に基づくフィデューシャリーの高度化が必須です。

主要な信託業務の一つである資産運用・資産管理領域では、運用商品を組成するグループ運用会社と販売会社である三井住友信託銀行の連携を強化し、商品組成時に想定したお客さまのリスク許容度に応じた販売管理体制やモニタリングの堅硬化など、実務における枠組みの整備を進め、業界の議論をリードいたしました。

年々複雑化し、常に高度化が求められる規制対応やサイバー攻撃対策は、体制整備やシナリオ分析等により、困難な状況にも確りと立ち向かう盤石な経営基盤の高度化に努めています。

サービス品質やお客さまの利便性向上に関しては、三井住友信託銀行において、オンライン・コンサルティングプラザの拡充や、ユニバーサルデザインを活用した帳票類の簡素化に取り組みました。コールセンターではデジタル技術を活用した対応を進めるなど、スピードと精度を向上しています。お客さまのニーズをより速く・深く把握し、お客さま本位の業務運営の徹底に繋がります。

また、社員の声に確りと耳を傾け、会社と社員の双方向のコミュニケーションを活性化させると同時に、研修等を通じて一人ひとりの倫理観・コンプライアンス意識を強化し、オープンな組織創りや健全な企業風土の醸成に、不断に取り組んでまいります。

3. 生産性・採算性の向上

人口減少やインフレが加速する中、当グループが持続的に成長し、ステークホルダーのWell-being向上に貢献するため、時代に適合したAI活用やDXによる生産性や採算性の向上にも積極的に取り組みました。当社のデジタル戦略子会社であるTrust Base株式会社で先進的な技術知見を獲得しながら、三井住友信託銀行では住宅ローンの申し込み手続きのWeb化や、年金規約の新旧対照表の自動作成を実装するなど、新たな技術の活用を積み重ねています。ITインフラの抜本的な強化に向けては、三井住友信託銀行が三井住友トラスト・システム&サービス株式会社を統合する方針のもと、ITソリューションの方針策定から実装まで一気通貫で担う体制構築を進めています。グループ内で不足する先進技術の知見とビジネスへの応用が必要な領域については、当該能力を高いレベルで有する株式会社野村総合研究所との合弁会社であるトラストITコンサルティング株式会社を設立しました。

また、社内のインフラ整備を進め、社員の居住地域を問わない適材適所による配置で組織力を向上しています。技術革新に伴い、当グループの行動や価値観を柔軟に変え、未来適合を加速します。

加えて、当グループの一層の企業価値向上と経営資源の最適配分に向け、事業ポートフォリオの強化を進めました。2025年1月には、三井住友信託銀行が、子会社である東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社を吸収合併しました。経営資源の集約により、サービス品質向上やデジタル化をより一層推進いたします。

不動産担保融資専門の金融会社である三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社（※3）は、地域金融グループとしてお客さま層との親和性が高い株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループとの共同事業としました。商品・サービスの付加価値をこれまで以上に高め、効率的・持続的な成長と発展を目指します。

このような取り組みを進める一方で、2024年10月に三井住友信託銀行の元社員が、業務上知りえた情報を利用し自己の利益を図る目的でインサイダー取引を行っていたと疑われる事態が判明し、2025年3月に元社員は、金融商品取引法違反で起訴されております。多くのお客さまや株主をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。高い倫理性と自己規律を要求される当グループは、調査委員会による調査結果と提言を真摯に受け止め、類似事案の再発を防止すべく、様々な機会を活用し、社員一人ひとりの倫理やコンプライアンス遵守に対する意識の醸成を徹底し、信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

（※3）2025年4月1日付で、株式会社L&Fアセットファイナンスに商号変更しております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

2025年度は、現中期経営計画の総仕上げと、次期中期経営計画への橋渡しとなる期間です。2030年のありたい姿（※4）の実現に向け、2025年度は、（1）将来の利益成長とROE向上を見据えたプライベートアセット戦略等の成長領域への注力、（2）ステークホルダーとの長期信頼関係の構築、の2点を重点テーマとし、積み上げた利益・資本を活用した質の高い成長を目指します。

（※4）2030年のありたい姿

（定量）ROE：中長期10%以上、純利益：3,000億円以上、AUF800兆円

（定性）1. フィデューシャリーとしてステークホルダーから信頼される存在、2. 将来世代も包摂する全ての人のWell-being向上に貢献、3. 資金・資産・資本の好循環を促す社会インフラ

<テーマ1>プライベートアセット戦略等の成長領域への注力

当グループの企業価値向上に向けて、資金・資産・資本の好循環による「利益成長」と、適切な「経費戦略」及び「資本政策」を一体で取り組んでまいります。

企業等の資金需要と投資家の運用ニーズの双方に対して、直接ソリューションを提供している強みを活かし、多様で良質なアセットを国内外のお客さまに適切なリターンとして提供する取り組みに引き続き注力します。特に、未成熟な国内のプライベートアセット市場の先駆者となることが収益期待に直結すると考えています。三井住友信託銀行では、プライベートアセットの性質を持つ新型金銭信託＜フューチャートラスト＞に加え、投資家のお客さまの期待・選好を起点に、適切なリターンをより一層提供できるような商品組成に取り組めます。

ジャパン・エクステンシブ・インフラストラクチャー株式会社では、本邦の脱炭素や地域経済の活性化・持続的発展などに資する社会インフラ事業や企業に投資する第二号ファンドを立ち上げる予定です。当グループが有するリレーションを最大限活用し、幅広く展開してまいります。

海外のプライベートアセットに関しては、日興アセットマネジメントとTikehau Capitalが、シンガポールで合併会社を設立し、同社のプライベートデットやプライベートエクイティ領域の知見を活かしてアジア市場への展開を進めます。また、米国のGCM Grosvenor Inc.との業務提携では、当グループ自身による海外プライベートアセットの運用力獲得を目指します。

与信業務では、投資家目線も考慮したプロジェクトファイナンスやクレジット投資などに引き続き注力し、多様なお客さまのニーズに応えます。また、社会的価値と経済的価値の両立を企図したインパクト投資では上場に繋がる事例も出てきています。適切なリスク管理のもと、直接投資を行う案件を中心に実績を積み上げ、お客さまの最善の利益に資する投資機会の創出を追求してまいります。

環境変化に伴い増加傾向にある経費は、商品・サービスの価格適正化とあわせ、AI活用やDXを積極的に推進し、採算性向上と費用抑制に取り組めます。収益成長を支える資産運用ビジネス等の成長領域や、信託グループらしい付加価値を創出する領域に、資源や人員を積極的に投下します。

資本の効率活用の観点からは、未来に適合する事業ポートフォリオへの転換を引き続き図ります。持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、インオーガニック戦略を視野に入れた資本の入れ替え等を推進し、当グループ全体の成長を加速してまいります。政策保有株式に関しては、取引先の法人のお客さまとの深度ある対話を進め、2029年3月末の純資産対比時価20%未満の達成に向けて売却を加速します。成長投資や業務改革、利益構成の転換を進め、政策保有株式の売却益がなくとも大きな果実を生み出す仕組みを高度化し、安定的にROE10%以上を目指します。

<テーマ2>ステークホルダーとの長期信頼関係の構築

持続的な企業価値向上に向けた期待に対しては、AUF拡大による成長戦略が業務純益やROEの向上に繋がるという、当グループが描く成長ストーリーを明確に示すことで、将来世代を含めた全てのステークホルダーとの長期信頼関係を構築してまいります。

多様なステークホルダーから信任されるには、当グループの価値の源泉である役員・社員一人ひとりのフィデューシャリーの高度化が不可欠です。受託者精神のもと、高い自己規律や内発的動機により、常にお客さま本位の姿勢で「託された未来をひらく」ことに努めます。

サステナブルな社会の実現を目指す姿勢は不変です。外部環境の潮流を見極めながら、インターナルカーボンプライシング（※5）の整備や人権マネジメントの体制の高度化などを柔軟に推進します。開示物の品質向上や、サステナビリティ開示基準の適用に向けた態勢整備も、実現してまいります。

人的資本の観点では、多様な人材が活躍できるよう、処遇改善を含めた人事制度の拡充、自律的なキャリア形成支援等を推進します。個の力を高める取り組みを充実させ、自ら挑戦し成長する組織力の向上を図ることで、お客さまや社会から信じて託され、想いを実現するフィデューシャリー（受託者）として、お客さまや社会の期待を上回る水準まで業務品質を高度化いたします。

また、投資家、株主の皆さまには、開示の高度化を図りつつ、より建設的な対話を行うことで、当グループが提供する価値を共有いただけるよう一層注力してまいります。

（※5）インターナルカーボンプライシング：脱炭素経営に向けて、企業が内部で独自に設定・使用する炭素価格

世界情勢は紛争や分断の様相も色濃く、特に米国の政権交代を契機に、不確実性が増しています。その中においても、信任と誠実を根本とする信託の精神は変わりません。リスクを取って未来づくりに挑戦し、価値を創出する事業者を資金面からサポートし、投資家には良質なリターンを届ける役割も、過去・現在・未来と一貫しています。世の中の動きを受け止めながらも、流されることなく、信託グループらしいビジネスを強力に推進し、豊かな未来づくりに挑戦し続けます。

報告セグメントにおける主な事業内容は、以下のとおりであります。

（個人事業）

人生100年時代における個人のお客さまのさまざまなニーズに対し、資産の形成・運用から管理・承継に至るまで、信託グループならではの商品・サービスを提供しています。お客さま一人ひとりとの長きにわたる信頼関係をもとに、資産に関する悩み、不安、ありたい姿を丁寧におうかがいし、豊かで安心できる未来の実現をサポートします。

（法人事業）

各種ファイナンス、証券代行業務に加え、ESG関連のコンサルティングなど、多様なステークホルダーとの接点や幅広い商品提供力を活かし、お客さまの企業価値向上に繋がるトータルソリューションを提供しています。他事業やグループ会社・外部提携会社まで含めた、専門的かつ多彩なソリューション提供を通じ、経済的価値と社会的価値の創出を両立し、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。

（投資家事業）

多様な投資家のお客さまに対し、意思決定をサポートする高品質なコンサルティングを通じ、資産運用・資産管理サービスを提供しています。また、他事業やグループ会社等の多彩で専門性の高い機能と有機的に連携し、社会課題解決の中で生じる資金需要に着目した新たな価値ある投資機会を創出すること等を通じて、お客さまの経営課題や社会課題の解決に貢献しています。

（不動産事業）

法人のお客さまの経営課題解決及び個人のお客さまの資産形成・管理のために、高い専門性と総合力により付加価値を提供し、お客さまのベストパートナーを目指します。また、多様な情報・データに裏打ちされた不動産の目利き力や堅確な事務を通じた安心・安全の提供により、社会インフラとして不動産市場の成長を力強く後押し、投資家及び自らの成果獲得に繋がります。

（マーケット事業）

金利・為替取引、投資助言などのマーケティング業務・マーケットメイク業務を担う「顧客サービス機能」、投資業務・財務マネージ業務を担う「市場機能」、「事務機能」を組み合わせ、マーケットボラティリティ（市場変動）マネージの専門家集団として、お客さまのバランスシート上の課題に対する最適なソリューションをご提供していきます。

（運用ビジネス）

三井住友トラスト・アセットマネジメントと日興アセットマネジメントを中心に、グループ全体でアジア最大級となる資産運用残高を有しています。年金運用で培った質の高い運用ソリューションやグローバルネットワークを活用した多様な商品提供など、グループ各社が持つ多彩な運用機能の提供を通じて、お客さまの長期・継続的な資産運用に貢献していきます。

(5) 目標とする経営指標

当グループは、2025年度の財務目標（KPI）として以下を設定しております。資産運用・資産管理を軸とした信託グループらしいビジネスモデルの推進により、2024年度は中期経営計画（2023年度から2025年度まで）に掲げた主要なKPIを1年前倒しで達成いたしました。中期経営計画最終年度である2025年度も、「2030年度までのありたい姿」として掲げるKPIとPBR1倍以上（≒時価総額3兆円以上）の早期達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

	2023年度 (実績)	2024年度 (実績)	2025年度 (予想)	2030年度まで (ありたい姿)
自己資本ROE	2.68%	8.30%	8%台後半	10%以上
実質業務粗利益	8,741億円	9,342億円	9,750億円	1兆円以上
実質業務純益	3,386億円	3,620億円	3,700億円	4,000億円以上
親会社株主純利益	791億円	2,576億円	2,800億円	3,000億円以上
AUF（残高）	580兆円※	640兆円※	650兆円	800兆円
手数料収益比率	54.7%	54.4%	50%台前半	60%以上
経費率（OHR）	61.3%	61.2%	62%	50%台後半
普通株式等Tier1比率 (パーゼルⅢ最終化完全 実施ベース)	10.2%	10.6%	10%台半ば	安定的に 10%以上

※定義見直しによる増加分20兆円を含む。

- (注) 1. 自己資本ROE：自己資本に対する当期純利益の比率。利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、この比率が高いほど、自己資本を効率的に使って純利益を稼いでいることを示します。なお、2023年度(実績)の自己資本ROEについては、政策保有株式及び日本株ベア型の投資信託の損益影響を除くと、概ね親会社株主純利益の期初予想（2,000億円）を前提に算出したROEを上回る水準と試算。
2. 実質業務粗利益：当社及び連結子会社の業務粗利益に持分法適用会社の損益（臨時要因を除いた持分割合考慮後の金額）等を反映した社内管理ベースの計数。
3. 実質業務純益：経常利益から与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行（及びグループ）の本業の収益を表す指標。
4. AUF（Assets Under Fiduciary）：社会課題解決と市場の創出・拡大に貢献する取組の規模を示す指標。
5. 手数料収益比率：実質業務粗利益に対する各種手数料収益（受託財産に係る信託報酬や不動産仲介手数料、投資信託の販売手数料等）の比率。この比率が高いほど、当グループが注力する手数料ビジネスが粗利益の獲得に貢献していることを示します。
6. 経費率（OHR）：実質業務粗利益に対する総経費の比率。利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、この比率が低いほど、経費を効率的に使って粗利益を稼いでいることを示します。
7. 普通株式等Tier1比率：資本金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な資本に対するリスクの割合を表すもの。資本の十分性を示す規制指標であり、この比率が高いほど、リスクに対する備えが厚いことを示します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、自らのパーパス（存在意義）である「託された未来をひらく」と、サステナビリティ方針で掲げる持続可能な社会の構築への貢献を実現すべく、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に掲げております。また、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目的としたビジネスプロセスと、そのプロセスを経営レベルで管理する仕組みを合わせて「価値創造プロセス」として表現しております。

価値創造プロセスにおいて、当社は、信託の機能を活用しながら資金・資産・資本の好循環を創出・加速させ、個人からグローバル企業に至るまであらゆるステークホルダーに経済的価値を還元してまいります。また、これらの活動を通じて、地球や社会、経済に対するポジティブインパクトの創造と、ネガティブインパクトの抑制につなげるなど、社会的価値の創出にも取り組み、SDGsの実現に貢献してまいります。

加えて、当社では、持続的な価値創造プロセスに影響を与える事象をマテリアリティ（重要課題）として取締役会において定め、資本循環の促進要因（機会）と阻害要因（リスク）の両面から捉え管理しております。

当社は、2015年度に初めてマテリアリティを特定し、以後2019年度、2022年度に改定を実施しております。2022年度の改定時には、世界経済フォーラム国際ビジネス協議会の提言をもとに、世界4大会計事務所が中心となって取りまとめた「持続可能な価値創造のための共通指標と一貫した報告を目指して」における共通指標（コモンメトリクス）を起点に「マテリアリティテーマ」を抽出し、当社パーパスと経営戦略上のテーマから、実現したい社会と価値に関する項目の整理を行い、現行のマテリアリティを特定しました。

マテリアリティ及びマテリアリティテーマについては、経済や社会の情勢変化に伴って生じる論点を適切にくみ取るため、定期的にレビューを実施し、取締役会に報告しております。

なお、2024年度における定期レビューでは、米国における大統領選挙に伴う政策方針の転換、地政学的リスクの高まりなど、政治・経済情勢における不確実性の高まりが想定され、社内外の環境変化には留意が必要なものの、現行マテリアリティに変更はないことを確認しております。

マテリアリティ		概要
インパクト マテリアリティ	人生100年時代	・超高齢社会における年金や社会保障などの社会システムの変化や、健康寿命の延伸などの社会課題への備えとなり、豊かな生活を支える商品・サービスの提供。 ・お客さまが自身の要求するところに合う、有益で手頃な金融商品・サービスを利用できる状態をつくり出す。
	ESG/サステナブル経営	・気候変動、生物多様性、資源循環・サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染、人権尊重への対応と投融資先企業及びサプライヤーにおける環境・社会・ガバナンスに配慮した経営の支援、対応手段の提供。
	地域エコシステム・グローバルインベストメントチェーン（ネットワークイング）	・地域における各主体が相互補完関係を構築しつつ、地域外の経済主体などとの関係構築により、多面的に連携、共創していく関係の構築。 ・先進的な海外プレイヤーとの協業などによるインベストメントチェーンの強化を通じた投資機会の提供。
	信託×DX	・資金・資産・資本の好循環実現を促す駆動力・機能。「的確な運用と万全の管理」を備えた資産運用・資産管理を含む「信託」の力、「DX」の力（既存業務プロセスの構造変革、事業の横断融合による新たなビジネスの創造）による好循環の実現。
ガバナンス・ 経営基盤 マテリアリティ	コーポレートガバナンス	・社会的価値創出と経済的価値創出を両立させる経営のフレームワークの確立。
	受託者精神	・善良な管理者の注意をもってお客さまのために忠実に行為にあたる、受託者精神の全う。お客さまの最善の利益の実現。
	人的資本	・多様な価値観を有する人材の確保、登用、人材群の構築。心身ともに健康で会社のパーパスに共感しながら多様性を認め合う良好な人間関係のもと、自分の価値や強みを活かせる状況をつくり出す。
	リスク管理とレジリエンス	・経営の健全性確保、経営戦略に基づくリスクテイクを通じた収益確保と持続的な成長を支える、リスクの状況の的確な把握とリスクに対する必要な措置。
	コンプライアンスとコンダクト	・法令・市場ルール・社内規程類はもとより、広く社会規範を遵守。 ・役員・社員の行為が職業倫理に反する、またはステークホルダーの期待と信頼に込えていないことによる悪影響の防止。
財務 マテリアリティ	セキュリティ	・基幹インフラ事業者に対するサイバー攻撃の防止及び発生時のインシデント対応。 ・システムリスク管理体制の不断の見直し、改善。顧客情報のルールに則した取得と利用、厳格な管理。
	ステークホルダーの期待する財務体質	・健全な財務、持続的な成長。安定的な収益獲得。

（注）マテリアリティの3区分の定義は以下のとおりです。

インパクトマテリアリティ	当社の企業活動が、経済、社会、環境に影響（ポジティブ・ネガティブ両方のインパクト）する項目。社会的価値創出と経済的価値創出の両立を具体的に狙える段階のもの
ガバナンス・経営基盤マテリアリティ	環境や社会の課題が、当社の企業価値向上プロセスに影響する項目。直ちに財務に影響するものではないが、長期的には影響する可能性が高い非財務項目で「守り」の要素が強いもの
財務マテリアリティ	環境、社会の課題が当社の財務に影響を与える項目

（1）サステナビリティ全般

①ガバナンス

イ. サステナビリティ方針

当社は、「1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献」「2. お客さまへの誠実な対応」「3. 社会からの信頼の確立」「4. 環境問題への取り組み」「5. 個人の尊重」「6. 地域社会への参画・貢献」からなる「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」（以下、サステナビリティ方針）を取締役会において定めております。

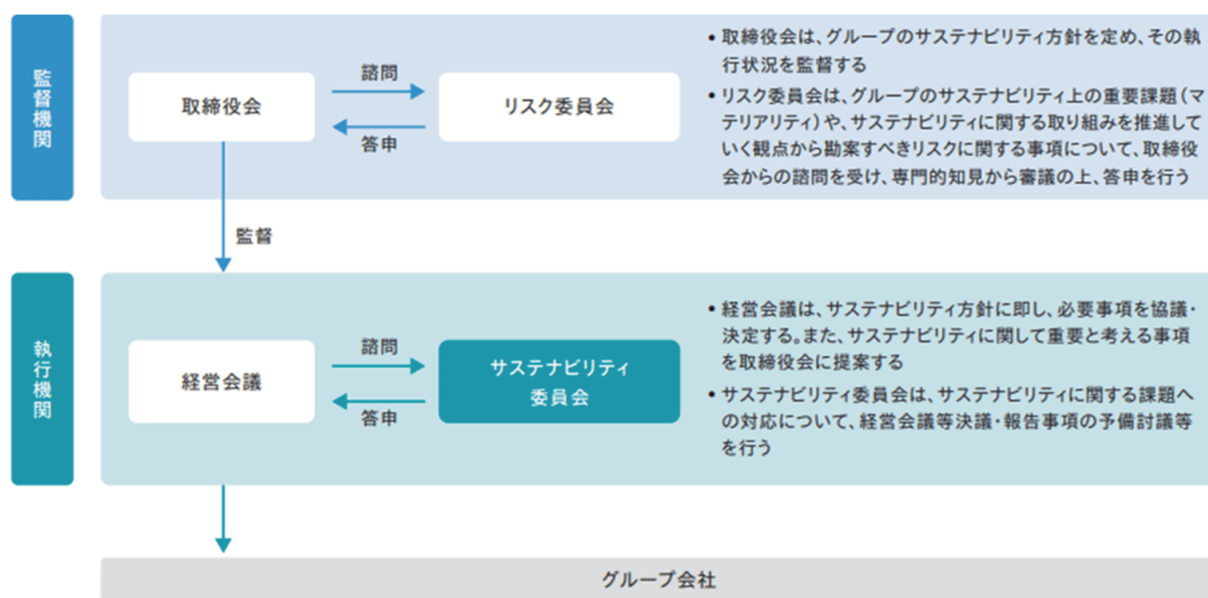
また、サステナビリティ方針に基づく具体的な取組方針及び行動指針として、「環境方針」「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」「人権方針」を取締役会において定め、役員・社員に周知するとともに対外的に公表しております。

ロ．サステナビリティ推進体制

当社では、サステナビリティ方針に基づき執行機関である経営会議がサステナビリティ推進に関する方針・戦略を協議・決定し、取締役会がこれを監督する体制としております。監督機関である取締役会は、諮問機関としてリスク委員会を設置し、当グループのサステナビリティにかかる取組状況に関する審議等を通じて適切な監督を行っております。

執行機関である経営会議は、2023年度に、サステナビリティに関する課題の協議、取組状況の報告を組織的に行うことを目的に、諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置しました。同委員会は、サステナビリティ推進部統括役員(2024年度からChief Sustainability Officer)を委員長、経営管理各部の統括役員を委員とし、当グループのサステナビリティへの取組状況の確認と、サステナビリティ推進に関する各種施策の審議を行っております。2024年度には、サステナビリティ関連リスクへの注目度の高まりを受け、リスク統括部統括役員(2024年度からChief Risk Officer)を委員に加えております。同委員会における審議を経た上で、経営会議へ付議することで、サステナビリティに関する課題の対象範囲を明確化し、方針立案から対応、開示までの一連の取り組みを組織的に行う体制を整えております。

なお、マテリアリティへの対応をはじめとするサステナビリティへの取り組みについては、当社のコーポレート・ガバナンス体制の下で運営しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。



②戦略

当グループは「信託」の多彩な機能を活用し、「資金・資産・資本の好循環」をキーワードに、個人・企業・投資家それぞれに生じる社会課題に対して付加価値の高い商品・サービスを提供していきます。特に、2030年に実現したい社会や当グループの姿を見据え、資金・資産・資本の好循環を促進する3つの重点戦略領域として、上記マテリアリティの「人生100年時代」「ESG/サステナブル経営」「地域エコシステム・グローバルインベストメントチェーン(ネットワーク)」に取り組んでおります。

また、当グループ固有の経営資源や顧客基盤だけでは、ますます高度化・複雑化する社会課題を解決することは困難であることを踏まえ、さまざまなステークホルダーとの連携やプラットフォームの構築を行い、新たな市場や資本循環の促進要因(機会)を創出していきます。

重点戦略領域	取り組み
人生100年時代	- 認知症、高齢者の独居等、超高齢社会における資産管理上の課題へのサポート - 現役世代の資産形成をサポート、個人金融資産の増大に貢献
ESG/サステナブル経営	脱炭素社会への移行等に向けたサステナブルファイナンスへの取り組み
地域エコシステム・グローバルインベストメントチェーン(ネットワーク)	- 再生エネルギーの導入と地域創生を念頭にいた地域課題へのアプローチ - 投資のさまざまなプロセスにおける効率的かつ高付加価値のサービス提供、インベストメントチェーンの発展をサポート

③リスク管理

イ. サステナビリティに関するリスク認識

当グループは、サステナビリティ方針に基づき持続可能な社会の構築に積極的に貢献すべく、事業を通じた環境・社会的課題の解決に貢献していくことを目指しております。

当グループの事業活動が環境・社会に及ぼす影響に対する配慮が不十分である場合、直接的・間接的に如何に関わらず、新たな環境・社会的課題の発生や拡大を助長するおそれがあり、そのことが持続可能な社会の構築に悪影響を及ぼすことはもちろん、引いては当グループの業績や財務状況、業務継続性、ブランド価値、成長性等にも悪影響を及ぼす可能性があることを認識しております。また、こうした影響は当グループ自体から生じるだけでなく、当グループが関係するバリューチェーンの中で生じる可能性があるリスクドライバーであり、当グループはこうしたサステナビリティに関するリスクがリスクカテゴリー横断的に影響を及ぼすものと認識しております。

ロ. サステナビリティ関連リスク管理の取り組み

当グループでは、上述のリスク認識の下、サステナビリティに関するリスクを的確に把握・低減すべく、サステナビリティ関連リスク管理方針においてリスク管理の考え方や、基本的な管理体制等を定めております。

また、当該体制に基づき、当グループや持続可能な社会の構築に向け解消すべき環境・社会的課題に及ぼす負の影響の把握・低減に取り組むとともに、継続的な体制強化を図ることで、サステナビリティに関するリスク管理プロセスの強化を進めております。

2024年度には、三井住友信託銀行を中心に気候変動や生物多様性等の中長期的な環境課題や、人権尊重等の責任ある企業行動に対する社会的要請の高まりに的確に対応すべく、ファイナンスを含む多様な業務執行に伴う、サステナビリティの実現に対する負の影響を特定・評価し、防止・低減方策等を検証するプロセスを設けました。

当該プロセスにて特定・認識された負の影響については、その影響度合いや蓋然性に応じた低減方策を設けるとともに、継続的なモニタリングやステークホルダー等とのエンゲージメント（対話）を通じて、更なるリスク低減を図っております。

（2）気候変動

①ガバナンス

気候変動の推進に関しては、「（1）サステナビリティ全般 ①ガバナンス」をご参照ください。

②戦略

イ. 戦略

年々深刻化する異常気象や自然災害は、私たちの命や暮らしを脅かしております。当グループのパーパスである「託された未来をひらく」を実現する上で、気候変動問題への対応は避けては通れない最優先課題です。

当グループでは、自社グループの事業活動で使用するエネルギーの削減・脱炭素化に加え、信託の力でお客さまの脱炭素化をサポートし、脱炭素社会の実現に貢献します。

脱炭素社会の実現には、多額の資金が必要となります。当グループは、ファイナンスや多様なソリューションの提供を通じて、事業者のお客さまの脱炭素化を支援するとともに、個人や機関投資家のお客さまの資金を呼び込み、多額の資金需要へ応えることで、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

具体的には、ガバナンスサーベイを中心とした各種サーベイ等を通じて、お客さまの現状と課題を把握した上でお客さまとの対話を重ねながら、三井住友信託銀行のテクノロジー・ベースド・ファイナンス（TBF）チーム（注）の有する技術的な知見や Breakthrough Energy、ERMグループといったグローバルトッププレイヤーとの協業も活用し、事業者のお客さまへのソリューション提供や資金支援を行っていきます。

当グループが目指すのは、事業者の脱炭素化進展が企業価値の向上へと繋がり、リターンとして投資家に還元され、さらなる投資、脱炭素化につながる好循環です。信託グループならではの「アドバイザー機能」「資産運用・資産管理機能」を発揮し、個人や機関投資家のお客さまへ投資機会を提供するとともに、事業者のお客さまの脱炭素化の支援を通じて、カーボンニュートラルな社会の実現に貢献していきます。

（注）技術の社会実装を金融的側面から支援することを目的として、サステナビリティ推進部に設置したチーム。水素、蓄電池、電力、有機化学、無機化学、機械、農学、都市等のさまざまな分野の研究者や専門家でチームを構成。

ロ．移行計画

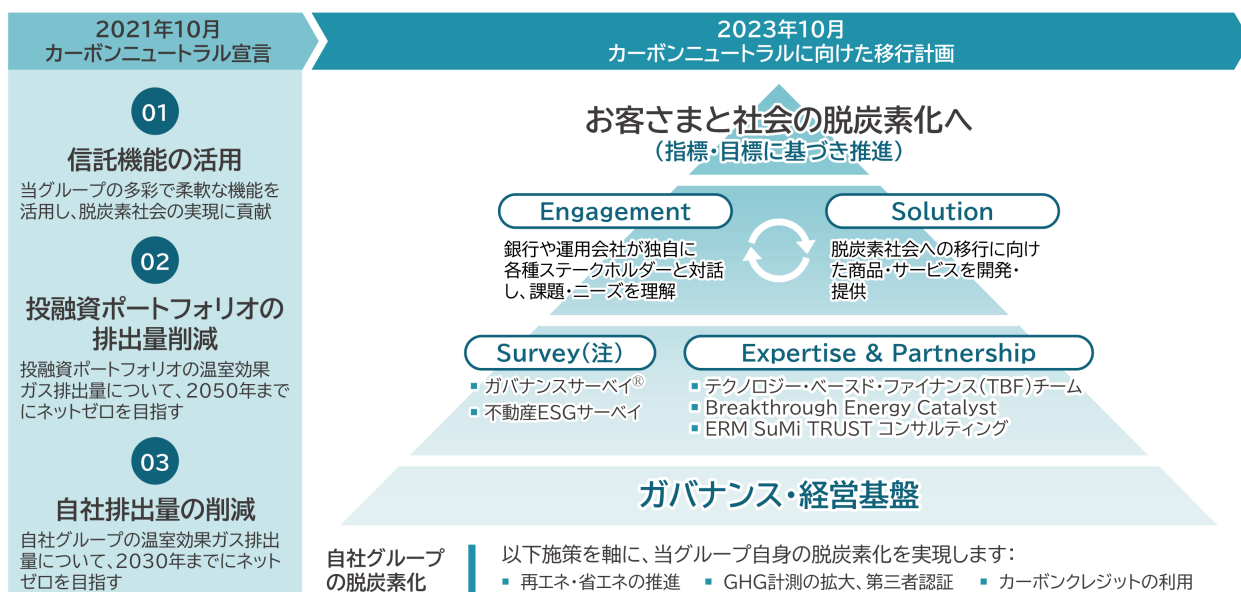
(i) 移行計画の概要

当グループは、全世界で加速するGHG排出量削減等の社会課題解決に向け、2021年10月にカーボンニュートラル宣言を公表するとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて着実に歩みを進めていくために、2023年10月に、カーボンニュートラル移行計画（移行計画）を策定いたしました。移行計画は、信託グループならではの幅広い業務領域をカバーするため、銀行・運用・信託・自社グループのセグメントごとの特性を踏まえた構成としております。主要子会社である三井住友信託銀行においては、取引先企業との対話やソリューションの提供を通じて、2050年までに投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの実現を目指していきます。また、同じく主要子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメントにおいても、2050年までに運用ポートフォリオにおける投資先企業のGHG排出量ネットゼロの実現を目指していきます。加えて、両社はグローバルに資産運用を展開する機関投資家として、エンゲージメント（建設的な目的を持った対話）及び議決権行使を通じて、投資先企業などの脱炭素化を促していきます。

また、自社グループにおいても、2030年のネットゼロ目標達成を目指し、当グループの事業活動で使用する電力・ガスなどのエネルギーの削減及び再生可能エネルギーへの転換などの脱炭素化を促進するとともに、GHG排出量の計測範囲の拡大や、良質なカーボンクレジットの活用検討等に取り組んでいきます。

ガバナンス・基盤の強化を行い、指標・目標を設定するとともに、銀行・運用・信託において、サーベイや専門性・パートナーシップ等の付加価値の源泉を最大限活用し、各ステークホルダーとの対話を通じた経営課題・ニーズの把握や、課題解決に向けた幅広いソリューションの開発、提供をしていきます。

<カーボンニュートラルに向けた移行計画の全体像>



注： 三井住友信託銀行では、企業の各種取り組みに関する実態調査を実施(実施状況はいずれも本レポート発行日時点)：
「ガバナンスサーベイ®」は、国内上場会社のコーポレートガバナンスの対応状況に関する国内最大級の実態調査(2017年以降毎年実施)
「不動産ESGサーベイ」は、不動産所有者の投資・運用におけるESGへの取り組みに関する実態調査(2022年以降毎年実施)

(ii) 移行計画の主な内容

◆投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロに向けた取り組み（三井住友信託銀行）

時期	現在～2050年		
戦略	(i) エンゲージメント方針	お客さまへの協業型脱炭素エンゲージメント戦略	・お客さまとの継続的なエンゲージメント（対話）を通じて、脱炭素化に向けた課題を把握し、ソリューションを開発・提供することで、お客さまのGHG排出量削減に貢献していきます。 ・電力、石油・ガス、不動産、海運、鉄鋼、自動車等の高排出セクターのお客さまを中心に、2024年度までに100社とのエンゲージメントを実施しました。2025年度までに150社とのエンゲージメントを予定しております。
		地域社会との関わり方	・お客さまを通じた脱炭素化に加え、地域社会に対しても、当グループの多彩な機能を提供することで、企業、地域社会の双方向での脱炭素化を加速させていきます。 ・大学をはじめとする研究機関に対しても、当グループの機能提供や共同研究を通じて、革新的な技術の社会実装を支援します。
		イニシアティブ・その他ステークホルダーとの関わり方	・イニシアティブへの参加・協議を通じて、協働エンゲージメントやルールメイキングについて積極的に関与していきます。 ・困難な社会課題解決のために、お客さま以外のステークホルダーの皆さまとの対話も重視します。
	(ii) 脱炭素ビジネスの推進	サステナブルファイナンスの拡大	・サステナブルファイナンスに関する2030年度までの累計取組目標を、15兆円に設定しております。お客さまの脱炭素化、脱炭素社会の実現に向けた資金面での支援を進めております。
		TBFチームによる「技術×政策×金融」	・サステナビリティ推進部に組成した、TBFチームにおける「技術への深い知見」に、「政策的観点」や「信託銀行の多彩な機能」を組み合わせることで、社会課題解決を目指します。
		インパクトエクイティ投資等の活用	・インパクトエクイティ投資等を通じ、社会課題解決に向けた資金を提供するとともに出資先の技術等を活用したソリューションを提供していきます。
		セクター戦略	・2030年GHG排出量中間削減目標を設定した高排出セクターについて、セクター戦略を策定し、脱炭素化を進めていきます。（電力、石油・ガス、不動産、海運、鉄鋼、自動車の6セクター）
		ERMコンサルティング	・2024年4月に世界最大のサステナビリティ専門コンサルティング企業であるERMグループと、「ERM SuMi TRUST コンサルティング株式会社」を設立しました。ERMグループのグローバルな知見・技術を活かした、質の高い調査・分析・コンサルティングを提供し、法人のお客さまの脱炭素・トランジションに関する経営課題の解決に貢献していきます。
	(iii) プロセスの高度化	気候変動対応プロセスの運営開始	・気候変動移行リスク・セクターヒートマップを基に、重要であると特定されたセクターに対して、中間削減目標を設定しました。セクターポリシー、与信審査及びリスク評価・リスク低減措置に関する各種基準を設定・運営しております。
		気候変動シナリオ分析の範囲拡大	・信用リスクへの影響を把握するために、移行リスク、物理的リスクのシナリオ分析を段階的に拡大しております。2024年度は、国内外の事業法人の移行リスクに加え、事業法人に対する急性・慢性リスクの財務影響を捉えるアプローチをとり、国内外の事業法人全体のシミュレーションにて、物理的リスクを分析しました。
指標・目標	・投融資ポートフォリオにおけるGHG目標（2030年中間削減目標（セクター別）、2050年ネットゼロ） ・金額目標（サステナブルファイナンス、石炭火力発電所向け融資）		

◆運用ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロに向けた取り組み（三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメント）

時期	現在～2050年	
戦略	(i) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	・気候変動をESGマテリアリティの1項目として特定しており、投資先企業の「気候変動に関するリスクと機会」を踏まえたエンゲージメントやイニシアティブ活動、議決権行使を通じて、脱炭素社会への移行を後押しします。 ・2024年に英国スチュワードシップ・コード署名機関として承認されました。
	(ii) 日興アセットマネジメント株式会社	・アジア企業で数少ない英国スチュワードシップ・コード署名機関として、組織体制、人員両面で、投資におけるESG対応を強化しております。グローバルネットワークを活かした商品提供を推進し、脱炭素社会への移行を後押しします。
指標・目標	GHG目標（2030年中間削減目標、2050年ネットゼロ）	

◆信託

時期	現在～2050年	
戦略	(i) 投資家ビジネス	・投資家のお客さま、運用会社、投資先企業に対して、サステナビリティに関するコンサルティングやモニタリング、プロダクト等の機能を提供します。サステナビリティ関連の投資を推進・強化し、脱炭素社会の実現に貢献していきます。
	(ii) 不動産ビジネス	・不動産ESGサーベイにより、お客さまのESG/サステナビリティ取組状況を可視化し、環境認証支援や再生可能エネルギーの提供・マッチング等の支援を行い、不動産信託の受託物件のみならず、不動産セクター全体の脱炭素化に貢献していきます。

◆自社グループ

時期	現在～2030年	
戦略	(i) 2030年目標と進捗状況	・当グループでは、2030年までのGHG排出量ネットゼロ目標を掲げ、着実に削減を進めております。
	(ii) GXリーグ（注）への参画	・当グループの中核子会社である三井住友信託銀行はGXリーグへ参画し、2025年度中間削減目標を設定しております。
	(iii) 今後の方針	・グループ会社を含めたScope3の計測範囲を拡大します。環境データの信頼性を確保するため、GHG排出量について第三者保証の範囲拡大を検討していきます。 ・再生材料や低排出製品を積極的に採用していきます。 ・自助努力により最大限、GHG排出量の削減に取り組みます。削減困難な部分は、良質なカーボンクレジットの活用も検討していきます。
指標・目標	GHG目標（2025年度中間削減目標、2030年ネットゼロ）	

（注）2050年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GX（グリーントランスフォーメーション）への挑戦を行い、現在及び未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取り組みを行う企業群と官・学と共に協働する組織です。

ハ．気候変動に関する機会の認識

脱炭素社会の実現に向け、社会構造・産業構造が大きく変わり始めるなか、グリーン技術開発やインフラ設備に対する資金需要が増加していく見込みです。日本政府は2050年カーボンニュートラル宣言に加え、GX基本方針で官民連携による150兆円規模の投資を表明しました。

このような多額の資金需要に応えるためには、官民連携によるブレンデッドファイナンス（注）や、投資家や個人の資金を繋ぐ仲介機能が必要不可欠です。当グループはこのような機会を逃すことなく、各経済主体との多様な接点を活かして資金・資産・資本の好循環を促し、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指していきます。

（注）民間資金と公的資金、あるいは慈善資金を合わせることで、社会課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支援する投融資手法。

<各セクターにおける機会の認識>

電力セクター	エネルギー源	- 再生可能エネルギーの拡大（太陽光発電、風力発電など） - グリーン水素・アンモニア等に係る非化石バックアップ電源の実現 - 原子力発電の優位性向上 - 電力系統の増強
	製品サービス・市場	- 電気自動車（EV）や蓄電池の普及・拡大など、脱炭素化の潮流による社会全体での電化拡大と電力需要増加 - 分散リソースの有効活用に資するVPP事業（注1）、デマンドレスポンス（注2）など
石油・ガスセクター	資源の効率性	資源循環社会への移行に伴う低環境負荷製品の需要増加やケミカルリサイクル事業の拡大
	エネルギー源	- 再生可能エネルギー、低炭素エネルギーの需要増加 - グリーン水素、アンモニア、合成燃料、バイオ燃料などのゼロエミッションエネルギーの供給、サプライチェーン構築
	製品サービス・市場	- お客さまの行動変化によるeモビリティ関連サービス事業拡大、及びカーシェア等の新たなサービス事業拡大 - CCUS（注3）技術の進展によるCO2排出削減事業の拡大 - 良質なカーボンクレジットの需要拡大
不動産セクター	資源の効率性	資源循環社会への移行に伴う低環境負荷製品の需要増加（低炭素セメント、木造建築、リサイクル建材など）
	エネルギー源	- 再生可能エネルギー（創エネ、自己託送（注4）、コーポレートPPA（注5）など）の需要増加・省エネ・創エネ - 蓄電設備の需要増加
	製品サービス・市場	- 建設時の資材運搬等におけるEV関連サービス事業拡大、及びカーシェア等の新たなサービス事業拡大 - 建築物の建設時、運用時、解体時のGHG排出量の可視化・管理に向けたシステム開発・導入の拡大 - 環境不動産の認証制度・評価指標の高度化
海運セクター	資源の効率性	資源循環社会への移行に伴う低環境負荷製品の需要増加（低炭素スチール、リサイクル材など）
	エネルギー源	- グリーン水素・アンモニア、合成燃料、バイオ燃料などのゼロエミッションエネルギーの供給、サプライチェーン構築 - 電気運搬船の商用化・拡大
	製品サービス・市場	- ゼロエミッション輸送サービスの需要拡大 - 良質なカーボンクレジットの需要拡大
自動車セクター	資源の効率性	- サーキュラーの浸透（使用済EVバッテリーなどのリサイクル進展） - ギガキャスト等、新たな製造手法導入による使用素材や溶接に要するエネルギーの低減
	製品サービス・市場	EVや燃料電池車等、環境負荷の小さい製品に対する需要の増加
鉄鋼セクター	資源の効率性	資源循環社会移行に伴う鉄スクラップ回収促進、原料鉄鉱石やコークスの使用量減少
	製品サービス・市場	- 低炭素鋼材の開発先行。鉄鋼の大口需要業界（建設や自動車等）における、市場シェア拡大 - 低炭素鋼材のプレミアム化による収益性向上

（注）1. VPP（バーチャルパワープラント）とは、需要家側エネルギーリソース、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の所有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御（需要家側エネルギーリソースからの逆潮流も含む）することで、発電所と同等の機能を提供することを指します。

2. 需要家側エネルギーリソースの所有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させることを指します。

3. CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）とは、CO2の回収・利用・貯留のことを指します。

4. 一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度を指します。
5. PPA (Power Purchase Agreement) とは、需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を購入する契約を指し、オフサイト・コーポレートPPAとは、需要場所から離れた場所に発電設備を設置し電力小売事業者を経由して需要家に電力供給を行うモデルを指します。

＜機会獲得のための三井住友信託銀行の戦略＞

各セクター	共通の戦略	セクター別の戦略
電力セクター	1. エンゲージメントの推進 ・お客さまとの継続的対話を通じた、脱炭素化戦略・課題の把握と、ソリューションの開発・提供を行う“協働型脱炭素エンゲージメント戦略” ・地方自治体及び企業とのリレーションを活用した地域ごとのニーズ・課題の把握 ・イニシアティブや脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）等の官民組織、各政府機関との連携、協働エンゲージメント、ルールメイキングへの関与 2. 脱炭素ビジネスの推進 ・サステナブルファイナンス拡大 ・TBFチーム及びERM SuMi TRUSTコンサルティングを活用した「戦略×技術×政策×金融」による社会課題解決 ・革新的グリーンテックの社会実装・お客さまとのマッチング ・インパクトエクイティ投資等の活用 ・セクター戦略・コンビナート戦略	・TBFチーム／専門知識を活用した脱炭素関連技術の社会実装支援 ・リスクマネー供給、再生可能エネルギー事業展開
石油・ガスセクター		・TBFチーム／リスクマネーの供給・次世代エネルギー（水素等）への取り組み ・再エネへの取り組み ・安定・良質なカーボンクレジットの供給スキーム構築
不動産セクター		・不動産ESGサーベイなどを通じた業界に対する啓発活動 ・コンサルティング・脱炭素化支援サービス ・TBFチーム／低炭素材導入支援 ・不動産テックノウハウ蓄積・提供
海運セクター		・環境対応船、次世代燃料船などのシップファイナンスの拡大 ・リスクマネー供給（水素・アンモニアインフラ構築等）
自動車セクター		・TBFチーム／次世代エネルギーへの取り組み、バッテリー等のサーキュラー利用推進 ・リスクマネー供給（EV充電等）
鉄鋼セクター		・TBFチーム／次世代エネルギー（水素等）への取り組み ・リスクマネー供給（電炉転換、水素還元製鉄プラント、直接還元製鉄プラント等）

③リスク管理

イ. 気候変動に関するリスクの認識

当グループでは、気候変動対応行動指針を含むサステナビリティ方針に基づき、取引先等の脱炭素化の支援、多様な投資機会の提供等を通じて、脱炭素社会の実現に貢献していくことを目指しております。

中長期的な気候変動に起因する物理的リスク（※１）及び移行リスク（※２）は、取引先企業の経営への悪影響（気候変動対応のための制約・コスト増加、自然災害等の被災等による担保資産の棄損など）、それに伴う与信関係費用の増加などを通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があるだけでなく、当グループの業務継続性やブランド価値、成長性等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当グループは、これらの気候変動に関するリスクを、リスクカテゴリーに横断的に影響を及ぼすリスクドライバーと認識しております。

※１：中長期的な気候変動に起因して直接・間接的に生じるリスク。例えば、台風や豪雨等の異常気象、あるいは断続的な気温上昇や海面上昇等に伴う自然資本や社会インフラの被害、コスト増加などの事業継続性への悪影響が存在する。

※２：低炭素・脱炭素社会への移行に伴い生じるリスク。例えば、排出量規制や将来的な炭素税の導入等の政策変更リスク、技術革新等による企業の競争力低下・生産コスト増加等の技術的リスク、投資・消費行動の変化等の市場リスク、気候変動等対応に伴う批判・ブランド価値毀損等の風評リスク等が存在する。

ロ．気候変動関連リスク管理の取り組み

当グループでは、上述のリスク認識の下、気候変動に関するリスクを的確に把握・低減すべく、サステナビリティ関連リスク管理方針において、気候変動関連リスクを含む、サステナビリティ関連リスク全般に関するリスク管理の考え方（リスクカテゴリー毎の気候変動に関するリスクの管理方針等を含む）や、基本的な管理体制等を定めております。

また、当該体制に基づき、中長期的な気候変動が当社業務や保有資産等に及ぼす影響を把握し、継続的な体制強化を図ることで、気候変動に関するリスクのリスク管理プロセスの強化を進めております。

中でも、当社の目指す姿に照らして、リスクベースで影響の大きい三井住友信託銀行の投融資分野においては、高炭素セクター毎のGHG排出量削減目標の設定・管理に加え、中長期的なシナリオ分析等を通じた投融資ポートフォリオや取引先企業の経営への影響把握、与信業務におけるセクターポリシーの更新・審査の高度化に取り組んでおります。

なお、当グループのシナリオ分析の概要、及び投融資先の気候変動移行リスクや信用リスクの管理の詳細については、別途公表しております「気候変動レポート2024/2025」をご参照ください。

<リスクカテゴリー毎の気候変動関連リスクの管理方針>

カテゴリー	気候変動関連リスクに対するリスク管理方針	リスクホライズン (注)
信用リスク	・ 当グループの与信関連業務の健全性の維持のため、気候変動に関するシナリオ分析（移行・物理的リスク）等を通じた将来を含む投融資ポートフォリオへの影響を把握し、セクター別のGHG排出量目標設定・管理、投融資先企業等との対話・与信審査の高度化等を通じてリスクの抑制を図る	短期・中期・長期
市場リスク・資金繰りリスク	・ 当グループの市場・資金繰り関連業務の健全性を維持するため、気候変動関連リスクが当グループの市場リスク・資金繰りリスクに与える影響を分析のうえ、漸次、業務体制の拡充等を通じてリスクの抑制を図る	短期・中期
オペレーショナル・リスク	・ 当グループの業務の健全性を維持するため、気候変動関連リスクが当グループの業務継続性や風評等に与える影響を分析のうえ、漸次、業務体制の拡充等によるリスクの抑制を図る	短期・中期・長期

(注) 短期：1年以内、中期：1年超10年未満、長期：10年以上

④指標と目標

当グループでは、気候変動に係る当グループの戦略とリスク管理の基本方針に基づき管理する具体的指標及び目標を設定し、グループにおける気候変動対応の状況をモニタリングしております。今年度の主な指標及び目標は下表のとおりです。なお、当グループは指標の状況を定期的に確認し、外部環境の変化や戦略の見直しに伴い、指標の見直しを行っております。

カテゴリー	指標	目標
気候変動ビジネス機会	サステナブルファイナンス累計取組額	2021年度～2030年度 累計取組額15兆円
リスク管理	投融資ポートフォリオのGHG排出量（注1）	2050年までにネットゼロ
	自社グループのGHG排出量（注2）	2030年までにネットゼロ
	石炭火力発電向け貸出残高	プロジェクト貸出残高を2030年度に2020年3月末比半減 プロジェクト貸出残高及びコーポレート貸出（新規・拡張）残高を2040年度までにゼロ
	運用ポートフォリオのGHG排出量（三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメント）（注3）	2050年にネットゼロ

（注） 1. 投融資ポートフォリオについては、セクターごとに以下の中間削減目標を設定しており、実績は記載のとおりです。

セクター	中間削減目標	進捗実績値
電力	2030年度：138～173g-CO ₂ e/kWh (2020年度：249 g-CO ₂ e/kWh)	2023年度：219 g-CO ₂ e/kWh
石油・ガス	2030年度：2020年度比▲13%～▲31% (2020年度：3.6MtCO ₂ e) 2020年度の値は計測方法の変更に伴い 5.7MtCO ₂ eから変更	2023年度：2020年度比▲38.9%
不動産	2030年度：34～41kg-CO ₂ e/m ² (2021年度：66 g-CO ₂ e/m ²)	2023年度：58kg-CO ₂ e/m ²
海運	2030年： Portfolio Climate Alignment 0%以下	2023年（新基準）：（努力目標）+19.7% （最低目標）+14.2%
鉄鋼	2030年度：2019年度比▲22%～▲27% (2019年度：4.3MtCO ₂ e)	2023年度：2019年度比▲30.2%
自動車 （生産段階）	2030年度：2019年度比▲47% (2019年度：224kt-CO ₂ e)	2023年度：2019年度比▲47.8%
自動車 （製品段階）	2030年度：106～128g-CO ₂ e/vkm (2019年度：202g-CO ₂ e/vkm)	2023年度：184 g-CO ₂ e/vkm

（注） 2. 自社グループのGHG排出量については、2023年度の実績でScope1（直接排出）4,472 t とScope2（間接排出）4,368 t の合計で、8,840 t CO₂eとなり、前年度と比較して約12%削減しました。また、GHGプロトコルに準拠した計測・集計を行い、当グループの国内拠点（Scope1, 2）について、第三者保証を取得しました。今後、利用データの質的・量的な充実や、計測手法の改善を通じた分析精度の向上に努めます。

（注） 3. 運用ポートフォリオについては、各社ごとに以下の中間削減目標を設定しており、実績は記載のとおりです。

社名	中間削減目標	進捗実績値
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	運用資産の50%を対象（注4）に、 2030年の排出原単位を2019年比半減	2024年3月末： 2021年6月比（注5）▲21.1%
日興アセットマネジメント株式会社	運用資産の43%を対象（注6）に、 2030年の排出原単位を2019年比半減	2023年12月末：2019年12月比▲23.0%

（注） 4. 2021年6月末時点の運用資産85兆円の50%にあたる約43兆円が対象

5. 目標は「2019年比半減」であるが、2021年6月時点のポートフォリオに対して、2019年の排出データを使用して算出したため、進捗実績値を「2021年6月比」と表記

6. 2021年12月末時点の運用資産31兆円の43%にあたる約13兆円が対象

(3) 人的資本

①ガバナンス

人的資本に関する基本方針や重要戦略の取組状況は、経営戦略との連動を目的として、取締役会による監督に基づき、経営会議やサステナビリティ委員会等を通じて報告・決議を実施しております。

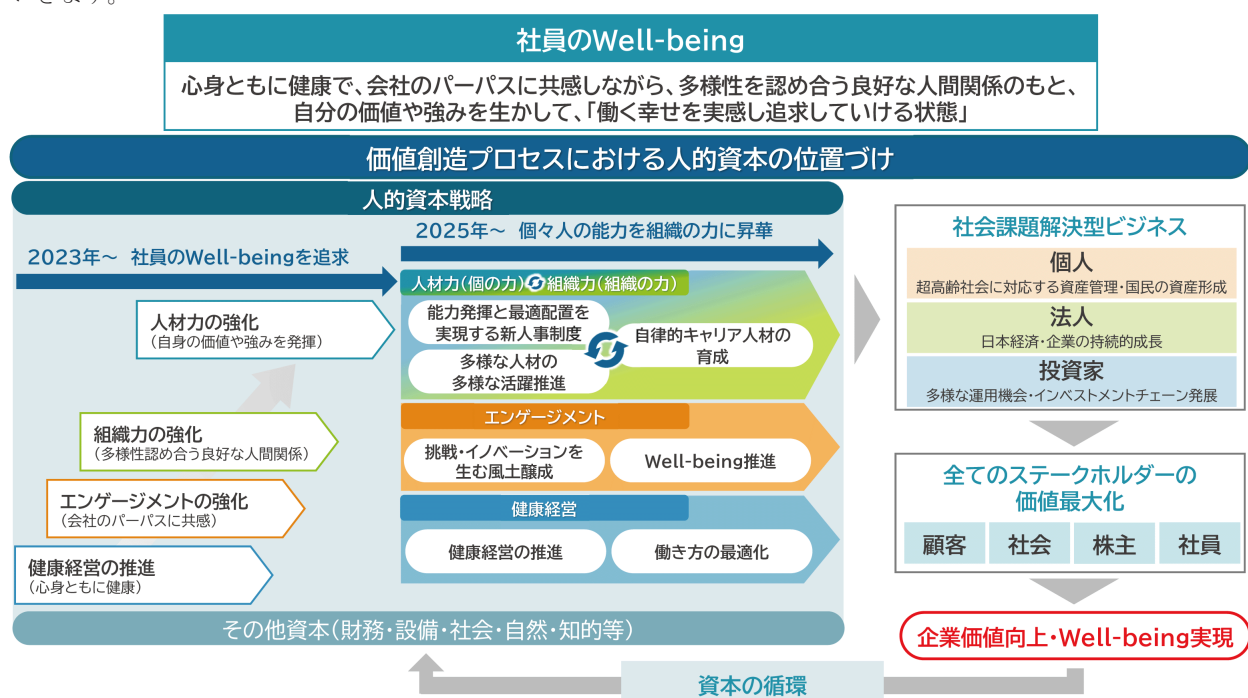
また2025年度からは、経営会議の諮問機関として人的資本委員会を設置し、人事部統括役員(CHRO)を委員長、経営企画部統括役員、リスク統括部統括役員、財務企画部統括役員を委員として、当グループの人的資本強化への取組状況の確認と、各種施策の審議を行っております。

同委員会における審議を経た上で、経営会議へ付議することで、人的資本戦略の推進に必要な方針立案、対応実施、開示までの一連の取り組みを組織的に行う態勢を整えております。

②戦略：人的資本戦略と企業価値向上・Well-beingの実現

当グループの掲げるパーパス（存在意義）を実現し、社会課題への取り組みを通じた資金・資産・資本の好循環の促進と市場の創出による成長を図るためには、人的資本の充実が重要となります。経営戦略を実現する人材群を構築し、その人材群が共通の目的に向かい多様な個性・専門性を発揮して最大限の活躍を実現すること、それぞれの活躍の結果を当グループの価値創造につなげることが、人的資本戦略の目指す姿です。

また、当グループで「社員のWell-being」と定義する、「心身ともに健康で、会社のパーパスに共感しながら、多様性を認め合う良好な人間関係のもと、自分の価値や強みを生かして、『働く幸せを実感し追求していける状態』」の実現を目指しております。当グループでは引き続き「社員一人ひとりのWell-being」向上を通じて、お客さま、社会への価値創出を実現し、全てのステークホルダーのWell-beingと企業価値向上をもたらす「好循環」を創り上げていきます。



(i) 人材力と組織力の強化

当グループでは、多彩な機能、多様な事業ポートフォリオを強みとする信託グループとして、「社員一人ひとりの多様性と創造性を経営に生かす」ことを重視し、多様な属性・背景を有する社員が公正・公平（エクイティ）な支援の下、組織の付加価値となるような各種施策を取り組んでまいりました。

また、未来に向けた「ありたい姿」を社員一人ひとりが自ら考え、その実現に向けて自ら行動する「自律的キャリア型人材」の育成に注力することで、人的資本の強化を目指しております。

(ア) 能力発揮と最適配置を実現する人事制度運営

当グループの人事評価制度は「本人参加型」です。社員は上司とのすり合わせにより具体性を持った業務遂行課題を決定し、年度末には上司と課題への成果とその達成プロセスを振り返りを行うことで、納得感の高い評価が得られる仕組みとしております。

三井住友信託銀行では、2025年度から運営を開始した新人事制度において、社員と会社が対等な関係を築き、互いに高めあう「選び・選ばれる関係」を実現します。社員が自律的にキャリアや働き方を選択する一方で、会社は「ウィル（意思）」と「スキル」に基づいた配置・登用を行い、社員一人ひとりが活躍・挑戦できる機会や選択肢を提供します。また、担う役割に応じたメリハリある処遇体系を導入することで、社員一人ひとりの能力最大発揮と生産性向上に資する最適な人材配置の実現を目指します。

（イ）自律的キャリア型人材の育成

当グループでは、社員一人ひとりの自律的なキャリア実現に向けて、社員が自己選択・自己決定できる仕組みや環境の整備を進めております。三井住友信託銀行では、各業務領域への理解を深め、将来のキャリア形成を考える機会として、社内の様々な業務について実際に従事している社員へ直接質問することができる「事業説明会」を開催の上、業務公募を実施しております。

また、「TRUST University（トラスト ユニバーシティ）」と冠した社内大学を展開し、外部の教育機関等と提携した階層別の研修や業務スキル等の向上を目的とした研修から自己啓発まで多くのコンテンツを整備しております。三井住友信託銀行では、2023年4月に、ビジネス推進に必須であるIT／デジタル人材育成に向けた具体的なKPIを設定し、研修や資格の取得支援を拡大しております。

加えて、当グループでは、経営の継続に対してクリティカルなポストの特定を行い、後継者の育成・管理をする取り組みを進めております。GL（グローバル＆ジェネラルリーダー）研修及びSL（ストラテジックリーダー）研修等、選抜研修を毎年実施しております。

（ウ）多様な人材の多様な活躍推進

当グループでは、2030年までに女性役員比率を30%以上にするという経団連の「2030年30%へのチャレンジ」に賛同し、女性管理職比率のKPIを策定し、女性リーダー層を対象とする階層別研修やキャリアデザイン研修等、女性活躍推進の取り組みを推進しております。

また、社員のライフスタイルに応じた働き方の実現、ライフイベントに左右されないキャリア構築を目指し、両立支援制度の充実と風土醸成に取り組んでおります。三井住友信託銀行では2022年度に、産前・産後に男性社員が長期の育休を取得することが可能になるベビーケア休暇を新設し、休暇取得を奨励することで、男性育休取得日数は拡大しております。

加えて、信託グループ特有の多彩な機能、多様な事業ポートフォリオを維持しつつ、成長領域の伸長を図るために、キャリア採用社員や外国籍社員、障がい者社員の活躍推進にも取り組んでおります。

（ii）エンゲージメントの強化

（ア）挑戦・イノベーションを生む風土

当グループでは、全社的なパーパスの浸透とともに、「全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供」に向け、チャレンジと学びを後押しする風土構築とコミュニケーションの活性化に取り組んでおります。

2024年に創業100年を迎えた当グループでは、100周年事業として、関係会社23社から450人（2025年4月時点）の社員をアンバサダーとして選出し、社員が主導して事業を推進する等、やりがい・働きがいを生む風土の構築を意識しております。なお、100周年事業の集大成として、全社・全社員参加型で社員一人ひとりの挑戦アイデアを持ち寄り、その取り組みを表彰する「Action Challenge Award」を開催し、グループ社員から10,000件を超える“挑戦アイデア”が宣言されました。

また、三井住友信託銀行では、一人ひとりの行動変容を促し、積極的に挑戦できる風土を醸成していくために、2025年度に、個人目標を「当グループのバリュー（行動規範）を実践できているか」を軸に評価する体系に刷新いたしました。

加えて、店部長自らが講師を務めて自身の経験や学びを伝達する店部長塾・道場の開催、1 on 1におけるマネジメントのコミュニケーションスキルの向上を目指す1 on 1研修の実施等により、心理的安全が担保された風通しの良い職場環境の構築を推進しております。これらの取り組みの成果については、社員意識調査やパルスサーベイを導入し、社員の声を経営層やマネジメント層が把握することで、更なる向上に努めております。

(イ) Well-beingの推進

当グループでは、Well-being推進担当役員を設置し、株式会社日本経済新聞社主催の「Well-being Initiative」等、産官学連携セッションへ参画しながら、社内外でのWell-being推進活動を強化しております。また、FINANCIAL WELL-BEING（注1）への貢献に取り組み、人生100年時代において、お客さま一人ひとりの幸せに資するベストパートナーとなることを目指しております。三井住友信託銀行では、その価値創出の担い手である社員一人ひとりのFINANCIAL WELL-BEING実現に向けて、年金業務・職域業務で培った高品質な投資教育ノウハウを社員に還元し、社員の資産形成支援を強化しております。2022年度以降は、社員と会社がベクトルを合わせ、中長期的な成長を追求できる仕組みとして、全社員に対する株式報酬（RS信託（注2））を導入しております。

（注）1．FINANCIAL WELL-BEINGとは「お金や資産について、不測の事態に対する備えと将来に向けた準備ができて、安心できる状態」を指します。

2．株式交付信託の仕組みを利用して、特定譲渡制限付株式（RS：Restricted Stock）を交付する制度を指します。

(iii) 健康経営

当グループでは、社員が健康と幸福を実感し、持続的に能力を発揮することで人的資本の向上を目指しております。そうした心身両面での健康推進を目指した取り組みが評価され、当グループは8年連続で「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されております。

(ア) 健康経営の推進

当グループでは、2024年7月に、社員の心身の健康への投資を加速すべく、「健康経営宣言」を制定しました。心身の健康推進のため、研修などを通じた啓発活動を行っているほか、各事業所へ産業医を配置し、きめ細かい健康管理・健康指導を行っております。三井住友信託銀行では、年1回の健康診断の受診に加え、健康管理システムを導入し、社員ごとの個別指導を行うことで、再検査受診率は上昇しております。また、心の健康では、ストレスチェックやプレゼンティーズム、アブセンティーズム（注1）の測定により社員の状態を把握しているほか、カウンセラーの設置や各種セミナーの開催を通じて、心の健康維持に努めております。今後も、社員の健康維持・向上に力を入れ、人生100年時代にふさわしい健康経営の推進を図ってまいります。

（注）1．プレゼンティーズムとは、出勤しているものの、何らかの健康問題によって業務効率が低下している状態、アブセンティーズムとは、仕事を休業ないし欠勤している状態を指します。

(イ) 働き方の最適化

当グループでは、「多様な働き方とワークライフバランスの実現」に向けて、IT投資強化や業務プロセス改革による生産性向上と時間外労働の削減、及び時差出勤や在宅勤務等、柔軟な働き方推進への取り組みを行っております。三井住友信託銀行では、勤務間インターバル11時間の導入や計画的な休暇取得を奨励しており、有給休暇取得日数、取得率ともに上昇しております。更なる働き方の最適化に向け、グループでの勤務間インターバル11時間の導入や、三井住友信託銀行では、有給休暇取得率目標の設定を検討しております。

健康経営宣言

三井住友トラストグループは、「託された未来をひろく」を実践するため、「社員のWell-being」が何よりも重要と考えています。

健康経営の目指す姿は、社員一人ひとりの健康でいきいきとした働きが、当グループのサービスを通じて、お客さまや社会への価値創出を実現し、これが社員のやりがいになって好循環することです。

以下の観点で働き方改革を持続しながら、健康経営を実践してまいります。

- 健康投資施策の取り組みを通じた健康推進の支援
- 多様な働き方とワークライフバランスの実現
- 社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供

③指標と目標

当グループでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。なお、施策の浸透とともに各種指標は上昇しております。

項目	指標	2022年度 実績	2023年度 実績	2024年度 実績
(i)人材力と組織力の強化	女性管理職比率	16.2%	18.7%	24.0%
	当グループ	13.3%	15.2%	23.2%
	三井住友信託銀行株式会社	50.2%	52.3%	53.6%
	男女賃金格差	2.14%	2.29%	2.57%
	障がい者雇用率	117%	111%	100%
	男性育休取得率(*1)	12.9日	18.3日	20.0日
	男性育休平均取得日数	11.5万円	14.2万円	14.0万円
	研修費用(社員一人当たり)	650人	739人	753人
	グローバル人材	－	245人	854人
(ii)エンゲージメントの強化	社員意識調査 (60点を超えれば概ね良好)	57.2	58.7	58.2
	パーパスに基づいた行動(*2)	64.7	67.3	67.2
	満足度(*3)	62.4	62.4	62.8
(iii)健康経営の推進	有給休暇取得日数	17.9日	19.8日	20.3日
	休暇取得率	66%	73%	75%
	法定外労働時間(1か月平均)	19.3時間	18.9時間	19.5時間
	プレゼンティーズム	79	79	77
	ストレスチェック(*5)	93	90	89

「女性管理職比率（当グループ）」「パーパスに基づいた行動」「ストレスチェック」を除く項目は、三井住友信託銀行単体の数字になります。なお、人的資本に係る指標と目標については、2024年度に開示した指標と目標のうち、当グループの人的資本の取組方針等において特に重要な指標に絞って記載しております。

- (*1) 各年度中に育休を取得した男性労働者の数を、各年度中に配偶者が出産した男性労働者の数で割った比率であり、100%を超える水準となっております。
- (*2) 設問「自分自身の思考や行動に影響を与えている」についての、関係会社のスコアの平均であります。2022年度は社員意識調査を実施した関係会社17社の単純平均であり、2023年度以降は、所属従業員が少ない会社のスコアへの影響を排除するため、社員意識調査を実施した関係会社のうち従業員数50人以上の関係会社の単純平均としております。（2023年度15社、2024年度14社）
- (*3) 設問「あなたは、この会社で働いていることに、満足している」についてのスコアであります。
- (*4) 設問「自分の仕事に対して誇りを持っている」等、関連する10の設問についてのスコアの平均値であります。
- (*5) ストレスチェック実施先の増加により2022年度までは関係会社17社、2023年度は関係会社18社、2024年度は関係会社19社の結果の単純平均としております。なお、数値について、標準集団の平均は100であり、数字が低いほど良好な結果になります。

3 【事業等のリスク】

当グループでは、フォワードルッキングな視点で、1年以内に当グループの事業執行能力や業績目標に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをトップリスク、中長期的に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをエマージングリスクとして、定期的を選定のうえ、リスクの状況をモニタリング、コントロールしながら、対応策を講じ、取締役会等への報告を行っております。以下の記載における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当グループが判断したものです。

＜トップリスク及びエマージングリスクの（リスク認識）の表記について＞

当グループでは、管理すべき重要なリスクについて、それぞれの「発生可能性」と「影響度」で評価したリスクマップを作成しております。当グループのリスク認識として、各トップリスク及びエマージングリスクのリスクマップにおける位置を色と番号で示しております。

リスクマップ	大	中	小	（影響度）
高	①	②	③	
中	④	⑤	⑥	
低	⑦	⑧	⑨	
	（発生可能性）			

(1) トップリスク及びエマージングリスクとリスク対応策

イ、トップリスクとリスク対応策

トップリスクの内容	当グループにおける対応策																				
①政策保有株式等の価格下落に関するリスク 当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、取引先等の株式等を保有しております。「株式等の政策保有に関する方針」に基づき、継続的にそれらの削減に取り組んでおりますが、保有期間中において大幅な株価下落が生じる場合には保有株式の減損処理や評価損益の悪化を通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 （リスク認識） <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>（影響度）</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> （発生可能性）		大	中	小	（影響度）	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループは、従来型の政策保有株式（資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等）は原則すべて保有しない方針としております。当該方針のもと、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。 - 三井住友信託銀行株式会社では、保有している政策保有株式に係る時価変動リスクに対して、相場変動による影響を抑制し経済価値を確保するため、その一部について、経営会議でヘッジ方針を決議のうえ、ヘッジ取引を実施しております。 - 当該ヘッジ取引実施後の正味の時価変動リスクに加え、政策保有株式・ヘッジ取引それぞれの評価損益の状況は、日次で計測し定期的に財務審議会に報告しており、株価水準等に応じた運営・管理を実施しております。
	大	中	小	（影響度）																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		
②信用ポートフォリオにおける大口与信先への与信集中リスク 多額の信用を供与している取引先グループ（以下、「大口与信先」）の信用状況が悪化した場合、多額の与信関係費用が発生する可能性があります。また、担保取得等のリスク軽減措置を講じていたとしても、担保価値の下落、その他予期せざる理由により与信関係費用が発生する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 （リスク認識） <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>（影響度）</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> （発生可能性）		大	中	小	（影響度）	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		三井住友信託銀行株式会社では、信用格付に応じて取引限度額を設け、大口与信先ごとに信用供与額を管理しております。また、大口与信先に対する与信集中の状況、大口与信先の信用格付の状況について月次でモニタリングを実施し、投融資審議会に報告しております。また、定期的に与信集中リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案した大口与信先リスク管理もあわせて実施しております。
	大	中	小	（影響度）																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		

トップリスクの内容				当グループにおける対応策																				
③不動産市況変動リスク 国内外の不動産市況の変調により、当グループの不動産業向け与信取引と不動産の仲介・媒介業務に悪影響が及ぶ可能性があります。不動産業向け与信取引では、不動産業に特有の要因でクレジットの質が低下した場合には、その回収率が低下し、これにより与信関係費用が増加する可能性があります。 また、不動産の仲介・媒介を行う不動産事業では、不動産市況の低迷により、不動産取引量が減少、不動産仲介・媒介に係る手数料収入が減少する可能性があります。これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		三井住友信託銀行株式会社では、国内外の不動産市況、不動産業向け与信取引の状況を月次でモニタリングし、対応策とともに投融資審議会に報告しております。また、定期的に不動産業向け与信リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案したセクター集中リスク管理もあわせて実施しております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					
④ALMに関するリスク 当グループは、バランスシートに内包された「市場リスク」や「資金繰りリスク」等を適切にコントロールする目的で、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。国内の金融政策転換等の環境変化により、特に金利上昇局面では、当グループが保有する金融資産価値の変動、資金調達費用の増加、顧客の投資行動の変化等が想定されます。その結果、従来よりもALM運営の難易度は上昇し、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループは、全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画を財務審議会にて決議しております。これらの計画は経営会議や取締役会など規定で定められた会議体へ報告されております。 - 三井住友信託銀行株式会社では、当グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクのモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、市場リスク量・損益、各種リミットの遵守状況については、財務審議会の構成員に日次で報告するとともに、財務審議会に定期的に報告しております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					
⑤サイバー攻撃に関するリスク ランサムウェアなどのマルウェアの感染、DDoS※1攻撃、BEC※2（Eメール詐欺）、サプライチェーンへの攻撃等、企業活動に深刻な影響を与えるサイバー攻撃は、ますます大きな脅威となっております。 サイバー攻撃に対しては、継続して対策・強化策を実施しておりますが、攻撃方法は絶えず進化しており、最新の攻撃に対しては万全ではない可能性があります。このため、同攻撃により当グループのサービスの停止や情報漏洩、データの破壊・改ざん等が発生し、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。 ※1 Distributed Denial of Service attack ※2 Business Email Compromise (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループは、「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定のうえ、経営の重要課題として対策に取り組んでおります。具体的な取り組みとしては、主要グループ関係会社におけるサイバーセキュリティに関する第三者評価作業の実施など態勢面での対応に加え、統合ログ監視の導入やDDoS攻撃対策の高度化による技術的なセキュリティ向上を行う等、多様なサイバー攻撃に対する各種対応を推進しております。 - サイバーセキュリティに対する取り組みは年度計画として策定のうえ、実施状況等について、取締役会やIT審議会などに定期的に報告し、審議を行っております。また、外部環境の変化を考慮のうえ、定期的にセキュリティの十分性を確認・検証するなど、継続的にPDCAサイクルに則った改善対応を行っております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					

トップリスクの内容	当グループにおける対応策																				
⑥法務・コンプライアンスリスク 当グループは、銀行法、金融商品取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の各種法令諸規則等の遵守を徹底しておりますが、役員及び社員が遵守を怠った場合、当グループに対する罰則・行政処分や市場での評価の失墜を招く可能性があります。また、当グループが提供する商品・サービスが顧客の期待に合致せず、業務遂行の過程で発生する様々なトラブルやクレームに起因して損害賠償請求訴訟を提起される可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)		大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		・当グループは、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、進捗・達成状況を管理しております。 ・当グループは、グループ全体としてコンプライアンス意識の浸透を促進するため、コンプライアンス研修を強化しております。具体的には、グループ全体にまたがるテーマについて、eラーニング研修やディスカッション型勉強会などの研修資料をグループ各社に提供しております。グループ各社は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修、勉強会及び個別テーマに関するeラーニング研修を実施しております。 ・グループ各社の役員・社員が当グループの大切な価値観を具体的に移すための指針である「私たちの行動指針」の更なる活用、ホットライン活性化等、声をあげる組織風土の醸成に向けた施策を検討、その理解浸透を図っております。なお、三井住友信託銀行株式会社の元社員によるインサイダー事案が発生したことを受けて、より一層の内部管理態勢の強化を図るべく、コンプライアンス遵守に対する意識醸成の取り組みやインサイダー情報の管理強化等の取り組みを行っております。
	大	中	小	(影響度)																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		
⑦金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関するリスク マネー・ローンダリング等の金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関して、金融当局は、金融機関に対し引き続き高い期待を持っております。当グループは、当局と協力しながら対応しておりますが、金融犯罪等の手口は巧妙化しており、将来的には金融犯罪等防止態勢の不備により、当グループの商品・サービスが金融犯罪に利用され、それにより国内外の当局から行政処分や巨額の制裁金を課せられる可能性があります。また、当グループの顧客が金融犯罪の被害者になるリスク、当グループと反社会的勢力等で取引関係が生じるリスク、これらに起因したレピュテーション毀損のリスクがあり、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)		大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		・当グループは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクを網羅的かつ具体的に評価した上で、当グループが直面する金融犯罪等のリスクに対し、その評価の程度に応じてリスクを低減させる施策を立案・実施しております。また、実際に金融犯罪等に接する可能性がある従業員のリスク感度向上の重要性を認識し、教育・研修等の実施を通じて、人材の育成・確保に努めております。加えて、システム面を含め金融犯罪等の防止態勢の更なる高度化に努めております。
	大	中	小	(影響度)																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		

トップリスクの内容	当グループにおける対応策																				
⑧ 対外開示・対外報告に関するリスク 当グループは、財務の健全性を示す重要指標等の財務関連計数の他、近時のサステナビリティ開示の重要性の高まりを踏まえ、非財務情報・計数の網羅性、正確性等を担保すべく、対外開示・対外報告のプロセス統制、ガバナンス高度化に向けて対応を行っております。 特に、対外開示・対外報告に不備があった場合には、お客さまや投資家の皆様など、各ステークホルダーからの信頼を失い、グリーンウォッシュ等、風評リスクに繋がるばかりでなく、経営判断を誤るリスクがあり、当グループの企業価値の低下や信頼を失うことはもとより、業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)		大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループは、対外開示・対外報告の網羅性、正確性等を担保する観点から、開示プロセス・開示ガバナンスの高度化に努めております。 - 具体的には、年度初に特定した重要開示物について、開示の都度、開示方針や開示内容について審議、検証するとともに、年度を通じて対外開示・対外報告プロセスの脆弱性をセルフアセスメントするフレームワークを整備し、本フレームワークのPDCAサイクルを通じた改善活動を継続しております。 - また、サステナビリティ開示義務化の動向を踏まえ、非財務開示の高度化に向けて態勢整備に着手しており、今後も計画的に対応してまいります。
	大	中	小	(影響度)																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		
⑨ ビジネスモデルの持続性に関するリスク 国内外の物価上昇を背景に、計画以上の費用が発生する可能性があります。また、同業他社との競争激化等により、費用に見合った適正な価格設定ができない、あるいは価格の見直しが遅れる可能性があります。 当グループはAUF (Assets Under Fiduciary) の拡大を通じた成長を目指す計画を策定し、様々な施策を実行しております。しかしながら、こうした計画や施策が実行できない、あるいは計画や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性があります。 これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)		大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とした経営管理の枠組み（リスクアパタイト・フレームワーク）を導入し、リスク・リターン・コストの3つの観点から設定する指標（リスクアパタイト指標）のモニタリング・検証を通じた計画や施策の見直しおよび高度化を必要に応じ実施しております。 - 加えて、定期的に、マクロ経済シナリオをベースにした中期的なポートフォリオシミュレーションを実施し、ストレス時の対応策等も協議しております。 - また、多様化するニーズにより的確に応えるビジネスモデルへの進化、デジタル技術の活用も含めた業務効率化等によるコスト構造改善にも努め、競争力の強化を図っております。
	大	中	小	(影響度)																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		

トップリスクの内容	当グループにおける対応策																				
⑩気候変動に関するリスク 当グループは、「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」を掲げ、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的責任であると認識しております。 当グループでは気候変動対応行動指針を含むサステナビリティ方針に基づき、取引先等の脱炭素化の支援、多様な投資機会の提供等を通じた脱炭素社会の実現に貢献していくことを目指しております。 中長期的な気候変動に起因する物理的リスク※1および移行リスク※2は、取引先企業の経営への悪影響（気候変動対応のための制約・コスト増加、自然災害等の被災等による担保資産の棄損など）、それに伴う与信関係費用の増加などを通じて当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 また、これらのリスクは財務的な影響に留まらず、当グループの業務継続性やブランド価値、成長性等にも悪影響が及ぶ可能性があり、当グループはこれらの気候変動に関するリスクをリスクカテゴリー横断的に影響を及ぼすリスクドライバーと認識しております。 ※1 中長期的な気候変動に起因して直接・間接的に生じるリスク。例えば、台風や豪雨等の異常気象あるいは断続的な気温上昇や海面上昇等に伴う自然資本や社会インフラの被害、コスト増加などの事業継続性への悪影響が存在する。 ※2 低炭素・脱炭素社会への移行に伴い生じるリスク。例えば、排出量規制や将来的な炭素税の導入等の政策変更リスク、技術革新等による企業の競争力低下・生産コスト増加等の技術的リスク、投資・消費行動の変化等の市場リスク、気候変動等対応に伴う批判・ブランド価値毀損等の風評リスク等が存在する。 （リスク認識） <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>（影響度）</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> （発生可能性）		大	中	小	（影響度）	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		- 当グループでは、左記リスク認識の下、気候変動に関するリスクを的確に把握・低減すべく、サステナビリティ関連リスク管理方針において気候変動関連リスクを含むサステナビリティ関連リスク全般に関するリスク管理の考え方（リスクカテゴリー毎の気候変動に関するリスクの管理方針等を含む）や、基本的な管理体制等を定めております。 - また、当該体制に基づき、中長期的な気候変動が当グループの業務や保有資産等に及ぼす影響を把握し、継続的な態勢強化を図ることで、気候変動に関するリスクのリスク管理プロセスの強化を進めております。 - 中でも、当グループの目指す姿に照らしてリスクベースで影響の大きい投融資分野においては、高炭素セクター毎のGHG排出量削減目標の設定・管理はもちろん、中長期的なシナリオ分析等を通じた当グループのポートフォリオや取引先企業の経営への影響把握、ステークホルダーにも配慮した多様なソリューション提供、エンゲージメントを通じた課題解決の支援等を通じ、当グループが目指す姿の実現とそれに伴うリスクの管理を行っております。
	大	中	小	（影響度）																	
高	①	②	③																		
中	④	⑤	⑥																		
低	⑦	⑧	⑨																		

ロ. エマージングリスクとリスク対応策

エマージングリスクの内容				当グループにおける対応策																				
①地政学に関するリスク 長期化するロシア・ウクライナ紛争に加え、米国と中国の対立が深まる等、世界的に地政学リスクの増大が懸念されます。国家間の対立や各地域における政治的不安定化、米国による関税措置等により、当グループ取引先の企業業績悪化や金融市場の混乱が生じる可能性があります。また、国家間対立における経済制裁を含む各国の規制強化に伴い、国際的な業務の運営に一部支障が生じたり、規制に抵触する可能性があります。これらにより、当グループの業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		・当グループは、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施し、ストレス時のアクションプランを策定しております。ストレステストにおけるマクロ経済シナリオは、トップリスクや当グループの内外環境を考慮して複数のシナリオを策定し、シナリオ毎に業績への影響度合いをシミュレーションしております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					
②イノベーションに関するリスク フィンテック等、金融ビジネスに関わるテクノロジーの高度化は、業界の垣根を越えて進歩し、お客さまの行動にも変化が生じております。当グループがこのような変化に適応できない場合、競争力の低下や事業規模の縮小等につながる可能性があります。これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		・当グループは、デジタル技術を活用した既存業務のオペレーションの効率化や、新たな商品・サービスの提供に取り組んでおります。 ・また、新商品・サービス導入時に複数の部署がさまざまな角度から検証する審査体制としており、お客さまから信頼していただける商品・サービスの導入に努めております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					
③スタグフレーションリスク 海外先進国において、インフレ期待が中央銀行の目標水準に収まらなくなり、中央銀行が利下げしにくい環境となる可能性があります。また、海外先進国において、債券市場の金利水準が高止まり、株式市場・不動産市場が弱含み、実質可処分所得が低下することで、消費者心理が冷え込み、需要全体が弱含む可能性があります。これにより与信先の事業等への悪影響が顕在化した場合、与信関係費用の増加等を通じて当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 (リスク認識) <table><tr><td></td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>(影響度)</td></tr><tr><td>高</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td></td></tr><tr><td>中</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>低</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> (発生可能性)					大	中	小	(影響度)	高	①	②	③		中	④	⑤	⑥		低	⑦	⑧	⑨		・当グループは、信用ポートフォリオについて、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施し、ストレス時のアクションプランを策定しております。スタグフレーションリスクについても、業績への影響度合いをシミュレーションしております。
	大	中	小	(影響度)																				
高	①	②	③																					
中	④	⑤	⑥																					
低	⑦	⑧	⑨																					

(2) その他のリスク

トップリスク及びエマージングリスク以外の主要なリスクには以下のものがあります。

イ. 事業面に関するリスク

① 事業戦略に関するリスク

当グループは収益力強化の観点から様々な事業戦略を展開しておりますが、以下の要因により当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

- (i) 経済環境・市場環境・企業業績の悪化、同業他社との競争激化等の外部要因の変化等によって、事業戦略が奏功せず、当初想定した成果を生まない可能性があります。
- (ii) 当グループは、顧客サービスの向上、コスト競争力の強化等を目的として、他社との提携や合併等を通じて、効率的なグループ経営を行うことにより、当グループとしての中長期的な収益力強化を図っておりますが、他社との提携や合併等に伴うコスト、採用する事業・再編戦略や会計方針、事業環境の変化、その他の外部要因等により、期待通りのサービス提供や成果を確保できない可能性があります。また、このような提携や合併等には、当グループと相手先との利益相反や意見対立、提携や合併等の解消等様々なリスクがあります。
- (iii) 当グループの業務範囲の拡大、金融サービスや管理システムの高度化に伴って、当グループが従来経験のない、もしくは予想されなかったリスクあるいはより複雑なリスクに晒される可能性があります。

② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定通りの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんについて、相当の減額を行う必要が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めております。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかについては、将来の事業環境の変化による不確実性を伴うものであり、子会社・関連会社の事業又は経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 信託事業に関するリスク

当グループは、取引先に提供する信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について、元本補填契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補填のための支払を行う可能性があります。また、元本補填契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

また、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き上げる可能性があり、当グループの業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 規制・制度の変更にに関するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等により、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

ロ. 業務面に関するリスク

① 事務リスク

当グループは、内部規定及び事務処理体制の整備、事務処理状況の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めておりますが、役員・社員・外部委託先要員が事務処理の過誤や不正等を起こした場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 外部委託に関するリスク

当グループは、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うにあたっては委託先の適格性や委託内容、形態を含め十分な検討を行っておりますが、委託先の選択が不適切であった場合や委託先において重大な事務過誤等が発生した場合、又はサイバー攻撃による顧客情報の漏洩や委託業務の中断・停止が発生した場合等には、当グループにおいても間接的・直接的に悪影響を受ける可能性があります、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ システムに関するリスク

当グループは、様々な業務を遂行するため多様なシステムを活用しております。システムに関しては十分なリスク管理体制を構築しておりますが、コンピュータシステムのダウンや誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正使用等により、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 新技術リスク

情報通信技術の変化の勢いは加速し続け、お客さまの行動に影響を与えており、当グループは、従来のビジネスモデルを再定義する場合があります。クラウドコンピューティングやブロックチェーン、人工知能（AI）等の新技術は、大きな機会を提供するだけでなく、慎重に管理する必要がある新しいリスクを生み出しております。当グループは、これら新技術に関しては慎重に管理するようにしておりますが、誤作動や不備等により、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 情報セキュリティリスク

当グループは、内部規定や情報管理体制の整備、社内教育、及び情報セキュリティ対策の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩への対策を講じておりますが、役員・社員・外部委託先要員の不注意や不正行為、サイバー攻撃等により顧客情報や社内機密情報が外部に漏洩した場合、当グループが行政処分や損害賠償等の請求を受ける可能性があります、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 人材に関するリスク

当グループは、幅広い分野で高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成することができない場合には、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑦ コンダクトに関するリスク

当グループ各社・役員又は社員の行為が、職業倫理に反していること、又はステークホルダーの期待と信頼(※)にできていないことにより、当グループ・顧客・市場・金融インフラ・社会及び職場環境に対し悪影響を与える可能性があります。

(※)合理的な期待水準を把握のうえ当グループとして設定する適切なサービスレベル

⑧ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、人権問題（ハラスメントを含む）等が発生した場合、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑨ 災害等の発生に伴うリスク

当グループは国内外の営業拠点や本部、システムセンター等の業務施設において事業活動を行っており、これら施設等や、その他当グループが保有する有形資産（動産・不動産・設備・備品等）及び従事する役員及び社員は、自然災害（地震・津波・噴火・風水害）、火災、爆発、停電、戦争、犯罪・テロ、資産管理の瑕疵、あるいは新型インフルエンザ等の新種感染症等による被害を受ける可能性があります。こうした事態が発生した場合、その被害

の程度によっては、当グループの業務の全部又は一部の継続が困難になる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑩ 風評リスク

当グループや金融業界一般に対して否定的な内容の報道がなされたり、インターネット等の情報媒体において、否定的な内容の風評・風説が流布することがあります。その内容が正確か否かにかかわらず、こうした報道・風評・風説により、当グループ又は金融業界一般のイメージや株価等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑪ 環境・社会的リスク

当グループは、「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」を掲げ、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的な責任であると認識しています。しかしながら、当グループの事業活動が環境・社会問題に及ぼす影響に対する配慮が不十分である場合、直接的・間接的に如何に関わらず、結果的に問題の発生や拡大、あるいは助長等に関与してしまうおそれがあり、引いては信用リスク等の財務面に関するリスクや当グループの風評等に影響が及ぶ可能性があります。

⑫ モデルリスク

当グループは、業務遂行上さまざまなモデル(※)を使用しています。モデルには唯一の正解は存在せず、一定の仮定や単純化を含むことにより、不正確なアウトプットを出力するリスクがあります。また、モデルに根本的な誤りがなくても、適切に使用されないことによって、誤った意思決定につながるリスクがあります。当グループではこれらのモデルリスクを認識し、モデルの開発、使用、変更、廃止等の各プロセスにわたり、モデルリスクを管理していますが、モデルの不確実性を完全に排除することはできず、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(※)インプット、加工処理プロセス、アウトプットの3つの要素から構成されるものであり、理論や仮定に基づきインプットデータを処理し、アウトプット（推定値、予測値、スコア、分類等）を出力するもの

⑬ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当グループは、リスク管理の方針及び手続の強化に努めております。しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、又は外部環境の変化により、リスクを特定・管理するための方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当グループのリスク管理の方針及び手続の一部は、過去の経験・データに基づいて構築されたものもあること、将来のリスクの顕在化を正確に予測し対処することには限界があることもあり、有効に機能しない可能性があります。こうした当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

ハ. 財務面に関するリスク

① 信用リスク

(i) 不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産・株式市場を含む金融経済環境の変化及び貸出先の経営状況等により、当グループの不良債権残高や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ii) 貸倒引当金

当グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しております。従って、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する可能性があります。また、経済情勢全般の悪化、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落、その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(iii) 貸出先への金融支援

当グループは、貸出債権等の回収実効性を確保することを目的として、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、債権者として有する法的な権利を必ずしも行使せず、状況に応じて債権放棄や追加貸出等の金融支援を行うことがあります。このような場合には、不良債権残高や与信関係費用が増加する可能性があります。

(iv) 他の金融機関の動向による影響

急速な貸出金回収や取組方針の変更等、他の金融機関の動向によっては、当該貸出先の経営状態が悪化する可能性や追加融資を求められる可能性があります。このような場合には、不良債権残高や与信関係費用が増加する可

② 市場リスク

③ 退職給付債務に関するリスク

④ 繰延税金資産に関するリスク

⑤ 自己資本比率等に関するリスク

当グループの自己資本比率やレバレッジ比率等が、要求される水準を満たすことができなかった場合には、その水準に応じて、金融庁から経営改善計画の提出や業務の全部又は一部の停止を含む様々な命令を受けることとなり、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 格付低下のリスク

格付機関が格付を引き下げた場合には、当グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される可能性があります。また、当グループのデリバティブ取引に関して追加担保を要求される、既存の顧客取引が解約される等の事態が発生する可能性もあります。このような場合には、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) リスクガバナンス体制

当グループは、グループ全体のリスクガバナンス体制として、各事業によるリスク管理（ファーストライン・ディフェンス）、リスク統括部及びリスク管理各部によるリスク管理（セカンドライン・ディフェンス）、内部監査部による監査（サードライン・ディフェンス）の三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を構築しております。



(4) リスク管理のプロセス

当グループでは、リスク統括部及びリスク管理各部がセカンドラインとして、以下の手順でリスク管理を行っております。また、このリスク管理プロセスについては、関連するシステムを含め、サードラインの内部監査部により定期的に監査されております。

イ. リスクの特定

当グループの業務範囲の網羅性も確保した上で、直面するリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定しております。この中で、特に重要なリスクを「重要リスク」として管理しております。

ロ. リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、グループ各事業の規模・特性及びリスクプロファイルに見合った適切なリスクの分析・評価・計測を行っております。「重要リスク」については、定期的に、「発生頻度」「影響度」及び「重要度」を評価し、トップリスクやエマージングリスクなどに該当するかどうかの判断を行っております。

ハ. リスクへの対応

上記のリスク評価を踏まえ、特定したリスクについてはそれぞれ、受容、回避、移転または削減に必要な方策を講じます。また、リスクアペタイトに照らし受容できないリスクは、回避、移転または削減により受容できるリスク水準に抑制をしております。

ニ. リスクのモニタリング

当グループの内部環境（リスクプロファイル、配分資本の使用状況など）や外部環境（経済、市場など）の状況に照らし、KRI等の指標を設定した上で、リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、状況に応じ、グループ各事業に対して勧告・指導又は助言を行っております。モニタリングした内容は、定期的に又は必要に応じて取締役会、経営会議などへ報告・提言しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

（経営成績の状況）

当連結会計年度の実質業務純益は、円金利上昇に伴う実質的な資金関連の損益（※１）の改善に加え、資産運用・資産管理をはじめとする信託関連ビジネスが好調に推移したことによる手数料関連利益の増益により、前年度比233億円増益の3,620億円となりました。

経常利益は、一部取引先の業況悪化に伴う貸倒引当金の計上や、今後の不確実性に備えた特例引当金の再評価に伴い、与信関係費用が増加した一方で、前年度に実施した日本株ベア型の投資信託（※２）の持ち値改善処理に伴う減益要因が解消したことで株式等関係損益が大幅に改善し、前年度比2,663億円増益の3,676億円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比1,784億円増益の2,576億円となりました。

なお、実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高益を更新いたしました。

（※１）資金関連利益に外国為替売買損益に含まれる外貨余資運用益を加算した損益

（※２）政策保有株式の株価変動リスクに対するヘッジを目的に保有

（資産負債等の状況）

当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比2兆3,701億円増加し78兆2,471億円、連結純資産は、同103億円減少し3兆1,273億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、現金預け金は、前年度末比2兆3,419億円増加し25兆1,736億円、貸出金は、同1兆2,139億円減少し32兆2,069億円、有価証券は、同1兆5,572億円増加し11兆4,961億円、また、預金は、同3,047億円増加し37兆7,229億円となりました。当グループの連結貸借対照表は現金預け金、貸出金及び有価証券等の与信、預金等の受信とともに円貨が中心となっておりますが、全通貨ベースでの運用・調達の安定性のバランス確保はもちろん、外貨につきましても顧客性の預金やスワップ市場等を利用した円投取引、社債発行などにより調達構造の多様化・安定化を図る方針としております。当グループの資金調達（社債及び借入金）の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表」に記載しております。

なお、当連結会計年度の信託財産額は、前年度末比5兆8,129億円増加し263兆2,797億円となりました。

（キャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3兆9,766億円の収入（前年度比3,178億円の収入減少）、投資活動によるキャッシュ・フローは1兆7,638億円の支出（同8,203億円の支出減少）、財務活動によるキャッシュ・フローは475億円の支出（同381億円の支出減少）となり、現金及び現金同等物の期末残高は23兆623億円となりました。

① 国内・海外別収支

信託報酬は1,208億円、資金運用収支は△1,054億円、役務取引等収支は3,607億円、特定取引収支は1,028億円、その他業務収支は3,729億円となりました。

うち、国内の信託報酬は1,211億円、資金運用収支は3,589億円、役務取引等収支は3,608億円、特定取引収支は984億円、その他業務収支は429億円となりました。

また、海外の資金運用収支は△2,162億円、役務取引等収支は661億円、特定取引収支は43億円、その他業務収支は3,294億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前連結会計年度	116,269	—	—	116,269
	当連結会計年度	121,189	—	304	120,885
資金運用収支	前連結会計年度	200,897	△183,774	137,510	△120,386
	当連結会計年度	358,985	△216,264	248,162	△105,441
うち資金運用収益	前連結会計年度	668,358	624,914	284,284	1,008,989
	当連結会計年度	932,064	644,419	416,564	1,159,919
うち資金調達費用	前連結会計年度	467,461	808,688	146,773	1,129,376
	当連結会計年度	573,079	860,683	168,401	1,265,360
役務取引等収支	前連結会計年度	337,805	60,675	60,250	338,230
	当連結会計年度	360,849	66,114	66,245	360,718
うち役務取引等収益	前連結会計年度	511,106	72,776	116,477	467,405
	当連結会計年度	548,343	78,620	127,564	499,399
うち役務取引等費用	前連結会計年度	173,300	12,101	56,227	129,174
	当連結会計年度	187,493	12,505	61,318	138,680
特定取引収支	前連結会計年度	73,320	2,597	—	75,917
	当連結会計年度	98,491	4,368	—	102,860
うち特定取引収益	前連結会計年度	75,139	2,626	—	77,765
	当連結会計年度	102,220	4,368	655	105,933
うち特定取引費用	前連結会計年度	1,818	29	—	1,848
	当連結会計年度	3,729	—	655	3,073
その他業務収支	前連結会計年度	116,361	269,808	△259	386,429
	当連結会計年度	42,924	329,474	△549	372,948
うちその他業務収益	前連結会計年度	375,229	273,593	502	648,320
	当連結会計年度	529,708	334,751	370	864,089
うちその他業務費用	前連結会計年度	258,867	3,785	762	261,890
	当連結会計年度	486,784	5,277	920	491,141

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下、「海外連結子会社」という。）であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除しております。

② 国内・海外別資金運用／調達の状況

資金運用勘定の平均残高は68兆2,341億円、利息は1兆1,599億円、利回りは1.70%となりました。

資金調達勘定の平均残高は67兆7,060億円、利息は1兆2,653億円、利回りは1.87%となりました。

うち、国内の資金運用勘定の平均残高は54兆5,912億円、利回りは1.71%となり、資金調達勘定の平均残高は52兆9,726億円、利回りは1.08%となりました。

また、海外の資金運用勘定の平均残高は17兆7,965億円、利回りは3.62%となり、資金調達勘定の平均残高は17兆3,955億円、利回りは4.95%となりました。

イ. 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	52,730,388	668,358	1.27
	当連結会計年度	54,591,216	932,064	1.71
うち貸出金	前連結会計年度	28,202,939	290,935	1.03
	当連結会計年度	27,975,094	321,215	1.15
うち有価証券	前連結会計年度	7,415,750	250,880	3.38
	当連結会計年度	9,544,857	438,833	4.60
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	967,145	293	0.03
	当連結会計年度	264,289	1,587	0.60
うち買現先勘定	前連結会計年度	150,123	—	—
	当連結会計年度	273,296	633	0.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	449,650	0	0.00
	当連結会計年度	418,133	71	0.02
うち預け金	前連結会計年度	18,110,984	21,362	0.12
	当連結会計年度	20,723,095	58,677	0.28
資金調達勘定	前連結会計年度	51,105,661	467,461	0.91
	当連結会計年度	52,972,636	573,079	1.08
うち預金	前連結会計年度	30,935,149	72,307	0.23
	当連結会計年度	30,965,986	86,906	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,266,572	361	0.02
	当連結会計年度	1,841,859	3,881	0.21
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	467,491	160	0.03
	当連結会計年度	156,111	790	0.51
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,290,494	67,703	5.25
	当連結会計年度	2,333,192	114,337	4.90
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	7,731,168	41,010	0.53
	当連結会計年度	9,321,458	47,310	0.51

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度583,248百万円、当連結会計年度568,510百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

ロ．海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	16,118,805	624,914	3.88
	当連結会計年度	17,796,523	644,419	3.62
うち貸出金	前連結会計年度	6,283,743	352,639	5.61
	当連結会計年度	6,446,867	381,844	5.92
うち有価証券	前連結会計年度	1,999,206	81,417	4.07
	当連結会計年度	2,018,504	73,292	3.63
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	30,138	2,057	6.83
	当連結会計年度	24,439	2,358	9.65
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	42,453	—	—
	当連結会計年度	45,274	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,899,770	137,145	4.73
	当連結会計年度	2,399,204	120,128	5.01
資金調達勘定	前連結会計年度	16,100,552	808,688	5.02
	当連結会計年度	17,395,523	860,683	4.95
うち預金	前連結会計年度	6,504,524	278,039	4.27
	当連結会計年度	6,697,607	290,440	4.34
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,029,268	307,130	5.09
	当連結会計年度	7,472,207	371,463	4.97
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	433,416	21,933	5.06
	当連結会計年度	265,547	12,292	4.63
うち売現先勘定	前連結会計年度	112,738	5,949	5.28
	当連結会計年度	127,673	6,651	5.21
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	705,505	2,999	0.43
	当連結会計年度	704,147	4,244	0.60

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度84,849百万円、当連結会計年度68,662百万円）を控除しております。

ハ. 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	68,849,194	4,264,514	64,584,679	1,293,273	284,284	1,008,989	1.56
	当連結会計年度	72,387,740	4,153,575	68,234,164	1,576,483	416,564	1,159,919	1.70
うち貸出金	前連結会計年度	34,486,683	1,860,128	32,626,555	643,574	11,079	632,494	1.94
	当連結会計年度	34,421,961	1,978,979	32,442,982	703,059	15,290	687,769	2.12
うち有価証券	前連結会計年度	9,414,957	1,641,393	7,773,564	332,298	125,433	206,864	2.66
	当連結会計年度	11,563,362	1,617,613	9,945,748	512,126	238,320	273,805	2.75
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	997,283	—	997,283	2,350	0	2,350	0.24
	当連結会計年度	288,729	—	288,729	3,946	156	3,790	1.31
うち買現先勘定	前連結会計年度	150,123	—	150,123	—	—	—	—
	当連結会計年度	273,296	—	273,296	633	—	633	0.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	492,103	—	492,103	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	463,407	—	463,407	71	—	71	0.02
うち預け金	前連結会計年度	21,010,754	762,797	20,247,957	158,507	24,617	133,890	0.66
	当連結会計年度	23,122,300	556,813	22,565,486	178,805	14,132	164,673	0.73
資金調達勘定	前連結会計年度	67,206,213	2,754,592	64,451,621	1,276,149	146,773	1,129,376	1.75
	当連結会計年度	70,368,159	2,662,077	67,706,081	1,433,762	168,401	1,265,360	1.87
うち預金	前連結会計年度	37,439,674	288,638	37,151,035	350,347	3,534	346,812	0.93
	当連結会計年度	37,663,593	293,720	37,369,873	377,346	2,659	374,687	1.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	8,295,841	118,900	8,176,941	307,492	—	307,492	3.76
	当連結会計年度	9,314,066	55,833	9,258,233	375,345	—	375,345	4.05
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	900,908	378,113	522,794	22,094	21,118	975	0.19
	当連結会計年度	421,658	246,596	175,061	13,083	11,549	1,533	0.88
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,403,233	—	1,403,233	73,652	—	73,652	5.25
	当連結会計年度	2,460,865	—	2,460,865	120,989	—	120,989	4.92
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	8,436,673	1,853,399	6,583,274	44,010	11,079	32,930	0.50
	当連結会計年度	10,025,605	1,973,401	8,052,203	51,555	15,290	36,264	0.45

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 相殺消去額は、「平均残高」については連結会社間の債権債務の相殺金額の平均残高を、「利息」については連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度592,686百万円、当連結会計年度557,851百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は4,993億円、役務取引等費用は1,386億円となりました。

うち、国内の役務取引等収益は5,483億円、役務取引等費用は1,874億円となりました。

また、海外の役務取引等収益は786億円、役務取引等費用は125億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	511,106	72,776	116,477	467,405
	当連結会計年度	548,343	78,620	127,564	499,399
うち信託関連業務	前連結会計年度	124,167	—	2,742	121,425
	当連結会計年度	136,704	—	2,688	134,016
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	55,512	16,846	102	72,256
	当連結会計年度	50,721	17,034	3,128	64,627
うち為替業務	前連結会計年度	3,212	489	2,340	1,361
	当連結会計年度	2,779	483	1,916	1,346
うち証券関連業務	前連結会計年度	40,586	410	30,131	10,864
	当連結会計年度	44,963	640	33,769	11,835
うち代理業務	前連結会計年度	14,748	33,765	4,942	43,571
	当連結会計年度	13,849	36,972	5,737	45,083
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	422	—	—	422
	当連結会計年度	398	—	—	398
うち保証業務	前連結会計年度	13,957	185	7,859	6,283
	当連結会計年度	13,669	246	8,245	5,670
役務取引等費用	前連結会計年度	173,300	12,101	56,227	129,174
	当連結会計年度	187,493	12,505	61,318	138,680
うち為替業務	前連結会計年度	1,087	2,216	2,436	867
	当連結会計年度	1,116	1,606	1,849	873

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

イ. 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は1,059億円、特定取引費用は30億円となりました。

うち、国内の特定取引収益は1,022億円、特定取引費用は37億円となりました。

また、海外の特定取引収益は43億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	75,139	2,626	—	77,765
	当連結会計年度	102,220	4,368	655	105,933
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	134	—	—	134
	当連結会計年度	133	—	—	133
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	655	655	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	74,909	2,626	—	77,535
	当連結会計年度	101,326	3,712	—	105,039
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	95	—	—	95
	当連結会計年度	761	—	—	761
特定取引費用	前連結会計年度	1,818	29	—	1,848
	当連結会計年度	3,729	—	655	3,073
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	1,818	29	—	1,848
	当連結会計年度	3,729	—	655	3,073
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 特定取引収益及び費用は、国内・海外の合計で内訳科目ごとの収益と費用を相殺した純額を計上しております。

ロ．特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は2兆2,915億円、特定取引負債は2兆924億円となりました。

うち、国内の特定取引資産は2兆2,495億円、特定取引負債は2兆133億円となりました。

また、海外の特定取引資産は958億円、特定取引負債は790億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	2,024,127	107,892	116,267	2,015,752
	当連結会計年度	2,249,569	95,885	53,933	2,291,521
うち商品有価証券	前連結会計年度	1,693	—	—	1,693
	当連結会計年度	9,712	—	—	9,712
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	27	—	—	27
	当連結会計年度	24	—	—	24
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	817	18	—	836
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	1,779,831	107,892	—	1,887,723
	当連結会計年度	2,085,244	95,866	—	2,181,111
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	242,574	—	116,267	126,307
	当連結会計年度	153,770	—	53,933	99,837
特定取引負債	前連結会計年度	1,673,386	93,936	—	1,767,322
	当連結会計年度	2,013,348	79,091	—	2,092,440
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	19	—	—	19
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	476	1	—	478
	当連結会計年度	—	55	—	55
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	1,672,909	93,935	—	1,766,844
	当連結会計年度	2,013,328	79,035	—	2,092,364
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

イ. 信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表／連結）

資産				
科目	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,407,320	0.94	2,531,925	0.96
有価証券	830,452	0.32	858,567	0.33
信託受益権	186,461,054	72.42	184,371,223	70.03
受託有価証券	20,698	0.01	30,892	0.01
金銭債権	23,637,259	9.18	26,051,284	9.89
有形固定資産	26,154,901	10.16	28,752,555	10.92
無形固定資産	237,660	0.09	265,206	0.10
その他債権	12,471,689	4.84	15,935,528	6.05
銀行勘定貸	4,327,798	1.68	3,492,270	1.33
現金預け金	917,968	0.36	990,294	0.38
合計	257,466,804	100.00	263,279,750	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	37,154,630	14.43	40,242,012	15.28
年金信託	14,523,406	5.64	15,520,551	5.90
財産形成給付信託	18,755	0.01	18,580	0.01
投資信託	80,474,320	31.26	78,688,637	29.89
金銭信託以外の金銭の信託	41,076,559	15.95	40,862,996	15.52
有価証券の信託	24,072,593	9.35	22,793,181	8.66
金銭債権の信託	23,837,128	9.26	26,173,262	9.94
土地及びその定着物の信託	820	0.00	809	0.00
包括信託	36,308,588	14.10	38,979,719	14.80
合計	257,466,804	100.00	263,279,750	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 184,859,226百万円

当連結会計年度末 182,552,892百万円

3. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 191,907百万円

当連結会計年度末 194,524百万円

ロ．貸出金残高の状況(業種別貸出状況) (末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	109,807	4.56	129,987	5.13
建設業	—	—	4,000	0.16
電気・ガス・熱供給・水道業	2,002	0.08	10,000	0.40
情報通信業	122,400	5.08	26,600	1.05
卸売業, 小売業	11,248	0.47	15,774	0.62
金融業, 保険業	1,876,505	77.95	1,939,049	76.58
不動産業	20,122	0.84	19,950	0.79
物品賃貸業	70,940	2.95	115,860	4.58
その他	194,294	8.07	270,703	10.69
合計	2,407,320	100.00	2,531,925	100.00

ハ．有価証券残高の状況 (末残・構成比)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	420,809	50.67	411,789	47.96
地方債	30	0.00	30	0.00
社債	29,540	3.56	24,691	2.88
株式	6,162	0.74	6,030	0.70
その他の証券	373,910	45.03	416,025	48.46
合計	830,452	100.00	858,567	100.00

ニ．元本補填契約のある信託の運用／受入状況（未残）

金銭信託

科目	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	8,154	126,945
その他	3,990,207	3,204,365
資産計	3,998,361	3,331,311
元本	3,998,029	3,330,896
債権償却準備金	8	6
その他	323	408
負債計	3,998,361	3,331,311

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 債権*8,154百万円のうち、危険債権額は38百万円、貸出条件緩和債権額は8百万円、正常債権額は8,106百万円であります。
また、危険債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は47百万円であります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権はありません。

当連結会計年度末 債権*126,945百万円のうち、危険債権額は7百万円、貸出条件緩和債権額は5百万円、正常債権額は126,932百万円であります。
また、危険債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は13百万円であります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権はありません。

※社債（当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）をいう。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(億円・四捨五入)

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	0	0
要管理債権	0	0
正常債権	81	1,269

⑥ 銀行業務の状況

イ. 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	31,430,026	6,252,096	263,842	37,418,280
	当連結会計年度	30,058,332	7,960,735	296,080	37,722,986
うち流動性預金	前連結会計年度	10,199,493	498,521	201,393	10,496,622
	当連結会計年度	8,933,667	434,556	243,358	9,124,864
うち定期性預金	前連結会計年度	20,058,582	5,753,339	60,848	25,751,072
	当連結会計年度	19,500,740	7,525,873	52,556	26,974,056
うちその他	前連結会計年度	1,171,950	235	1,600	1,170,585
	当連結会計年度	1,623,924	305	164	1,624,065
譲渡性預金	前連結会計年度	2,689,274	6,609,223	77,500	9,220,997
	当連結会計年度	2,042,333	7,650,765	50,000	9,643,098
総合計	前連結会計年度	34,119,301	12,861,319	341,342	46,639,278
	当連結会計年度	32,100,665	15,611,500	346,080	47,366,085

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

② 定期性預金＝定期預金

ロ. 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	26,823,818	100.00	25,754,813	100.00
製造業	2,919,653	10.89	2,723,809	10.58
農業、林業	10,201	0.04	10,370	0.04
漁業	39	0.00	284	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	43,386	0.16	44,335	0.17
建設業	293,544	1.09	276,418	1.07
電気・ガス・熱供給・水道業	1,496,810	5.58	1,474,736	5.73
情報通信業	293,550	1.09	325,208	1.26
運輸業、郵便業	1,111,483	4.14	1,099,605	4.27
卸売業、小売業	1,356,395	5.06	1,280,204	4.97
金融業、保険業	1,682,567	6.27	1,795,128	6.97
不動産業	3,635,045	13.55	3,616,644	14.04
物品賃貸業	1,161,353	4.33	1,131,505	4.39
地方公共団体	15,204	0.06	14,465	0.06
その他	12,804,581	47.74	11,962,094	46.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	6,597,101	100.00	6,452,179	100.00
政府等	130	0.00	—	—
金融機関	146,578	2.22	155,458	2.41
その他	6,450,392	97.78	6,296,721	97.59
合計	33,420,919	——	32,206,993	——

(注)「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

ハ. 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	2,657,555	497,489	—	3,155,044
	当連結会計年度	4,647,878	552,346	—	5,200,225
地方債	前連結会計年度	43,110	—	—	43,110
	当連結会計年度	43,517	—	—	43,517
社債	前連結会計年度	721,944	—	—	721,944
	当連結会計年度	671,848	—	—	671,848
株式	前連結会計年度	3,035,507	30,542	1,547,158	1,518,891
	当連結会計年度	2,713,996	29,029	1,519,991	1,223,034
その他の証券	前連結会計年度	3,091,168	1,545,295	136,541	4,499,922
	当連結会計年度	3,132,124	1,361,975	136,543	4,357,556
合計	前連結会計年度	9,549,286	2,073,327	1,683,700	9,938,913
	当連結会計年度	11,209,365	1,943,351	1,656,535	11,496,181

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の資本連結等に伴う相殺消去額を表示しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法及び基礎的内部格付手法、マーケット・リスク相当額の算出においては標準的方式を採用しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2024年3月31日	2025年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	13.64	14.34
2. 連結Tier 1 比率(5/7)	12.55	12.96
3. 連結普通株式等Tier 1 比率(6/7)	11.35	11.52
4. 連結における総自己資本の額	32,389	33,179
5. 連結におけるTier 1 資本の額	29,788	30,000
6. 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	26,943	26,656
7. リスク・アセットの額	237,310	231,327
8. 連結総所要自己資本額	18,984	18,506

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2024年3月31日	2025年3月31日
持株レバレッジ比率	5.25	5.28

(注)詳細は、当社ウェブサイト(<https://www.smtg.jp/investors/report/basel>)に記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、2025年5月時点において判断したものであります。

① 当連結会計年度総括

実質業務純益は、円金利上昇により実質的な資金関連の損益が大幅に改善したほか、資産運用・資産管理、不動産、証券代行などの信託関連ビジネスが好調に推移したことによる手数料関連利益の増益により、前年度比233億円増益の3,620億円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、株式等関係損益における前年度の特種要因の解消を主因に、前年度比1,784億円増益の2,576億円となりました。

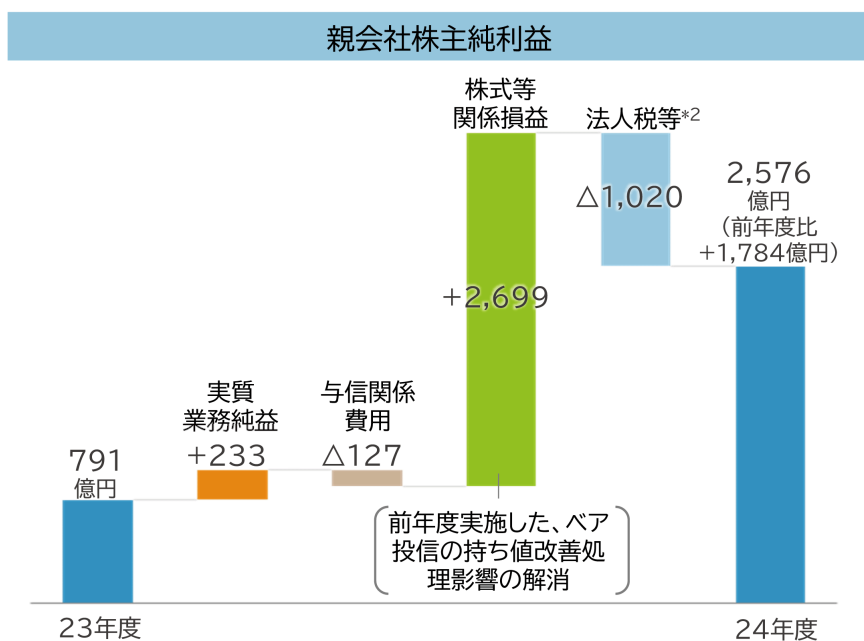
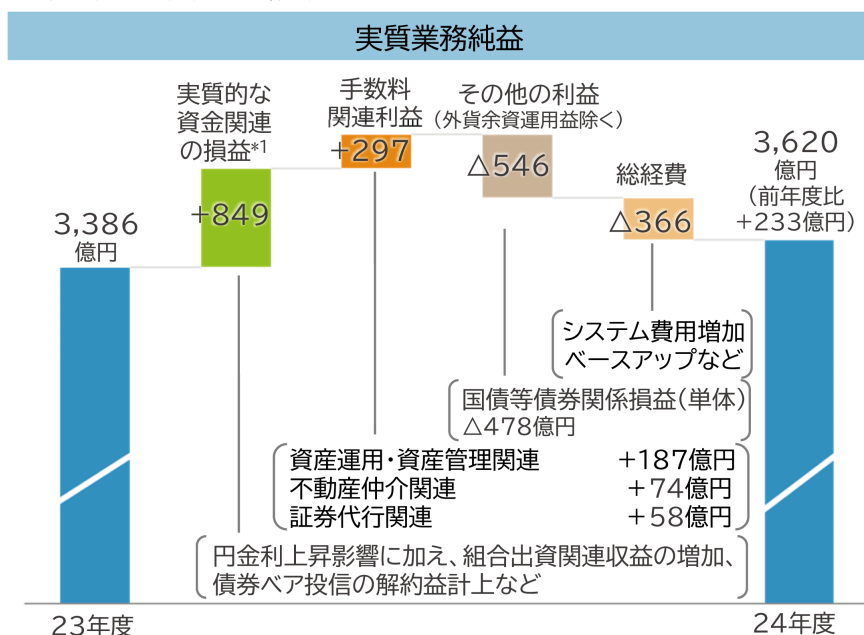
(主なKPI)

(億円)	2023年度	2024年度				2025年度	
	実績	予想	実績	前年度比	予想比	予想	24年度比
実質業務純益(*1)	3,386	3,400	3,620	233	220	3,700	79
実質業務粗利益(*1)	8,741	9,100	9,342	600	242	9,750	407
総経費(*1)	△5,354	△5,700	△5,721	△366	△21	△6,050	△328
親会社株主純利益	791	2,500	2,576	1,784	76	2,800	223
手数料収益比率	54.7%		54.4%	△0.3%			
OHR	61.3%	62.6%	61.2%	△0.1%	△1.4%	62.0%	0.8%
自己資本ROE	2.68%		8.30%	5.62%			
普通株式等Tier 1 比率	11.35%		11.52%	0.17%	(*)2		

(*)1 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(*)2 2025年3月末の普通株式等Tier 1 比率(パーゼルⅢ最終化完全実施ベース)は10.6%であります。

(実質業務純益及び親会社株主純利益の増減)



*1: 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益」に「その他の利益」に含まれる外貨余資運用益を加算
 *2: 「法人税等合計」を含む差額を表示。

② 経営成績の分析

(億円)	2023年度	2024年度	増減
実質業務純益 (*1)	3,386	3,620	233
実質業務粗利益 (*1)	8,741	9,342	600
実質的な資金関連の損益 (*2)	2,899	3,749	849
手数料関連利益	4,788	5,085	297
その他の利益	1,053	506	△546
総経費 (*1)	△5,354	△5,721	△366
人件費	△2,385	△2,502	△117
物件費	△2,817	△3,021	△204
税金	△151	△197	△45
与信関係費用	△118	△246	△127
株式等関係損益	△1,885	814	2,699
その他の臨時損益	△369	△511	△141
経常利益	1,013	3,676	2,663
特別損益	△33	△132	△99
税金等調整前純利益	979	3,544	2,564
法人税等合計	△176	△952	△776
非支配株主純利益	△11	△15	△3
親会社株主純利益	791	2,576	1,784
1株当たり純利益 (EPS) (円) (*3)	109	359	250
発行済株式総数 (百万株) (*3) (*4)	725.5	716.5	△9.0

(*1) 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(*2) 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益」に「その他の利益」に含まれる外貨余資運用益を加算したものであります。

(*3) 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。2023年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算出しております。

(*4) 普通株式（自己株式除き）の期中平均であります。

イ．実質業務純益

実質的な資金関連の損益（※１）は、円金利上昇による影響に加え、組合出資関連収益の増加、債券ベア型の投資信託の解約益計上などにより、前年度比849億円増加し、3,749億円となりました。

手数料関連利益については、資産運用・資産管理、証券代行、不動産など信託関連ビジネスの好調が継続したことにより、前年度比297億円増加し、5,085億円となりました。

総経費は、前年度比366億円増加したものの、概ね期初計画の水準にコントロールし、5,721億円となりました。

上記に所要の調整を加えて計算した、いわゆる実勢ベースの利益を表す実質業務純益は前年度比233億円増加し、3,620億円となりました。

（※１）資金関連利益に外国為替売買損益に含まれる外貨余資運用益を加算した損益

ロ．与信関係費用

与信関係費用は、個別貸倒引当金純繰入額の増加を主因に前年度比127億円増加し、246億円の損失計上となりました。

ハ．株式等関係損益

株式等関係損益は、前年度に実施した日本株ベア型の投資信託（※２）の持ち値改善処理に伴う減益要因が解消したことを主因に、前年度比2,699億円改善し、814億円の利益計上となりました。

（※２）政策保有株式の株価変動リスクに対するヘッジを目的に保有

ニ．特別損益

特別損益は、有形固定資産の減損等を主因に、132億円の損失計上となりました。

③ セグメント別損益の内容

(億円)	前連結会計年度 実質業務純益	当連結会計年度			当連結会計年度 実質業務純益	増減
		実質業務 粗利益	増減	総経費		
総合計	3,386	9,342	600	△5,721	3,620	233
個人事業	401	2,288	158	△1,829	459	58
三井住友信託銀行株式会社	213	1,549	129	△1,274	274	60
その他グループ会社	187	739	29	△554	185	△2
法人事業	1,629	2,927	274	△1,114	1,813	184
三井住友信託銀行株式会社	1,307	1,992	187	△556	1,435	127
その他グループ会社	322	935	87	△557	378	56
投資家事業	627	1,691	252	△860	831	203
三井住友信託銀行株式会社	445	974	149	△398	575	129
その他グループ会社	181	717	102	△462	255	74
不動産事業	356	731	73	△322	408	51
三井住友信託銀行株式会社	273	423	36	△119	303	30
その他グループ会社	83	308	37	△203	104	21
マーケット事業	463	543	△116	△207	335	△127
運用ビジネス(注1)	179	994	123	△724	270	90
その他	△271	164	△166	△663	△499	△227

(注) 1. 「運用ビジネス」は、連結子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(連結)、日興アセットマネジメント株式会社(連結)及び資産運用業務を行う持分法適用関連会社2社の合計であります。なお、日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付でアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。

2. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

報告セグメントごとの実質業務純益の主な増減要因は次のとおりであります。

(個人事業)

円金利上昇に伴う金利収入の増加に加え、投資運用コンサルティング関連の収益も堅調に拡大していることから、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比60億円増益の274億円、連結では同58億円増益の459億円となりました。

(法人事業)

円金利上昇に伴う金利収入の増加に加え、管理株主数の増加を主因とした証券代行手数料の拡大も寄与し、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比127億円増益の1,435億円、連結では同184億円増益の1,813億円となりました。

(投資家事業)

資産運用業務・年金業務・資産管理業務それぞれが堅調に推移したことに加え、大口案件による組合出資関連損益の増加もあったことから、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比129億円増益の575億円、連結では203億円増益の831億円となりました。

(不動産事業)

堅調な市況を背景に、法人向け仲介が好調に推移したことに加え、個人向け仲介も好調を維持していることから、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比30億円増益の303億円、連結では同51億円増益の408億円となりました。

(マーケット事業)

顧客業務及びALM業務は順調に推移した一方、投資業務が不芳であったことを主因に、実質業務純益は前年度比127億円減益の335億円となりました。

(運用ビジネス)

時価上昇により手数料収益が拡大したことを主因に、実質業務純益は前年度比90億円増益の270億円となりました。

④ 損益の内容（参考情報）

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
業務粗利益	7,964	8,519	555
(業務粗利益(信託勘定償却後))	(7,964)	(8,519)	(555)
資金関連利益	△992	△879	112
資金利益	△1,203	△1,054	149
合同信託報酬(信託勘定償却前)	211	174	△37
手数料関連利益	4,333	4,641	308
役務取引等利益	3,382	3,607	224
その他信託報酬	951	1,034	83
特定取引利益	759	1,028	269
その他業務利益	3,864	3,729	△134
うち外国為替売買損益	3,494	3,686	192
うち国債等債券関係損益	69	△415	△484
うち金融派生商品損益	81	158	76
経費(除く臨時処理分)	△5,006	△5,329	△322
(除くのれん償却)	(△4,936)	(△5,262)	(△325)
人件費	△2,249	△2,357	△107
物件費	△2,619	△2,793	△174
税金	△138	△178	△40
一般貸倒引当金繰入額 ①	△41	△89	△47
信託勘定不良債権処理額 ②	—	—	—
銀行勘定不良債権処理額 ③	△89	△168	△78
貸出金償却	△55	△74	△19
個別貸倒引当金繰入額	△34	△93	△59
債権売却損	—	—	—
貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
償却債権取立益 ⑤	12	11	△1
株式等関係損益	△1,885	814	2,699
うち株式等償却	△20	△24	△3
持分法による投資損益	187	226	38
その他	△128	△307	△179
経常利益	1,013	3,676	2,663
特別損益	△33	△132	△99
固定資産処分損益	△6	△2	3
固定資産減損損失	△74	△129	△55
その他特別損益	46	—	△46
税金等調整前当期純利益	979	3,544	2,564
法人税等合計	△176	△952	△776
法人税、住民税及び事業税	△199	△1,051	△852
法人税等調整額	23	98	75
当期純利益	803	2,591	1,787
非支配株主に帰属する当期純利益	△11	△15	△3
親会社株主に帰属する当期純利益	791	2,576	1,784
与信関係費用(①+②+③+④+⑤)	△118	△246	△127
実質業務純益	3,386	3,620	233

実質業務純益の内訳は次のとおりであります。

実質業務粗利益	8,741	9,342	600
総経費(除く臨時処理分)	△5,354	△5,721	△366

- (注) 1. 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)
2. 実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を除いたものであります(実質業務粗利益及び総経費は持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数)。なお、実質業務粗利益と業務粗利益の差額及び総経費と経費の差額は主に持分法適用会社の経常利益(臨時要因調整後)×持分割合等であります。
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

⑤ 財政状態の分析

イ. 貸出金

銀行勘定の貸出金は、前年度末比 1 兆2,139億円減少し、32兆2,069億円となりました。また、信託勘定（元本補填契約のある信託）の貸出金は、同1,187億円増加し、1,269億円となり、銀行勘定との合計では同 1 兆951億円減少し、32兆3,339億円となりました。なお、三井住友信託銀行株式会社（単体・国内店）の中小企業等貸出金残高は、同5,168億円減少し、17兆9,092億円となり、住宅ローン残高は、同2,308億円減少し、10兆1,593億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
貸出金残高（銀行勘定）	334,209	322,069	△12,139
貸出金残高（元本補填契約のある信託）	81	1,269	1,187
合計	334,290	323,339	△10,951

（三井住友信託銀行株式会社単体・国内店）

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
国内店	275,484	262,953	△12,531
うち中小企業等貸出金残高	184,260	179,092	△5,168
うち住宅ローン残高	103,902	101,593	△2,308

(注) 1. 銀行勘定・元本補填契約のある信託勘定合計の計数であります。

2. 特別国際金融取引勘定分を除いております。

銀行法及び再生法に基づく債権について、銀行勘定は、前年度末比118億円減少し1,045億円となり、債権残高に対する比率は、同0.03%低下し0.30%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が同41億円、危険債権が同42億円の増加、貸出条件緩和債権が同96億円、三月以上延滞債権が同106億円の減少となりました。

また、信託勘定（元本補填契約のある信託）においては、前年度末比0億円減少し0億円となり、債権残高に対する比率は、同0.56%低下し0.01%となりました。債権区分別では、危険債権が同0億円、貸出条件緩和債権が同0億円の減少となりました。

○銀行法及び再生法に基づく債権の状況（部分直接償却実施後）

	前連結会計年度 (億円) (A)			当連結会計年度 (億円) (B)			増減(億円) (B)－(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	113	－	113	154	－	154	41	－	41
危険債権	580	0	581	623	0	623	42	△0	42
三月以上延滞債権	106	－	106	－	－	－	△106	－	△106
貸出条件緩和債権	364	0	364	267	0	267	△96	△0	△96
合計	1,164	0	1,164	1,045	0	1,045	△118	△0	△119

債権残高	351,595	81	351,676	339,672	1,269	340,942	△11,922	1,187	△10,734
------	---------	----	---------	---------	-------	---------	---------	-------	---------

	前連結会計年度 (%) (A)			当連結会計年度 (%) (B)			増減(%) (B)－(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
[債権残高比率]									
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.03	－	0.03	0.04	－	0.04	0.01	－	0.01
危険債権	0.16	0.47	0.16	0.18	0.00	0.18	0.02	△0.47	0.02
三月以上延滞債権	0.03	－	0.03	－	－	－	△0.03	－	△0.03
貸出条件緩和債権	0.10	0.10	0.10	0.07	0.00	0.07	△0.03	△0.10	△0.03
合計	0.33	0.57	0.33	0.30	0.01	0.30	△0.03	△0.56	△0.03

(参考) 金融再生法開示債権の状況等 (三井住友信託銀行株式会社単体)

金融再生法開示債権は、銀行勘定・信託勘定 (元本補填契約のある信託) 合算で前年度末比122億円減少し、855億円となりました。また、開示債権比率 (総与信に占める割合) は、同0.0%低下し、0.3%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が前年度末比41億円の増加、危険債権が同35億円の増加、要管理債権が同199億円の減少となりました。

銀行勘定の債務者区分ごとの引当率につきましては、要管理先債権の非保全部分に対する引当率は13.8%、その他要注意先債権の債権額に対する引当率は3.6%となりました。

○ 金融再生法に基づく資産区分の状況 (三井住友信託銀行株式会社単体・部分直接償却実施後)

(億円・四捨五入)

[銀行勘定・信託勘定合計]	前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
開示債権合計	977	855	△122
総与信	343,931	330,367	△13,563
開示債権比率 (%)	0.3	0.3	△0.0

[銀行勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金 (億円)		引当率 (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	129 (88)	100 (100)	個別貸倒引当金	63	100 (100)
			担保・保証等による保全	65	—
危険債権	484 (448)	84 (83)	保全なし	77	72 (71)
			個別貸倒引当金	198	
			担保・保証等による保全	207	—
要管理債権	242 (441)	44 (57)	保全なし	135	14 (15)
			一般貸倒引当金	22	
			担保・保証等による保全	84	—
開示債権合計	855 (977)				
総与信	329,098 (343,849)				
開示債権比率 (%)	0.3 (0.3)				

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

[信託勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金等 (億円)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	— (—)	— (—)	担保・保証等による保全	—
危険債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
要管理債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
開示債権合計	0 (0)		債権償却準備金	0
総与信	1,269 (82)			
開示債権比率 (%)	0.0 (0.6)			

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

○ 債務者区分ごとの引当額と引当率の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・銀行勘定)

		前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)－(A)	
債務者区分	(分母)	引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)
破綻先・実質破綻先債権	(対非保全部分)	34	100	63	100	28	－
破綻懸念先債権	(対非保全部分)	192	71.8	198	72.0	6	0.2
要管理先債権	(対非保全部分)	50	19.8	22	13.8	△27	△6.0
	(対債権額)		9.8		8.8		△0.9
その他要注意先債権	(対債権額)	104	2.4	144	3.6	39	1.2
正常先債権	(対債権額)	566	0.1	647	0.2	80	0.0

破綻懸念先、要管理先、その他要注意先のうちDCF法適用先に対する引当額と引当率の状況並びにDCF法の適用範囲は以下のとおりであります。

DCF法適用先に対する債権	(対非保全部分)	212	35.7	193	29.8	△19	△5.9
---------------	----------	-----	------	-----	------	-----	------

DCF法適用範囲	与信額	30億円以上又は、 企業グループ合算50億円以上	
	債務者区分	破綻懸念先、要管理先、 その他要注意先の一部	
	適用先数	13社	10社

ロ．有価証券

有価証券は、国債の増加等により、前年度末比1兆5,572億円増加し、11兆4,961億円となりました。

保有上場株式につきましては、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」における保有規制の対象となる取得原価ベースでの金額は、前年度末比820億円減少し、3,615億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
有価証券残高 合計	99,389	114,961	15,572
株式	15,188	12,230	△2,958
国債	31,550	52,002	20,451
地方債	431	435	4
社債	7,219	6,718	△500
その他(注)	44,999	43,575	△1,423

(注)その他には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

○ 保有上場株式の残高

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
時価(連結貸借対照表計上額)	12,133	8,852	△3,281
取得原価	4,435	3,615	△820

ハ．繰延税金資産

繰延税金資産・繰延税金負債の純額は、その他有価証券評価差額金にかかる繰延税金負債の減少等により、前年度末比667億円増加し、1,272億円の繰延税金負債の計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
繰延税金資産（連結貸借対照表計上額） ①	79	81	2
有価証券償却有税分	158	155	△3
貸倒引当金損金算入限度超過額 （貸出金償却含む）	331	389	58
繰延ヘッジ損益	51	54	2
株式交換に伴う評価差額	45	43	△1
その他	759	814	54
評価性引当額	△175	△174	1
繰延税金負債との相殺	△1,092	△1,201	△108
繰延税金負債（連結貸借対照表計上額） ②	2,019	1,354	△664
退職給付関係	564	573	8
その他有価証券評価差額金	2,197	1,721	△475
退職給付に係る連結調整額	181	71	△110
株式交換に伴う評価差額	56	54	△1
その他	111	135	23
繰延税金資産との相殺	△1,092	△1,201	△108
繰延税金資産（△は負債）の純額（③＝①－②）	△1,940	△1,272	667

ニ．預金

預金は、前年度末比3,047億円増加し、37兆7,229億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
預金残高	374,182	377,229	3,047

(注)預金は、譲渡性預金を除いております。

（三井住友信託銀行株式会社単体・国内店）

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
個人	168,032	163,943	△4,088
法人・その他	142,412	130,424	△11,988

(注) 1. 「その他」は、公金、金融機関であります。

2. 預金は、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

ホ. 純資産の部

純資産の部合計は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前年度末比103億円減少し、3兆1,273億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
純資産の部合計	31,376	31,273	△103
資本金	2,616	2,616	－
資本剰余金	5,263	5,066	△197
利益剰余金	18,020	19,681	1,660
自己株式	△236	△364	△128
株主資本合計	25,663	26,999	1,335
その他有価証券評価差額金	4,776	3,515	△1,260
繰延ヘッジ損益	△115	△101	14
土地再評価差額金	△67	△71	△3
為替換算調整勘定	393	463	70
退職給付に係る調整累計額	413	156	△256
その他の包括利益累計額合計	5,399	3,962	△1,436
新株予約権	8	7	△0
非支配株主持分	305	303	△1

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

⑦ 連結自己資本比率(国際統一基準)

当社は、信用リスクについては「先進的内部格付手法及び基礎的内部格付手法（注1）」、マーケット・リスクは「標準的方式」を採用しております。

当連結会計年度末の「普通株式等Tier1比率」は11.52%、「Tier1比率」は12.96%、「総自己資本比率」は14.34%と、いずれも規制上の所要水準の7.56%、9.06%並びに11.06%(注2)を上回っております。

(注1)保有する資産のうち、重要性の低いもの等は「標準的手法」を適用しております。

(注2)各比率の所要水準に資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ及び国内の金融システム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課を勘案・加算したものであります。

	前連結会計年度 (A)	当連結会計年度 (B)	増減 (B)－(A)
連結総自己資本比率(%)	13.64	14.34	0.70
連結Tier1比率(%)	12.55	12.96	0.41
連結普通株式等Tier1比率(%)	11.35	11.52	0.17
連結における総自己資本の額(億円)	32,389	33,179	790
連結におけるTier1資本の額(億円)	29,788	30,000	212
連結における普通株式等Tier1資本の額(億円)	26,943	26,656	△287
リスク・アセットの額(億円)	237,310	231,327	△5,982

(注)連結自己資本比率については、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式により算出しております。

⑧ キャッシュ・フローの状況

「（１）経営成績等の状況の概要（キャッシュ・フローの状況）」に記載しております。

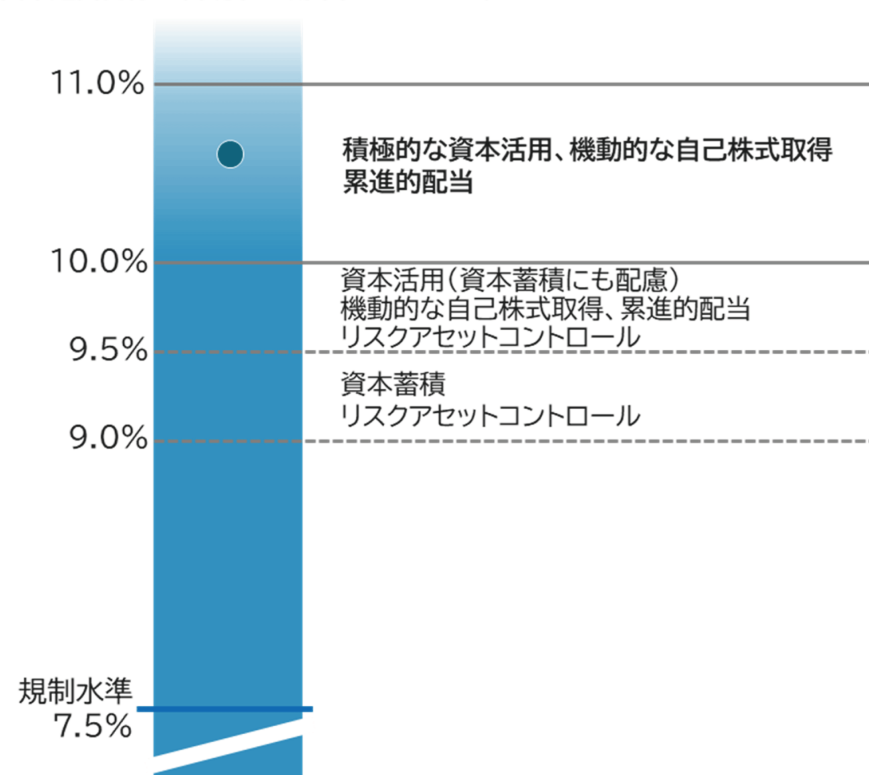
⑨ 資本の十分性、資本政策等について

イ．経営方針・経営戦略の遂行にあたっての資本の十分性について

当グループは、資金・資産・資本の好循環の実現と企業価値の向上を経営テーマとして掲げる中、財務面では、2030年までのありたい姿として「普通株式等Tier1比率」（バーゼルⅢ最終化完全実施ベース）について、安定的に10%以上確保することを十分性の目線としております。

2025年3月末時点における「普通株式等Tier1比率」（バーゼルⅢ最終化完全実施ベース）は、前年比0.4%上昇の10.6%となっております。これは、利益蓄積による普通株式等Tier1資本の増加や信用リスクアセットの減少によるものです。今後の環境変化に注意しつつ、信託グループらしいビジネスの成長と資本効率の向上を図り、規律をもって資本政策運営をしてまいります。

資本運営目線^(*)（十分性と効率性のバランス）



*: バゼルⅢ最終化完全実施ベース、有価証券評価差額を含む

ロ．成長投資、手元資金、株主還元のバランス並びに資本コストに関する経営者の考え方について

当グループは、ステークホルダー資本戦略として、「普通株式等Tier1比率」（バーゼルⅢ最終化完全実施ベース）水準に応じた資本運営のプリンシプルを基本に、成長投資、株主還元、人的資本投資等、各ステークホルダーに対して規律ある投資・分配を実施していきます。規律に基づく資本運営により、イノベーションを生み出す源泉である当グループの多彩な事業の横断・融合力を一層高め、事業ポートフォリオ強化を進めてまいります。

中期経営計画における株主還元方針については、一株当たり配当金は累進的としつつ、利益成長を通じた増加を目指し、連結配当性向40%以上を目安に決定することとしております。なお、自己株式取得については、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用と、資本効率性の改善効果とのバランスを踏まえつつ、機動的に実施する方針です。

企業価値向上に向けた取り組みとして、手数料比率が高く安定した利益成長と適切なリスクコントロールにより、収益ボラティリティを抑制し、また、各ステークホルダーとの対話も充実させることで、定量・定性両面で資本コストや株価を意識した経営を継続し、早期にPBR1.0倍以上を達成することを目指します。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、芝ビルにおける空調設備の更新などを実施いたしました。

また、業務の一層の効率化を図るためＩＴ基盤の整備やソフトウェアへの投資を行うなど、無形固定資産に係る投資額を含めて総額860億円の投資を行いました。

当連結会計年度において、記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

(2023年3月31日現在)											
	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	有形 リース 資産	その他 の有形 固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当社	—	本社	東京都 千代田区	事務所	—	—	—	—	0	0	273
国内 連結 子会社	三井住友信託 銀行株式会社	本店	東京都 千代田区	店舗 事務所	2,490	42,027	11,696	—	1,851	55,575	3,560
		札幌支店 他3支店	北海道・ 東北地区	店舗	—	—	491	—	137	629	210
		日本橋営業部 他62支店 11出張所	関東・ 甲信越地区	店舗 事務所	14,581 (4,288)	20,918	19,627	2,275	5,645	48,466	5,536
		名古屋栄支店 他17支店	東海・ 北陸地区	店舗 事務所	1,218	151	1,899	634	872	3,557	815
		梅田支店 他29支店 3出張所	近畿地区	店舗 事務所	3,233 (560)	1,304	4,230	—	1,784	7,319	2,137
		広島支店 他8支店	中国・ 四国地区	店舗	1,747 (472)	105	590	—	256	952	351
		福岡支店 他7支店	九州地区	店舗	355	185	1,161	—	364	1,711	320
		ニューヨーク 支店	北米地区	店舗	—	—	720	—	342	1,063	291
		ロンドン支店	欧州地区	店舗	—	—	290	—	123	413	303
		シンガポール 支店他2支店	アジア地区	店舗	—	—	181	—	157	339	343
		事務センター 他3センター	東京都 府中市他	事務 センター	38,734	19,195	14,961	379	3,320	37,856	65
		社宅・寮	兵庫県 尼崎市他	社宅・寮	14,380	4,560	1,266	—	90	5,917	—
		その他の施設	東京都 府中市他	その他	14,874 (5)	3,564	2,492	—	394	6,451	16
	三井住友トラ スト総合サー ビス株式会社 他26社	本社他	東京都 港区他	店舗 事務所等	188,386 (276)	29,895	9,672	18	2,359	41,946	7,878
海外 連結 子会社	Sumitomo Mitsui Trust Bank(U.S.A.)Limited 他29社	本社他	北米地区他	店舗 事務所等	—	—	890	1,873	523	3,287	1,027

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は、建物を含めて18,197百万円であります。
2. 三井住友信託銀行株式会社の店舗外現金自動設備2か所、海外駐在員事務所5か所は上記に含めて記載しております。
3. 上記には、連結子会社以外に貸与している建物が含まれており、その主な内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物
		面積(㎡)	帳簿価額(百万円)	
三井住友信託銀行株式会社	関東・甲信越地区	—	—	781
	近畿地区	—	—	5
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	関東・甲信越地区	—	—	333
	東海・北陸地区	—	—	225
	近畿地区	—	—	315
	九州地区	—	—	12

4. 上記の他、ソフトウェア資産161,863百万円、その他の無形固定資産4,799百万円を所有しております。また、上記には建設仮勘定872百万円は含めておりません。
5. 三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産は、セグメントに配賦していない共用資産を除き、5つの事業セグメント（個人事業、法人事業、投資家事業、不動産事業、マーケット事業）に配賦しております。三井住友信託銀行株式会社以外の連結子会社に係る固定資産は、セグメントに配賦しておりません。固定資産のセグメントごとの金額については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

なお、当グループでは、設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設、改修等

(2025年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内 連結 子会社	三井住友 信託銀行 株式会社	府中ビル	東京都 府中市	改修	受変電・配 電設備	3,500	13	自己資金	2024年 1月	2027年 2月
		事務機械	—	改修 その他	(注) 2	2,186	—	自己資金	2025年 4月	2026年 3月
		ソフトウェア	—	改修 その他	ソフト ウェア	55,792	—	自己資金	2025年 4月	2026年 3月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 「事務機械」の主なものは、各々店舗・事務所システム設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

(2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
第1回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2

第1回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
計	1,740,000,000

(注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとします。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	721,355,380	713,283,780	東京証券取引所 (プライム市場) 名古屋証券取引所 (プレミアム市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	721,355,380	713,283,780	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	
決議年月日	2014年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	243個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 48,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2014年8月31日～2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり2,121円 資本組入額 1株当たり1,060.5円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式200株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	223個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 44,600株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2015年8月31日～2045年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり2,724.5円 資本組入額 1株当たり1,362.25円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式200株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	377個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 75,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2016年8月31日～2046年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,624円 資本組入額 1株当たり812円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式200株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 67名
新株予約権の数※	460個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 92,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2017年8月31日～2047年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,936円 資本組入額 1株当たり968円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式200株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権	
決議年月日	2018年7月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 70名
新株予約権の数※	563個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 112,600株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2018年9月30日～2048年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり2,092.5円 資本組入額 1株当たり1,046.25円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式200株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年11月18日 (注) 1	△7,119,000	368,172,440	—	261,608	—	702,933
2023年6月27日 (注) 2	△4,146,600	364,025,840	—	261,608	—	702,933
2024年1月1日 (注) 3	364,025,840	728,051,680	—	261,608	—	702,933
2024年5月21日 (注) 4	△6,696,300	721,355,380	—	261,608	—	702,933

(注) 1. 2022年2月24日及び2022年7月28日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で自己株式の消却を実施いたしました。

2. 2023年2月27日開催の取締役会決議により、2023年6月27日付で自己株式の消却を実施いたしました。

3. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2024年1月1日を効力発生日として株式分割（1株につき2株の割合）を実施いたしました。

4. 2024年1月31日開催の取締役会決議により、2024年5月21日付で自己株式の消却を実施いたしました。

5. 2024年11月12日開催の取締役会決議により、2025年4月17日付で自己株式8,071,600株の消却を実施し、発行済株式総数残高は713,283,780株となっております。

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	167	49	1,914	869	276	81,939	85,215	—
所有株式数 (単元)	40	2,163,826	516,312	846,908	2,966,666	1,553	699,362	7,194,667	1,888,680
所有株式数 の割合(%)	0.00	30.08	7.18	11.77	41.23	0.02	9.72	100.00	—

(注) 1. 自己株式8,647,366株は「個人その他」に86,473単元、「単元未満株式の状況」に66株含まれております。
なお、自己株式について、株主名簿上の株式数と実質的に所有している株式数は一致しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂 インターシティA I R	114,410,700	16.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	49,258,154	6.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	29,106,314	4.08
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	13,272,370	1.86
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	13,113,232	1.83
J P MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	10,497,176	1.47
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	10,318,300	1.44
野村信託銀行株式会社 (投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	9,796,200	1.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	9,711,972	1.36
三井住友トラストグループ持株 会	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	7,679,773	1.07
計	—	267,164,191	37.48

(注) 1. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2024年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他10名が2024年3月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2025年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	ブラックロック・ジャパン株式会社 (他共同保有者10名)
保有株券等の数	52,075,976株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	7.15%

2. 野村証券株式会社から、2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社他2名が2025年3月14日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2025年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	野村アセットマネジメント株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	44,237,164株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	6.13%

3. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、2020年12月7日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名が2020年11月30日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2025年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、当社は2024年1月1日を効力発生日として株式分割（当社普通株式1株につき2株の割合で分割）を実施しておりますが、下記の保有株券等の数は株式分割前の株式数を記載しております。

大量保有者名	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (他共同保有者1名)
--------	---------------------------------------

保有株券等の数	19,195,626株（共同保有者分を含む）
---------	------------------------

株券等保有割合	5.11%
---------	-------

4. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、1,419,569株については、役員向け株式交付信託及びRS信託の信託財産として、及び329,102株については、社員向けRS信託の信託財産として保有する株式であり、当社の連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、発行済株式数からは控除しておりません。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,647,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 710,819,400	7,108,194	同上
単元未満株式	普通株式 1,888,680	—	同上
発行済株式総数	721,355,380	—	—
総株主の議決権	—	7,108,194	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数 12個)並びに株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する役員向け株式交付信託及びRS信託の信託財産1,419,500株(議決権の数14,195個)及び社員向けRS信託の信託財産329,100株(議決権の数3,291株)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式66株が含まれております。

②【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友トラスト グループ株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	8,647,300	—	8,647,300	1.19
計	—	8,647,300	—	8,647,300	1.19

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する、役員向け株式交付信託及びRS信託の信託財産としての当社株式1,419,500株、及び社員向けRS信託の信託財産としての当社株式329,100株は、上記自己保有株式には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 【役員向け株式報酬制度の概要】

当社は、当社の取締役（監査委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役及び執行役員等並びに当グループの中核をなす三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員等を対象に（当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における以上の対象者を、以下、総称して「取締役等」という。）、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本役員向け制度」という。）を導入しております。

本役員向け制度は、当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「対象会社」という。）の取締役等の報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、取締役等の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本役員向け制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、対象会社が各社の定める株式交付規則に基づき当該取締役等に付与するポイント数に相当する当社株式を、当該信託を通じて当該取締役等に対して交付します。なお、本役員向け制度については、2023年度より、取締役等の退任時に当社株式を交付する役員向け株式交付信託制度から、毎事業年度の一定期間に、取締役等の退任までの譲渡制限を付した当社株式を交付する役員向け株式交付信託（RS信託（注））制度に変更しております。また、この変更に伴い、変更前の役員向け株式交付信託制度での新規のポイントの付与を停止しております。

（注）RS信託

株式交付信託の仕組みを利用して、特定譲渡制限付株式（RS：Restricted Stock）を交付する制度

② 【社員向けインセンティブ・プランの概要】

当社は、三井住友信託銀行株式会社の全社員（以下「社員」といいます。）を対象に、インセンティブ・プランとして社員向け株式交付信託（RS信託）制度（以下、「本社員向け制度」という。）を導入しております。

本社員向け制度は、社会的価値や経済的価値の創出の重要な担い手である社員への人的資本投資を強化し、お客さまや社会への貢献や新たな価値の創造を実現することで当グループの企業価値を向上させることを目的としております。

本社員向け制度においては、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、当該信託が当社株式の取得を行い、社員に対して付与されるポイント数に相当する当社株式を、本信託を通じて交付（ただし、当該株式については、各社員に対し退職までの譲渡制限を付すものといたします。）します。対象者に交付される株式数などの詳細は、三井住友信託銀行株式会社において定める株式交付規則に従って運営いたします。

本制度に係る各信託の概要は次のとおりです。

	①役員向け株式交付信託及びRS信託	②社員向けRS信託
委託者	当社	
受託者	三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者	三井住友信託銀行株式会社の全社員のうち受益者要件を満たす者
取得株式の総数	1,815,500株（注）	648,000株（注）
信託契約日	2019年9月17日	2022年10月11日
信託期間	2019年9月17日～2026年9月30日（予定）	2022年10月11日～2027年3月31日（予定）

（注） 2024年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の末日（2025年3月31日）における当該株式分割後の株式数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2024年1月31日）での決議状況 （取得期間 2024年2月1日～2024年4月30日）	10,000,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	6,696,300	19,999,691,950
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）上記決議による自己株式の取得は2024年3月7日（約定日ベース）をもって終了しました。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2024年11月12日）での決議状況 （取得期間 2024年11月13日～2025年3月31日）	13,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	8,071,600	29,999,836,800
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）上記決議による自己株式の取得は2025年1月6日（約定日ベース）をもって終了しました。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2025年5月14日）での決議状況 （取得期間 2025年5月15日～2025年8月29日）	13,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	3,411,900	12,779,807,300
提出日現在の未行使割合（%）	73.75	57.40

（注）当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得自己株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	7,776	27,758,084
当期間における取得自己株式	472	1,630,810

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	普通株式 6,696,300	19,664,488,506	普通株式 8,071,600	29,622,852,716
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(買増請求に対する売渡)	普通株式 377	1,272,393	普通株式 42	125,139
その他(ストックオプションの行使による売渡)	普通株式 45,000	142,403,746	普通株式 —	—
保有自己株式数	普通株式 8,647,366	—	普通株式 3,342,696	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数及び買増請求に対する売渡株式数、並びにストックオプションの行使による売渡株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社はかねてより、株主の皆様への安定的な利益還元、及び還元の拡充を重要な経営方針の一つとして位置付け、株主還元強化に取り組んでまいりました。株主還元方針を踏まえ、一株当たり配当金は累進的としつつ、連結配当性向については40%以上を目安として決定してまいります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当の決定機関は取締役会であり、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、上記方針を踏まえ、普通株式の期末配当金を1株当たり82円50銭としております。2024年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株当たり72円50銭)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき155円00銭となります。

内部留保資金につきましては、健全性確保の観点からその充実に留意しつつ、当グループとしての企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

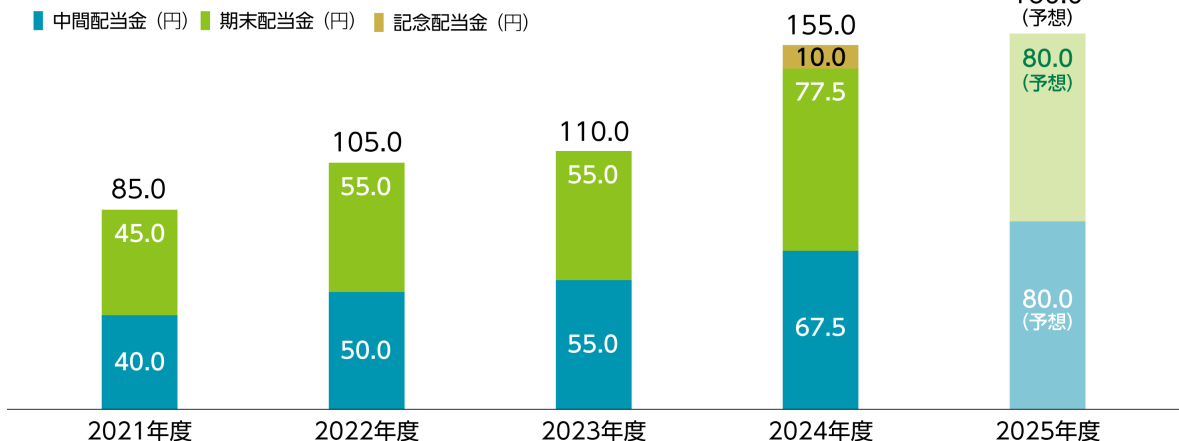
決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当金 (円)
2024年11月12日 取締役会	普通株式	52,255	72.50
2025年6月20日 定時株主総会 (予定)	普通株式	58,798	82.50

(参考) 株主還元方針

一株当たり配当金は累進的としつつ、利益成長を通じた増加を目指す。連結配当性向40%以上を目安に決定する。

なお、自己株式取得については、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用と、資本効率性の改善効果とのバランスを踏まえつつ、機動的に実施する。

1株当たりの配当金と連結配当性向



連結配当性向

37.7%	40.2%	100.6%	43.1%	40.2% (予想)
-------	-------	--------	-------	------------

(注) 2024年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、2023年度以前の配当金は、株式分割を考慮した金額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 企業統治の体制の概要等

イ. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、当グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- (ii) 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (iii) 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- (iv) 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- (v) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

なお、当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を当社のWebサイトに掲載しております。

ロ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当グループは、銀行機能、資産運用・資産管理機能、不動産機能を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションを迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託グループです。

当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。また、取締役会の監督機能の実効性を高めるべく、内部機関として会社法に定める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置するとともに、信託グループならではの当グループの事業特性を踏まえ、取締役会の諮問機関として、「リスク委員会」と「利益相反管理委員会」を任意に設置しております。さらに、これらの取り組みに加え、取締役会議長に社外取締役が就任することにより、取締役会が担うグループ経営管理における監督機能の実効性確保を図っております。

ハ. グループにおける当社の役割と機能

当社はグループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等にもとづき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を発揮すべく、以下の機能を担っております。

《グループ経営戦略企画機能》

三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

《業務運営管理機能》

業務運営は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社が担う一方、当社は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

《経営資源配分機能》

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社における経営資源の使用状況を管理します。

《リスク管理統括機能》

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

《コンプライアンス統括機能》

グループ全体のコンプライアンスの基本方針並びに役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

《内部監査統括機能》

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社に対して必要な指示等を行います。

二．会社の機関の内容

《監督機関》

(i) 取締役会

A. 議長：松下 功夫（社外取締役）

B. 役割・構成

- (A) 取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。
- (B) 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。
- (C) 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。なお、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、当社の取締役の員数は14名以内となります。
- (D) 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。

C. 当事業年度の活動状況

(A) 開催回数：15回

(B) 各取締役の出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
社外取締役 (取締役会議長)	松 下 功 夫	15回	15回	100%
社内取締役（執行役兼務）	高 倉 透	15回	15回	100%
社内取締役（執行役兼務）	海 原 淳	15回	15回	100%
社内取締役（執行役兼務）	鈴 木 康 之	15回	15回	100%
社内取締役（執行役兼務）	大 山 一 也	15回	15回	100%
社内取締役（非執行）	大久保 哲夫	15回	15回	100%
社内取締役（非執行）	橋 本 勝	15回	14回	93%
社内取締役（非執行）	田 中 浩 二	4回(注1)	4回	100%
社内取締役（非執行）	中 野 俊 彰	15回	15回	100%
社内取締役（非執行）	加 藤 功 一	11回(注1)	11回	100%
社外取締役	河 本 宏 子	15回	15回	100%
社外取締役	麻 生 光 洋	4回(注1)	4回	100%
社外取締役	加 藤 宣 明	15回	15回	100%
社外取締役	鹿 島 かおる	15回	15回	100%
社外取締役	伊 藤 友 則	15回	15回	100%
社外取締役	渡 辺 一	15回	15回	100%
社外取締役	藤 田 裕 一	11回(注1)	11回	100%
社外取締役	榊 原 一 夫	11回(注1)	11回	100%

- (注) 1. 2024年6月20日付で、田中浩二、麻生光洋の両氏が取締役を退任し、加藤功一、藤田裕一、榊原一夫の3氏が取締役に就任しております。
2. 2025年6月20日付で、海原淳、鈴木康之、大山一也、橋本勝、中野俊彰の5氏が取締役を退任予定であり、同日付で佐藤正克、松本千賀子の両氏が取締役に就任予定です。

(C) 具体的な検討内容：ステークホルダーとの対話方針、サステナビリティ推進、経営計画の策定、事業ポートフォリオ、グループ資産運用ビジネス戦略、IT・DX戦略、グループガバナンス、内部統制システム、政策保有株式の削減、利益相反管理、サイバーセキュリティ等に関する審議を実施。

なお、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成員は以下の13名（うち、独立社外取締役8名）となります。

役職名	氏名	取締役候補者の専門性・経験								
		企業 経営	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク 管理 ・ コンプライアンス	信託 ・ 運用 ・ 資産 管理	デジ タル ・ I T ・ テク ノロ ジー	サステナビリティ			国際 性 (注2)
							環境	社会	DE&I	
社外取締役 (取締役会議長)	松 下 功 夫	●	●				●	●		●
社内取締役（執行役兼務）	高 倉 透	●		●	●		●	●	●	
社内取締役（執行役兼務）	佐 藤 正 克	●	●	●	●					
社内取締役（執行役兼務）	松 本 千賀子	●	●	●	●		●	●	●	●
社内取締役（非執行）	大久保 哲夫	●	●	●	●		●	●	●	
社内取締役（非執行）	加 藤 功 一	●			●					
社外取締役	河 本 宏 子	●		●					●	
社外取締役	加 藤 宣 明	●				●	●	●		●
社外取締役	鹿島 かおる	●	●	●					●	
社外取締役	伊 藤 友 則				●		●			●
社外取締役	渡 辺 一	●	●	●	●		●	●		●
社外取締役	藤 田 裕 一	●	●	●	●		●			●
社外取締役	榊 原 一 夫			●				●		

(注) 1. 上記一覧表は、候補者の有する全ての見識及び経験を表すものではありません。

2. 「国際性」のスキルは海外勤務等の経験の有無にて判断しております。

(ii) 各委員会

<法定の委員会>

A. 指名委員会

(A) 委員長：松下 功夫（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名

（注）2025年6月20日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後、社外委員5名のみに変更予定です。

(C) 権限・役割

- ・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定
- ・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任、並びに経営者の後継人材育成計画に関する諮問に対する審議・答申
- ・取締役会からの、三井住友信託銀行株式会社の取締役社長を含む取締役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申
- ・取締役会からの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：17回
- ・各委員の出席状況

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
指名委員長（社外取締役）	松 下 功 夫	17回	17回	100%
指名委員（社外取締役）	河 本 宏 子	17回	17回	100%
指名委員（社外取締役）	麻 生 光 洋	5回（注2）	5回	100%
指名委員（社外取締役）	加 藤 宣 明	17回	17回	100%
指名委員（社外取締役）	渡 辺 一	17回	17回	100%
指名委員（社外取締役）	鹿 島 かおる	12回（注2）	12回	100%
指名委員（取締役）	大久保 哲夫	17回	17回	100%
指名委員（取締役）	橋 本 勝	17回	17回	100%

（注）1. 役職名は、2025年3月末日現在（退任者は在任中）のものを記載しております。

2. 2024年6月20日付で、麻生光洋氏が指名委員を退任し、鹿島かおる氏が指名委員に就任しております。

3. 2025年6月20日付で、大久保哲夫、橋本勝の両氏が指名委員を退任予定です。

- ・具体的な検討内容：執行役社長を含む執行役の選任、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定、サクセッションプランの検討、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役の選任等の審議を実施。

B. 報酬委員会

(A) 委員長：河本 宏子（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名

（注）2025年6月20日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後、社外委員5名のみに変更予定です。

(C) 権限・役割

- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定
- ・上記の方針に従って、取締役及び執行役の個人別の報酬額等を決定
- ・三井住友信託銀行株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申
- ・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：12回
- ・各委員の出席状況

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
報酬委員長（社外取締役）	河 本 宏 子	12回	12回	100%
報酬委員（社外取締役）	松 下 功 夫	12回	12回	100%
報酬委員（社外取締役）	麻 生 光 洋	3回（注2）	3回	100%
報酬委員（社外取締役）	加 藤 宣 明	12回	12回	100%
報酬委員（社外取締役）	渡 辺 一	12回	12回	100%
報酬委員（社外取締役）	鹿 島 かおる	9回（注2）	9回	100%
報酬委員（取締役）	大久保 哲夫	12回	12回	100%
報酬委員（取締役）	橋 本 勝	12回	12回	100%

（注）1. 役職名は、2025年3月末日現在（退任者は在任中）のものを記載しております。

2. 2024年6月20日付で、麻生光洋氏が報酬委員を退任し、鹿島かおる氏が報酬委員に就任しております。

3. 2025年6月20日付で、大久保哲夫、橋本勝の両氏が報酬委員を退任予定です。

- ・具体的な検討内容：取締役及び執行役の報酬の決定方針・個人別の報酬額等、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の報酬の決定方針等の審議を実施。

C. 監査委員会

(A) 委員長：鹿島 かおる（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 4名、社内委員 2名

（注）2025年6月20日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後、社外委員4名、社内委員1名に変更予定です。

(C) 権限・役割

- ・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成
- ・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：21回
- ・各委員の出席状況

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
監査委員長（社外取締役）	鹿島 かおる	21回	21回	100%
監査委員長（社外取締役）	麻生 光 洋	4回（注2）	4回	100%
監査委員（社外取締役）	伊 藤 友 則	21回	21回	100%
監査委員（社外取締役）	藤 田 裕 一	17回（注2）	17回	100%
監査委員（社外取締役）	榑 原 一 夫	17回（注2）	17回	100%
監査委員（取締役）	田 中 浩 二	4回（注2）	4回	100%
監査委員（取締役）	中 野 俊 彰	21回	21回	100%
監査委員（取締役）	加 藤 功 一	17回（注2）	17回	100%

（注）1. 役職名は、2025年3月末日現在（退任者は在任中）のものを記載しております。

2. 2024年6月20日付で、麻生光洋、田中浩二の両氏が監査委員を退任し、藤田裕一、榑原一夫、加藤功一の3氏が監査委員に就任しております。また、同日付で、鹿島かおる氏が監査委員長に就任しております。

3. 2025年6月20日付で、中野俊彰氏が監査委員を退任予定です。

- ・具体的な検討内容：重点監査項目である、ビジネスモデル変革の実現に向けた取組状況、グループ内部統制システム高度化への取組状況、適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況、健全な企業風土の醸成に向けた取組状況等に関する審議等を実施。

<任意の委員会>

D. リスク委員会

(A) 委員長：藤井 健司（社外有識者）

(B) 構成：社外委員 3名（社外取締役 1名、社外有識者 2名）、社内委員 2名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施。

- ・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
- ・当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：7回
- ・各委員の出席状況

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
リスク委員長（社外有識者）	藤井 健司	7回	7回	100%
リスク委員（社外取締役）	鹿島 かおる	1回（注2）	1回	100%
リスク委員（社外取締役）	渡辺 一	6回（注2）	6回	100%
リスク委員（社外有識者）	外山 晴之	7回	7回	100%
リスク委員（取締役執行役専務）	鈴木 康之	7回	7回	100%
リスク委員（執行役常務）	高田 由紀	7回	7回	100%

（注） 1. 役職名は、2025年3月末日現在（退任者は在任中）のものを記載しております。

2. 2024年6月20日付で、鹿島かおる氏がリスク委員を退任し、同日付で渡辺一氏がリスク委員に就任しております。

3. 2025年6月20日付で、鈴木康之氏がリスク委員を退任予定であり、同日付でCRO（Chief Risk Officer）である吉田貴弘氏がリスク委員に就任予定です。

- ・具体的な検討内容：当グループのリスク管理態勢の適切性、リスク文化の醸成・浸透、昨今の外部環境を踏まえたリスク管理にかかる取組状況、サステナビリティやサイバーセキュリティにかかる取組状況等に関する審議を実施。

E. 利益相反管理委員会

(A) 委員長：神田 秀樹*（社外有識者） ※三井住友信託銀行株式会社社外取締役

(B) 構成：社外委員 3名（社外取締役 1名、社外有識者 2名）、社内委員 2名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施。

- ・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
- ・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
- ・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
- ・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：7回
- ・各委員の出席状況

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
利益相反管理委員長（社外有識者）	神 田 秀 樹	7回	7回	100%
利益相反管理委員（社外取締役）	加 藤 宣 明	7回	7回	100%
利益相反管理委員（社外有識者）	細 川 昭 子	7回	7回	100%
利益相反管理委員（取締役執行役専務）	鈴 木 康 之	7回	6回	85%
利益相反管理委員（執行役常務）	高 田 由 紀	7回	7回	100%

（注） 1．役職名は、2025年3月末日現在のものを記載しております。

2．2025年6月20日付で、鈴木康之氏が利益相反管理委員を退任予定であり、同日付でCRO（Chief Risk Officer）である吉田貴弘氏が利益相反管理委員に就任予定です。

- ・具体的な検討内容：信託グループとしての顧客の最善の利益、グループの利益相反管理態勢の高度化及び信託業務（併営含む）におけるリスクコントロールに係る審議を実施。

《取締役会及び各委員会の構成》（●：委員長、○：委員）

（提出日（2025年6月18日）現在）

氏 名	役 職	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	リスク 委員会	利益相反 管理委員会
高 倉 透	取締役執行役社長 （代表執行役）（CEO）（注1）					
海 原 淳	取締役					
鈴 木 康 之	取締役				○	○
大 山 一 也	取締役執行役					
大久保 哲夫	取締役会長	○	○			
橋 本 勝	取締役	○	○			
中 野 俊 彰	取締役			○		
加 藤 功 一	取締役			○		
松 下 功 夫	取締役（社外） （取締役会議長）	●	○			
河 本 宏 子	取締役（社外）	○	●			
加 藤 宣 明	取締役（社外）	○	○			○
鹿島 かおる	取締役（社外）	○	○	●		
伊 藤 友 則	取締役（社外）			○		
渡 辺 一	取締役（社外）	○	○		○	
藤 田 裕 一	取締役（社外）			○		
榑 原 一 夫	取締役（社外）			○		
高 田 由 紀	執行役常務（CCO）（注1）				○	○
神 田 秀 樹	社外有識者（注2）					●
藤 井 健 司	社外有識者				●	
外 山 晴 之	社外有識者				○	
細 川 昭 子	社外有識者					○

（注） 1. CEO：Chief Executive Officer、CCO：Chief Compliance Officer

2. 神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役です。

2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、取締役会決議後に各委員会の構成員はそれぞれ以下のとおりとなる予定です。

《取締役会及び各委員会の構成》（●：委員長、○：委員）

氏 名	役 職	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	リスク 委員会	利益相反 管理委員会
高 倉 透	取締役執行役社長 (代表執行役) (CEO) (注1)					
佐 藤 正 克	取締役執行役専務 (代表執行役) (CFO) (注1)					
松本 千賀子	取締役執行役常務 (CSu0) (注1)					
大久保 哲夫	取締役会長					
加 藤 功 一	取締役			○		
松 下 功 夫	取締役 (社外) (取締役会議長)	●	○			
河 本 宏 子	取締役 (社外)	○	●			
加 藤 宣 明	取締役 (社外)	○	○			○
鹿島 かおる	取締役 (社外)	○	○	●		
伊 藤 友 則	取締役 (社外)			○		
渡 辺 一	取締役 (社外)	○	○		○	
藤 田 裕 一	取締役 (社外)			○		
榑 原 一 夫	取締役 (社外)			○		
高 田 由 紀	執行役常務 (CCO) (注1)				○	○
吉 田 貴 弘	執行役常務 (CRO) (注1)				○	○
神 田 秀 樹	社外有識者 (注2)					●
藤 井 健 司	社外有識者				●	
外 山 晴 之	社外有識者				○	
細 川 昭 子	社外有識者					○

(注) 1. CEO : Chief Executive Officer、CFO : Chief Financial Officer、CSu0 : Chief Sustainability Officer、CCO : Chief Compliance Officer、CRO : Chief Risk Officer

2. 神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役です。

《執行機関》

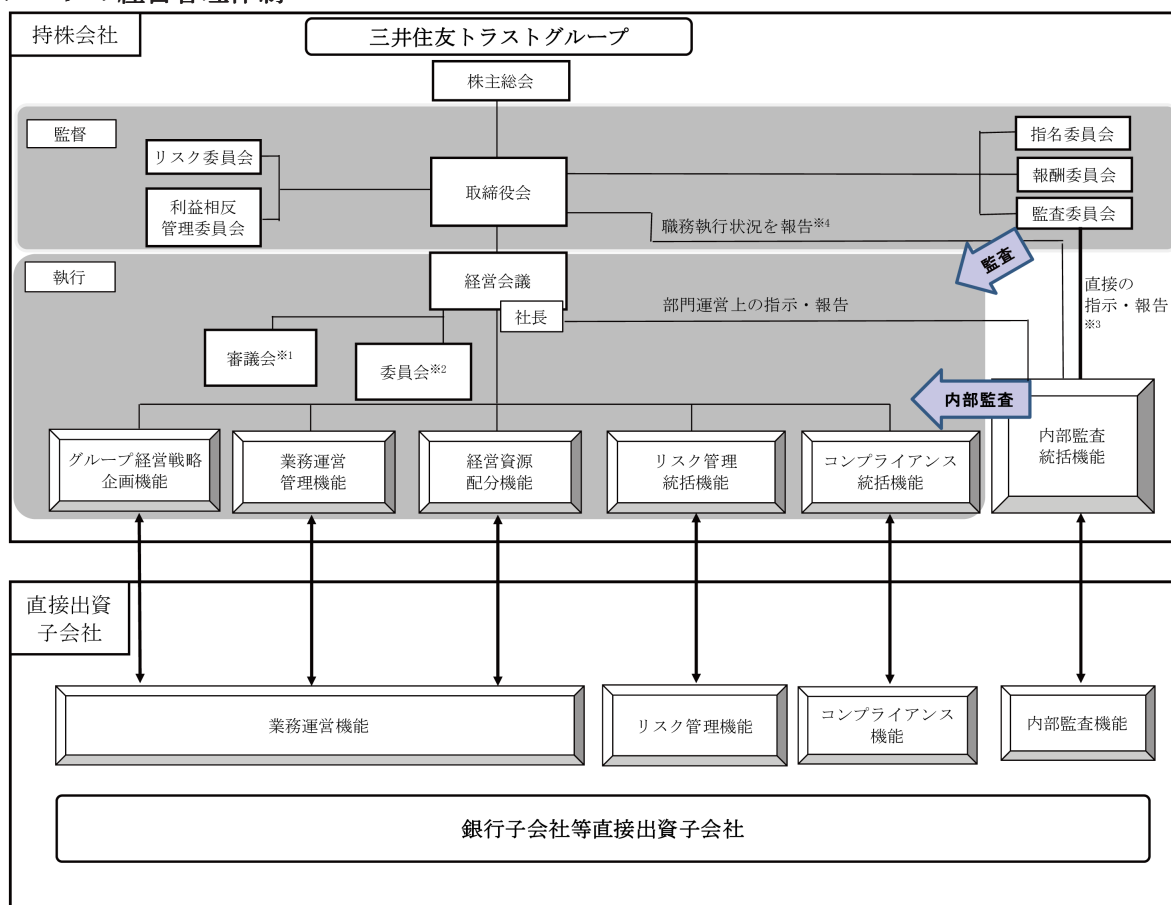
(i) 経営会議

取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

(ii) 各種委員会等

「リスク管理委員会」、「FD・コンプライアンス委員会」等各種委員会を設置しております。

グループの経営管理体制



※1 財務審議会、IT審議会

※2 リスク管理委員会、FD・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、コーポレートコミュニケーション委員会、資産運用ビジネス委員会、人的資本委員会

※3 内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接の指示・報告

※4 内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

ホ. 内部統制システムの整備状況

当社の取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しております。

(i) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- A. 当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- B. コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- C. 当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- D. 利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- E. 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- F. 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- G. 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- H. 役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- I. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- J. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(ii) リスク管理体制の整備について

- A. 当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
- B. リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- C. 当グループは、3つの防衛線を基本とした、グループ全体のリスク管理体制を構築する。
- D. 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリーごとにリスク管理部署を置く。
- E. 当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
- F. 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- G. 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。

(iii) 業務執行体制の整備について

- A. 当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。
- B. 執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。
- C. 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(iv) 経営の透明性確保について

- A. 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
- B. 当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。
- C. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(v) 当グループ管理体制の整備について

- A. 当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
- B. 当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
- C. 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。
- D. 当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

(vi) 情報の保存・管理体制の整備について

- A. 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
- B. 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(vii) 内部監査体制の整備について

- A. 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
- B. 当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
- C. 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。

(viii) 監査委員会監査に関する体制の整備について

- A. 監査委員会の職務を補助すべき社員等
 - (A) 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員、又は社員を配置する。
 - (B) 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。
 - (C) 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。
 - (D) 執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。
- B. 監査委員会への報告体制
 - (A) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。
 - (B) FD・コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。
 - (C) 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。
 - (D) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。

- (E) 上記 (A)、(B) 及び (D) に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記 (A) に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記 (B) に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記 (D) に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。
- (F) 監査委員会は、必要に応じ、上記 (A) から (D) に掲げる事項について、上記 (A) から (E) に掲げる者に対して報告を求めることができる。
- (G) 上記 (A) から (F) に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

C. その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

- (A) 取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
 - (B) 常勤の監査委員を選定する。
 - (C) 監査委員及び監査専担役員（注）は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
 - (D) 代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
 - (E) 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。
 - (F) 代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、監査専担役員や内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
 - (G) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。
 - (H) 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、当社または三井住友信託銀行の内部監査部員を子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）に選定するにあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合併会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるることができる。
 - (I) 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。
 - (J) 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。
- （注）監査委員会の職務を補助する目的から配置する予定です。

② 取締役の員数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めております。

なお、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、当社の取締役は14名以内となります。

③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社及び上記二社で全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟

費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。また、免責額の定めを設け、確定した損害賠償金や争訟費用の一部を被保険者が自己負担することとしております。

⑤ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑥ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己株式の取得については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 種類株式について

当社は、資本調達手段の拡充を目的として、第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式、第1回ないし第4回第十二種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式、第1回ないし第4回第十四種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式を発行できる旨を定款に定めております。これらの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。」と定款に規定されております。

これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

イ. 2025年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性22名 女性6名（役員のうち女性の比率 21.4%）

(i) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役社長 (代表執行役) (CEO) (注) 5	高 倉 透	1962年3月10日生	1984年4月 2010年6月 2012年4月 2012年4月 2013年7月 2013年7月 2014年1月 2014年1月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員本店支配人兼企画部 統合推進部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社執行役社長 当社取締役執行役社長（現職）	(注) 2	43,339
取締役	海 原 淳	1961年7月4日生	1985年4月 2011年7月 2012年4月 2013年3月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2023年3月 2023年4月 2023年6月 2025年4月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井信託銀行株式会社執行役員 統合推進部長 当社執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長退任 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第一部長 同社常務執行役員ライフサポート部 長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 当社執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社執行役専務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長退任 当社執行役副社長 当社取締役執行役副社長 当社取締役（現職）	(注) 2	22,869

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	鈴木 康 之	1965年 2 月 21 日生	1987年 4 月 2019年 4 月 2019年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2023年 6 月 2024年 4 月 2025年 3 月 2025年 4 月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 コンプライアンス統括部長 当社執行役員コンプライアンス統括 部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社執行役専務 当社取締役執行役専務 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 同社取締役副社長退任 当社取締役（現職）	(注) 2	14, 272
取締役 執行役	大 山 一 也	1965年 6 月 7 日生	1988年 4 月 2015年 4 月 2016年 1 月 2016年 1 月 2016年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月 2019年 4 月 2019年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2021年 6 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第四部長 同社執行役員人事部主管 当社執行役員人事部主管 三井住友信託銀行株式会社執行役員 人事部長 当社執行役員人事部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長（現職） 当社執行役 当社取締役執行役（現職）	(注) 2	30, 205
取締役会長	大 久 保 哲 夫	1956年 4 月 6 日生	1980年 4 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2008年 1 月 2008年 6 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2013年 4 月 2016年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月 2021年 4 月 2025年 3 月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員業務部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役兼常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役 当社取締役社長 当社取締役執行役社長 当社取締役会長（現職） 三井住友信託銀行株式会社取締役 退任	(注) 2	66, 741

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	橋 本 勝	1957年4月2日生	1980年4月 2007年10月 2010年7月 2011年2月 2011年2月 2011年3月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2013年6月 2015年4月 2015年4月 2015年6月 2016年10月 2016年10月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年4月 2021年4月	三井信託銀行株式会社入社 当社執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 中央三井信託銀行株式会社常務 執行役員財務企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 兼財務企画部長 当社常務執行役員退任 中央三井信託銀行株式会社常務 執行役員総合資金部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社副社長執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長 当社執行役員 当社取締役執行役 三井住友信託銀行株式会社取締役 会長（現職） 当社取締役（現職）	(注) 2	52, 125
取締役	中 野 俊 彰	1964年11月30日生	1988年4月 2017年4月 2017年4月 2021年4月 2021年4月 2023年3月 2023年6月 2023年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 業務部長 当社執行役員業務部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員 当社執行役常務兼執行役員 当社執行役常務兼執行役員退任 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	7, 500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	加 藤 功 一	1966年1月19日生	1990年4月 2019年4月 2022年4月 2024年6月 2024年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員本店営業第五部長 同社常務執行役員 同社常務執行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	8,728
取締役	松 下 功 夫	1947年4月3日生	1970年4月 2002年9月 2003年6月 2004年6月 2005年4月 2006年6月 2006年6月 2010年4月 2010年7月 2012年6月 2012年6月 2015年6月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2019年6月	日本鉱業株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社 新日鉱ホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役 財務グループ 財務担当 同社常務取締役 株式会社ジャパンエナジー（現 ENEOS株式会社）取締役常務 執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長 新日鉱ホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役（非常勤） J Xホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役（非常勤） J X日鉱日石エネルギー株式会社 （現 ENEOS株式会社）代表取 締役副社長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員退 任 J Xホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）代表取締役社長 社長執 行役員 同社相談役 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 I N P E X）社外取締役 株式会社マツモトキヨシホールデ ィングス（現 株式会社マツキヨコ コカラ&カンパニー）社外取締役 （2025年6月退任予定） 当社取締役（現職） J X T Gホールディングス株式会 社（2017年4月 J Xホールディン グス株式会社より商号変更。現 ENEOSホールディングス株式 会社）相談役退任 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 I N P E X）社外取締役 退任	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	河 本 宏 子	1957年2月13日生	1979年7月	全日本空輸株式会社入社	(注) 2	10,700
			2009年4月	同社執行役員客室本部長		
			2010年4月	同社上席執行役員客室本部長		
			2012年11月	同社上席執行役員オペレーション 部門副統括、客室センター長		
			2013年4月	同社取締役執行役員オペレーショ ン部門副統括、客室センター長		
			2014年4月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、オペレーション部門副 統括、客室センター長		
			2015年4月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、ANAブランド客室部 門統括		
			2016年1月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、ANAブランド客室部 門統括 東京オリンピック・パラリ ンピック推進本部副本部長		
			2016年4月	同社取締役専務執行役員グループ 女性活躍推進担当、東京オリンピ ック・パラリンピック推進本部副 本部長		
			2016年6月	三井住友信託銀行株式会社社外取 締役		
			2017年3月	全日本空輸株式会社取締役専務執 行役員退任		
			2017年4月	株式会社ANA総合研究所代表取 締役副社長		
			2017年6月	株式会社ルネサンス社外取締役		
			2017年6月	三井住友信託銀行株式会社社外取 締役退任		
			2017年6月	当社取締役（現職）		
			2020年4月	株式会社ANA総合研究所取締役 会長		
			2020年6月	東日本旅客鉄道株式会社社外取締 役（現職）		
			2021年4月	株式会社ANA総合研究所顧問		
			2023年3月	株式会社ANA総合研究所顧問 退任		
			2023年3月	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社社外取締役（現職）		
			2023年6月	株式会社ルネサンス社外取締役 退任		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	加藤 宣 明	1948年11月 3 日生	1971年 4 月	日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社	(注) 2	—
			2000年 6 月	株式会社デンソー取締役		
			2004年 6 月	同社常務役員		
			2005年 6 月	デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社取締役社長		
			2007年 6 月	同社取締役社長退任		
			2007年 6 月	株式会社デンソー専務取締役		
			2008年 6 月	同社取締役社長		
			2011年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外監査役		
			2015年 6 月	株式会社デンソー取締役会長		
			2016年 6 月	KDD I 株式会社社外監査役		
			2017年 5 月	愛知県経営者協会会長		
			2017年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外取締役		
			2017年 6 月	中部電力株式会社社外監査役		
			2018年 6 月	株式会社デンソー相談役		
			2019年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外取締役退任		
			2019年 6 月	株式会社デンソー相談役退任		
			2020年 6 月	KDD I 株式会社社外監査役退任		
			2020年 6 月	中部電力株式会社社外監査役退任		
			2021年 5 月	愛知県経営者協会会長退任		
			2021年 6 月	当社取締役（現職）		
取締役	鹿 島 か お る (注) 4	1958年 1 月20日生	1981年11月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	(注) 2	—
			1985年 4 月	公認会計士登録		
			1996年 6 月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー		
			2002年 6 月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー		
			2010年 9 月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、コーポレートカルチャー推進室、広報室担当		
			2012年 7 月	同監査法人常務理事、ナレッジ本部本部長		
			2013年 7 月	EY総合研究所株式会社代表取締役		
			2016年 2 月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、ナレッジ本部本部長退任		
			2016年 8 月	EY総合研究所株式会社代表取締役退任		
			2019年 6 月	EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任		
			2019年 6 月	日本電信電話株式会社社外監査役（現職）		
			2019年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取締役		
			2020年 3 月	麒麟ホールディングス株式会社社外監査役（現職）		
			2021年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取締役退任		
			2021年 6 月	当社取締役（現職）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	伊 藤 友 則	1957年1月9日生	1979年4月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	(注) 2	—
			1995年3月	スイス・ユニオン銀行（現 UBS）入行		
			2011年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授		
			2012年5月	株式会社バルコ社外取締役		
			2012年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授		
			2013年7月	株式会社アインファーマシーズ社外監査役		
			2014年6月	株式会社あおぞら銀行社外取締役		
			2015年7月	株式会社アインファーマシーズ社外監査役退任		
			2016年6月	電源開発株式会社社外取締役（現職）		
			2018年4月	一橋大学大学院経営管理研究科教授		
			2019年5月	株式会社バルコ社外取締役退任		
			2020年4月	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授		
			2021年8月	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授退任		
			2021年9月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授（現職）		
			2022年4月	京都先端科学大学国際学術研究院特任教授（現職）		
			2022年6月	三井住友海上火災保険株式会社社外取締役（現職）		
			2023年6月	株式会社あおぞら銀行社外取締役退任		
			2023年6月	当社取締役（現職）		
取締役	渡 辺 一	1958年10月31日生	1981年4月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行	(注) 2	—
			2009年6月	株式会社日本政策投資銀行執行役員経営企画部長		
			2011年6月	同社取締役常務執行役員		
			2015年6月	同社代表取締役副社長		
			2018年6月	同社代表取締役社長		
			2022年6月	同社顧問		
			2023年1月	DBJリアルエステート株式会社顧問		
			2023年4月	株式会社日本経済研究所代表取締役会長（現職）		
			2023年6月	株式会社日本政策投資銀行顧問退任		
			2023年6月	DBJリアルエステート株式会社顧問退任		
			2023年6月	日本貨物鉄道株式会社社外監査役（現職）		
			2023年6月	当社取締役（現職）		
			2024年6月	東急株式会社社外監査役（現職）		
			2024年7月	富国生命保険相互会社社外取締役（現職）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	藤 田 裕 一	1956年 5 月12日生	1980年 4 月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会 社) 入社	(注) 2	400
			1988年 8 月	University of Southern California (南カリフォルニア 大学) 修了 (MBA)		
			2011年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 執行役員経理部長		
			2011年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社執行役員経理部長		
			2012年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役		
			2012年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常務取締役		
			2016年 4 月	同社常務取締役 Chief Investment Officer (CIO)		
			2017年 4 月	同社専務取締役 Chief Investment Officer (CIO)		
			2017年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役		
			2020年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社専務取締役退任		
			2020年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役退任		
			2020年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常勤監査役		
			2020年11月	公益社団法人日本監査役協会 常任理事		
			2024年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常勤監査役退任		
2024年 6 月	公益社団法人日本監査役協会 常任理事退任					
2024年 6 月	当社取締役 (現職)					
取締役	榊 原 一 夫	1958年 8 月 6 日生	1984年 4 月	札幌地方検察庁検事	(注) 2	—
			2018年 2 月	福岡高等検察庁検事長		
			2020年 1 月	大阪高等検察庁検事長		
			2021年 7 月	大阪高等検察庁検事長退官		
			2021年10月	弁護士登録		
			2021年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事 務所外国法共同事業顧問 (現職)		
			2022年 4 月	学校法人東京歯科大学監事 (現職)		
			2022年 6 月	日本放送協会経営委員会委員		
			2022年 6 月	高砂熱学工業株式会社社外監査役		
			2023年 6 月	同社社外監査役退任		
			2023年 6 月	同社社外取締役 (現職)		
			2023年 6 月	三井住友信託銀行株式会社 社外取締役		
			2024年 3 月	日本放送協会経営委員会委員長 職務代行者 (現職)		
			2024年 6 月	三井住友信託銀行株式会社 社外取締役退任		
2024年 6 月	当社取締役 (現職)					
計						256,879

- (注) 1. 取締役松下功夫、河本宏子、加藤宣明、鹿島かおる、伊藤友則、渡辺一、藤田裕一及び榑原一夫の8名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役会の議長及び委員会の構成並びに委員長については、以下のとおりであります。
- 取締役会議長：松下功夫

指名委員会：松下功夫（委員長）、河本宏子、加藤宣明、鹿島かおる、渡辺一、大久保哲夫、橋本勝
報酬委員会：河本宏子（委員長）、松下功夫、加藤宣明、鹿島かおる、渡辺一、大久保哲夫、橋本勝
監査委員会：鹿島かおる（委員長）、伊藤友則、藤田裕一、榊原一夫、中野俊彰、加藤功一

4. 取締役鹿島かおるの戸籍上の氏名は田谷かおるであります。

5. CEO：Chief Executive Officer

(ii) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役) (CEO)	高 倉 透	1962年3月10日生	(注) 1		(注) 2	43,339
執行役専務 (代表執行役) (CFO) (注) 5	佐 藤 正 克	1966年6月16日生	1991年4月 2019年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月 2022年4月 2022年4月 2023年4月 2025年4月 2025年4月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員経営企画部主管 当社執行役員経営企画部主管 当社執行役員退任 三井住友信託銀行株式会社執行 役員証券代行部長 同社常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員（現職） 当社執行役専務（現職）	(注) 2	12,028
執行役専務兼 執行役員 (CISO) (注) 5	米 山 学 朋	1968年1月25日生	1991年4月 2019年4月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2021年4月 2023年4月 2025年4月 2025年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長兼経営 企画部運用企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 当社執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員（現職） 当社執行役専務兼執行役員 （現職）	(注) 2	13,428
執行役常務	松 本 篤	1966年7月29日生	1990年4月 2018年4月 2018年4月 2022年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員取締役会室長 当社執行役員取締役会室長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員（現職） 当社執行役常務（現職）	(注) 2	7,726
執行役常務 (CHRO) (注) 5	藤 沢 卓 己	1967年4月18日生	1990年4月 2018年4月 2020年4月 2020年10月 2020年12月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2025年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員法人企画部長 同社執行役員法人企画部長兼法人 企画部アジア業務開発部長 同社執行役員法人企画部長兼法人 企画部アジア業務開発部長兼法人 企画部E S G ソリューション企画 推進部長 同社執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人アセット マネジメント企画推進部長 同社常務執行役員 当社執行役常務（現職） 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員（現職）	(注) 2	14,528

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役常務 (CCO) (注) 5	高 田 由 紀	1964年 2 月 2 日生	1987年 4 月 2017年 4 月 2017年10月 2018年10月 2021年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月 2022年 4 月 2022年 8 月 2022年 8 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員オルタナティブ運用部長兼 運用商品企画部主管 同社執行役員オルタナティブ運用 部長 同社執行役員インベストメント マネジメント部長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社執行 役員 F D ・ C S 企画推進部長 当社執行役兼執行役員 F D ・ C S 企画推進部長 三井住友信託銀行株式会社執行 役員 当社執行役 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 当社執行役常務 (現職) 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 (現職)	(注) 2	8,638
執行役常務	佐 藤 理 郎	1967年12月27日生	2004年 8 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員企業金融部長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 (現職) 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 (現職)	(注) 2	9,928
執行役常務 (CSu0) (注) 5	松 本 千 賀 子	1963年 1 月 8 日生	2020年10月 2022年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月 2024年 4 月	三井住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員法人企画部 E S G ソ リューション企画推進部長 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 (現職) 当社執行役常務 (現職)	(注) 2	3,048
執行役常務	渡 部 公 紀	1967年 5 月26日生	1991年 4 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役 員財務企画部長 当社執行役員財務企画部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員財務企画部長 (現職) 当社執行役常務兼執行役員 財務企画部長 (現職)	(注) 2	4,846
執行役常務	石 部 直 樹	1969年 9 月16日生	1992年 4 月 2011年11月 2014年 6 月 2022年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月 2024年10月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 住信 S B I ネット銀行株式会社 執行役員企画部長 住信 S B I ネット銀行株式会社 執行役員企画部長退任 三井住友信託銀行株式会社 執行役員本店営業第三部長 同社執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人企画部長兼 情報開発部長 同社取締役常務執行役員 (現職) 当社執行役常務 (現職)	(注) 2	5,148

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役常務 (CRO) (注) 5	吉 田 貴 弘	1968年 8 月26日生	1993年 4 月 2022年 4 月 2022年 4 月 2024年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	中央信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員 I T 統括部長 当社執行役員 I T 統括部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 I T 統括部長 同社取締役常務執行役員 (現職) 当社執行役常務 (現職)	(注) 2	5, 848
執行役常務	中 野 久 里	1971年 1 月18日生	1993年 4 月 2021年 4 月 2024年 2 月 2024年 4 月 2024年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員米国三井住友信託銀行社長 同社執行役員資産管理企画部主管 同社執行役員取締役会室長 当社執行役兼執行役員取締役会室 長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員取締役会室長 (現職) 当社執行役常務兼執行役員取締役 会室長 (現職)	(注) 2	2, 300
執行役	大 山 一 也	1965年 6 月 7 日生	(注) 1		(注) 2	30, 205
執行役	西ヶ谷 ゆう子	1966年 4 月 4 日生	1989年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月 2025年 3 月 2025年 3 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役 員本店営業部長 三井住友トラスト・ライフパート ナーズ株式会社取締役社長 三井住友信託銀行株式会社執行役 員退任 三井住友トラスト・ライフパート ナーズ株式会社取締役社長退任 当社執行役 (現職)	(注) 2	4, 548
計 (注) 3						92, 014

- (注) 1. 「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 イ. (i) 取締役の状況」に記載されております。
2. 選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年 6 月18日現在における上記の執行役を兼務している執行役員以外の執行役員は、16名であります。
5. CFO : Chief Financial Officer、CISO : Chief Information Security Officer、CHRO : Chief Human Resource Officer、CCO : Chief Compliance Officer、CSuO : Chief Sustainability Officer、CRO : Chief Risk Officer

ロ．2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性18名 女性6名（役員のうち女性の比率 25.0%）

（i）取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役社長 (代表執行役) (CEO) (注) 5	高 倉 透	1962年3月10日生	1984年4月 2010年6月 2012年4月 2012年4月 2013年7月 2013年7月 2014年1月 2014年1月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員本店支配人兼企画部 統合推進部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社執行役社長 当社取締役執行役社長（現職）	(注) 2	43,339
取締役 執行役専務 (代表執行役) (CFO) (注) 5	佐 藤 正 克	1966年6月16日生	1991年4月 2019年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月 2022年4月 2022年4月 2023年4月 2025年4月 2025年4月 2025年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役 員経営企画部主管 当社執行役員経営企画部主管 当社執行役員退任 三井住友信託銀行株式会社執行役 員証券代行部長 同社常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員（現職） 当社執行役専務（現職） 当社取締役執行役専務（予定）	(注) 2	12,028
取締役 執行役常務 (CSu0) (注) 5	松 本 千 賀 子	1963年1月8日生	2020年10月 2022年4月 2023年4月 2024年4月 2024年4月 2025年6月	三井住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員法人企画部E S G ソ リューション企画推進部長 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務執 行役員（現職） 当社執行役常務（現職） 当社取締役執行役常務（予定）	(注) 2	3,048

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	大久保 哲夫	1956年4月6日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2008年1月 2008年6月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年4月 2025年3月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員業務部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役兼常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役 当社取締役社長 当社取締役執行役社長 当社取締役会長（現職） 三井住友信託銀行株式会社取締役 退任	(注) 2	66,741
取締役	加藤 功一	1966年1月19日生	1990年4月 2019年4月 2022年4月 2024年6月 2024年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員本店営業第五部長 同社常務執行役員 同社常務執行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	8,728

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	松 下 功 夫	1947年 4 月 3 日生	1970年 4 月	日本鉱業株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社	(注) 2	—
			2002年 9 月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）取締役 財務グループ 財務担当		
			2003年 6 月	同社常務取締役		
			2004年 6 月	株式会社ジャパンエナジー（現 ENEOS株式会社）取締役常務 執行役員		
			2005年 4 月	同社取締役専務執行役員		
			2006年 6 月	同社代表取締役社長		
			2006年 6 月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）取締役（非常勤）		
			2010年 4 月	J Xホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）取締役（非常勤）		
			2010年 7 月	J X日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS株式会社）代表取締役副社長執行役員		
			2012年 6 月	同社代表取締役副社長執行役員退任		
			2012年 6 月	J Xホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員		
			2015年 6 月	同社相談役		
			2016年 6 月	国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 I N P E X）社外取締役		
			2016年 6 月	株式会社マツモトキヨシホールディングス（現 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー）社外取締役（現職）		
			2017年 6 月	当社取締役（現職）		
			2019年 6 月	J X T Gホールディングス株式会社（2017年 4 月 J Xホールディングス株式会社より商号変更。現 ENEOSホールディングス株式会社）相談役退任		
			2019年 6 月	国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 I N P E X）社外取締役退任		
			2025年 6 月	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役退任（予定）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	河 本 宏 子	1957年 2 月13日生	1979年 7 月	全日本空輸株式会社入社	(注) 2	10,700
			2009年 4 月	同社執行役員客室本部長		
			2010年 4 月	同社上席執行役員客室本部長		
			2012年11月	同社上席執行役員オペレーション 部門副統括、客室センター長		
			2013年 4 月	同社取締役執行役員オペレーショ ン部門副統括、客室センター長		
			2014年 4 月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、オペレーション部門副 統括、客室センター長		
			2015年 4 月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、ANAブランド客室部 門統括		
			2016年 1 月	同社常務取締役執行役員女性活躍 推進担当、ANAブランド客室部 門統括 東京オリンピック・パラリ ンピック推進本部副本部長		
			2016年 4 月	同社取締役専務執行役員グループ 女性活躍推進担当、東京オリンピ ック・パラリンピック推進本部副 本部長		
			2016年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取 締役		
			2017年 3 月	全日本空輸株式会社取締役専務執 行役員退任		
			2017年 4 月	株式会社ANA総合研究所代表取 締役副社長		
			2017年 6 月	株式会社ルネサンス社外取締役		
			2017年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取 締役退任		
			2017年 6 月	当社取締役（現職）		
			2020年 4 月	株式会社ANA総合研究所取締役 会長		
			2020年 6 月	東日本旅客鉄道株式会社社外取締 役（現職）		
			2021年 4 月	株式会社ANA総合研究所顧問		
			2023年 3 月	株式会社ANA総合研究所顧問 退任		
			2023年 3 月	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社社外取締役（現職）		
			2023年 6 月	株式会社ルネサンス社外取締役 退任		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	加藤 宣 明	1948年11月 3 日生	1971年 4 月	日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社	(注) 2	—
			2000年 6 月	株式会社デンソー取締役		
			2004年 6 月	同社常務役員		
			2005年 6 月	デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社取締役社長		
			2007年 6 月	同社取締役社長退任		
			2007年 6 月	株式会社デンソー専務取締役		
			2008年 6 月	同社取締役社長		
			2011年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外監査役		
			2015年 6 月	株式会社デンソー取締役会長		
			2016年 6 月	KDD I 株式会社社外監査役		
			2017年 5 月	愛知県経営者協会会長		
			2017年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外取締役		
			2017年 6 月	中部電力株式会社社外監査役		
			2018年 6 月	株式会社デンソー相談役		
			2019年 6 月	トヨタ紡織株式会社社外取締役退任		
			2019年 6 月	株式会社デンソー相談役退任		
			2020年 6 月	KDD I 株式会社社外監査役退任		
			2020年 6 月	中部電力株式会社社外監査役退任		
			2021年 5 月	愛知県経営者協会会長退任		
			2021年 6 月	当社取締役（現職）		
取締役	鹿 島 か お る (注) 4	1958年 1 月20日生	1981年11月	昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所	(注) 2	—
			1985年 4 月	公認会計士登録		
			1996年 6 月	太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）パートナー		
			2002年 6 月	新日本監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）シニアパートナー		
			2010年 9 月	新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）常務理事、コーポレートカルチャー推進室、広報室担当		
			2012年 7 月	同監査法人常務理事、ナレッジ本部本部長		
			2013年 7 月	E Y総合研究所株式会社代表取締役		
			2016年 2 月	新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）常務理事、ナレッジ本部本部長退任		
			2016年 8 月	E Y総合研究所株式会社代表取締役退任		
			2019年 6 月	E Y新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任		
			2019年 6 月	日本電信電話株式会社社外監査役（現職）		
			2019年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取締役		
			2020年 3 月	キリンホールディングス株式会社社外監査役（現職）		
			2021年 6 月	三井住友信託銀行株式会社社外取締役退任		
			2021年 6 月	当社取締役（現職）		
			2025年 6 月	日本電信電話株式会社社外取締役（予定）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	伊 藤 友 則	1957年1月9日生	1979年4月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	(注) 2	—
			1995年3月	スイス・ユニオン銀行（現 UBS）入行		
			2011年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授		
			2012年5月	株式会社バルコ社外取締役		
			2012年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授		
			2013年7月	株式会社アインファーマシーズ社外監査役		
			2014年6月	株式会社あおぞら銀行社外取締役		
			2015年7月	株式会社アインファーマシーズ社外監査役退任		
			2016年6月	電源開発株式会社社外取締役（現職）		
			2018年4月	一橋大学大学院経営管理研究科教授		
			2019年5月	株式会社バルコ社外取締役退任		
			2020年4月	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授		
			2021年8月	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授退任		
			2021年9月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授（現職）		
			2022年4月	京都先端科学大学国際学術研究院特任教授（現職）		
			2022年6月	三井住友海上火災保険株式会社社外取締役（現職）		
			2023年6月	株式会社あおぞら銀行社外取締役退任		
			2023年6月	当社取締役（現職）		
取締役	渡 辺 一	1958年10月31日生	1981年4月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行	(注) 2	—
			2009年6月	株式会社日本政策投資銀行執行役員経営企画部長		
			2011年6月	同社取締役常務執行役員		
			2015年6月	同社代表取締役副社長		
			2018年6月	同社代表取締役社長		
			2022年6月	同社顧問		
			2023年1月	DBJリアルエステート株式会社顧問		
			2023年4月	株式会社日本経済研究所代表取締役会長（現職）		
			2023年6月	株式会社日本政策投資銀行顧問退任		
			2023年6月	DBJリアルエステート株式会社顧問退任		
			2023年6月	日本貨物鉄道株式会社社外監査役（現職）		
			2023年6月	当社取締役（現職）		
			2024年6月	東急株式会社社外監査役（現職）		
			2024年7月	富国生命保険相互会社社外取締役（現職）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	藤 田 裕 一	1956年 5 月12日生	1980年 4 月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会 社) 入社	(注) 2	400
			1988年 8 月	University of Southern California (南カリフォルニア 大学) 修了 (MBA)		
			2011年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 執行役員経理部長		
			2011年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社執行役員経理部長		
			2012年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役		
			2012年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常務取締役		
			2016年 4 月	同社常務取締役 Chief Investment Officer (CIO)		
			2017年 4 月	同社専務取締役 Chief Investment Officer (CIO)		
			2017年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役		
			2020年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社専務取締役退任		
			2020年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役退任		
			2020年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常勤監査役		
			2020年11月	公益社団法人日本監査役協会 常任理事		
			2024年 6 月	東京海上ホールディングス株式 会社常勤監査役退任		
2024年 6 月	公益社団法人日本監査役協会 常任理事退任					
2024年 6 月	当社取締役 (現職)					
取締役	榊 原 一 夫	1958年 8 月 6 日生	1984年 4 月	札幌地方検察庁検事	(注) 2	—
			2018年 2 月	福岡高等検察庁検事長		
			2020年 1 月	大阪高等検察庁検事長		
			2021年 7 月	大阪高等検察庁検事長退官		
			2021年10月	弁護士登録		
			2021年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事 務所外国法共同事業顧問 (現職)		
			2022年 4 月	学校法人東京歯科大学監事 (現職)		
			2022年 6 月	日本放送協会経営委員会委員		
			2022年 6 月	高砂熱学工業株式会社社外監査役		
			2023年 6 月	同社社外監査役退任		
			2023年 6 月	同社社外取締役 (現職)		
			2023年 6 月	三井住友信託銀行株式会社 社外取締役		
			2024年 3 月	日本放送協会経営委員会委員長 職務代行者 (現職)		
			2024年 6 月	三井住友信託銀行株式会社 社外取締役退任		
2024年 6 月	当社取締役 (現職)					
計						144,984

- (注) 1. 取締役松下功夫、河本宏子、加藤宣明、鹿島かおる、伊藤友則、渡辺一、藤田裕一及び榑原一夫の8名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役会の議長及び委員会の構成並びに委員長については、以下のとおりであります。
- 取締役会議長：松下功夫

指名委員会：松下功夫（委員長）、河本宏子、加藤宣明、鹿島かおる、渡辺一
報酬委員会：河本宏子（委員長）、松下功夫、加藤宣明、鹿島かおる、渡辺一
監査委員会：鹿島かおる（委員長）、伊藤友則、藤田裕一、榊原一夫、加藤功一

4. 取締役鹿島かおるの戸籍上の氏名は田谷かおるであります。

5. CEO：Chief Executive Officer、CFO：Chief Financial Officer、CSuO：Chief Sustainability Officer

（ii）執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役) (CEO)	高 倉 透	1962年3月10日生	(注) 1		(注) 2	43,339
執行役専務 (代表執行役) (CFO)	佐 藤 正 克	1966年6月16日生	(注) 1		(注) 2	12,028
執行役専務兼 執行役員 (CISO) (注) 5	米 山 学 朋	1968年1月25日生	1991年4月 2019年4月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2021年4月 2023年4月 2025年4月 2025年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長兼経営 企画部運用企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社執行役常務 当社執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員（現職） 当社執行役専務兼執行役員 （現職）	(注) 2	13,428
執行役常務	松 本 篤	1966年7月29日生	1990年4月 2018年4月 2018年4月 2022年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員取締役会室長 当社執行役員取締役会室長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員（現職） 当社執行役常務（現職）	(注) 2	7,726
執行役常務 (CHRO) (注) 5	藤 沢 卓 己	1967年4月18日生	1990年4月 2018年4月 2020年4月 2020年10月 2020年12月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2025年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員法人企画部長 同社執行役員法人企画部長兼法人 企画部アジア業務開発部長 同社執行役員法人企画部長兼法人 企画部アジア業務開発部長兼法人 企画部E S G ソリューション企画 推進部長 同社執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人アセット マネジメント企画推進部長 同社常務執行役員 当社執行役常務（現職） 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員（現職）	(注) 2	14,528

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役常務 (CCO) (注) 5	高 田 由 紀	1964年 2 月 2 日生	1987年 4 月 2017年 4 月 2017年10月 2018年10月 2021年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月 2022年 4 月 2022年 8 月 2022年 8 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員オルタナティブ運用部長兼 運用商品企画部主管 同社執行役員オルタナティブ運用 部長 同社執行役員インベストメント マネジメント部長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社執行 役員F D ・ C S 企画推進部長 当社執行役兼執行役員F D ・ C S 企画推進部長 三井住友信託銀行株式会社執行 役員 当社執行役 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 当社執行役常務 (現職) 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 (現職)	(注) 2	8,638
執行役常務	佐 藤 理 郎	1967年12月27日生	2004年 8 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員企業金融部長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 (現職) 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 (現職)	(注) 2	9,928
執行役常務 (CSu0)	松 本 千 賀 子	1963年 1 月 8 日生	(注) 1		(注) 2	3,048
執行役常務	渡 部 公 紀	1967年 5 月 26 日生	1991年 4 月 2023年 4 月 2023年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員財務企画部長 当社執行役員財務企画部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員財務企画部長 (現職) 当社執行役常務兼執行役員 財務企画部長 (現職)	(注) 2	4,846
執行役常務	石 部 直 樹	1969年 9 月 16 日生	1992年 4 月 2011年11月 2014年 6 月 2022年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月 2024年10月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 住信 S B I ネット銀行株式会社 執行役員企画部長 住信 S B I ネット銀行株式会社 執行役員企画部長退任 三井住友信託銀行株式会社 執行役員本店営業第三部長 同社執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人企画部長 同社常務執行役員法人企画部長兼 情報開発部長 同社取締役常務執行役員 (現職) 当社執行役常務 (現職)	(注) 2	5,148

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役常務 (CRO) (注) 5	吉 田 貴 弘	1968年 8 月 26 日生	1993年 4 月 2022年 4 月 2022年 4 月 2024年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	中央信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員 I T 統括部長 当社執行役員 I T 統括部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員 I T 統括部長 同社取締役常務執行役員 (現職) 当社執行役常務 (現職)	(注) 2	5, 848
執行役常務	中 野 久 里	1971年 1 月 18 日生	1993年 4 月 2021年 4 月 2024年 2 月 2024年 4 月 2024年 4 月 2025年 4 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員米国三井住友信託銀行社長 同社執行役員資産管理企画部主管 同社執行役員取締役役会室室長 当社執行役兼執行役員取締役役会 室長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員取締役役会室長 (現職) 当社執行役常務兼執行役員取締 役会室長 (現職)	(注) 2	2, 300
執行役	大 山 一 也	1965年 6 月 7 日生	1988年 4 月 2015年 4 月 2016年 1 月 2016年 1 月 2016年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2017年 4 月 2017年 6 月 2019年 4 月 2019年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2021年 6 月 2025年 6 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員本店営業第四部長 同社執行役員人事部主管 当社執行役員人事部主管 三井住友信託銀行株式会社執行 役員人事部長 当社執行役員人事部長 三井住友信託銀行株式会社常務 執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締 役常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締 役社長 (現職) 当社執行役 当社取締役執行役 (現職) 当社執行役 (予定)	(注) 2	30, 205
執行役	西ヶ谷 ゆう子	1966年 4 月 4 日生	1989年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月 2025年 3 月 2025年 3 月 2025年 4 月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行 役員本店営業部長 三井住友トラスト・ライフパー トナース株式会社取締役社長 三井住友信託銀行株式会社執行 役員退任 三井住友トラスト・ライフパー トナース株式会社取締役社長退 任 当社執行役 (現職)	(注) 2	4, 548
計 (注) 3						107, 143

- (注) 1. 「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 ロ. (i) 取締役の状況」に記載されております。
2. 選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年 6 月 20 日における上記の執行役を兼務している執行役員以外の執行役員は、16 名であります。
5. CISO : Chief Information Security Officer、CHRO : Chief Human Resource Officer、CCO : Chief Compliance Officer、CRO : Chief Risk Officer

② 社外取締役の状況

イ. 社外取締役の状況

社外取締役は8名であり、事業会社経営及び金融機関経営の経験者、並びに財務・会計・ファイナンス・法律等の専門家を選任しております。

ロ. 人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係等において記載すべき特別な利害関係はございません。

ハ. 社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、当社の重要課題（マテリアリティ）に対応する、「企業経営」、「財務・会計」、「法務・リスク管理・コンプライアンス」、「信託・運用・資産管理」、「デジタル・IT・テクノロジー」、「国際性」及び、社会・環境・DE&Iに係る知識・経験を含む「サステナビリティ」の分野における高い見識と豊富な経験を有する人材の中から、次の資質を満たす者を社外取締役に選任するものとしております。

（i）当社の独立役員に係る独立性判断基準（以下、「独立性判断基準」（注））を満たし、一般株主との間で利益相反が生じる虞が無いと認められる者。

（ii）当社の経営理念、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有するとともに、当社の経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

また、当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外取締役に株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（注）「独立性判断基準」については当社のWebサイトに掲載しております。

https://www.smtg.jp/-/media/tg/about_us/management/governance/independence.pdf

ニ. 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上としております。当社は、全取締役16名のうち、上記②「イ. 社外取締役の状況」に記載の通り、豊富な経験や知見を有する多様な人材8名を社外取締役として選任しており、社外取締役が期待される機能及び役割を十分に発揮できる状況にあると考えております。なお、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、全取締役13名のうち、8名が社外取締役となります。

ホ. 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、それぞれの分野での豊富な知見と幅広い見識を生かして、ステークホルダーの視点に立ち、的確・適切な意見、助言を行い、経営の透明性向上と監視機能強化に貢献しております。

へ、社外取締役の選任理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

氏名	選任理由及び当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
松 下 功 夫	日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJ Xホールディングス株式会社（現E N E O Sホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しております。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長及び指名委員会委員長として、取締役会の実効性及び監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は2019年6月まで、J X T Gホールディングス株式会社（現E N E O Sホールディングス株式会社）の相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。
河 本 宏 子	全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担ってきたことから、企業経営及びダイバーシティに関する豊富な知識と経験を有しております。2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、報酬委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営等の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は2023年3月まで、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めておりましたが、同社が属する企業グループの持株会社であるANAホールディングス株式会社（以下、ANAHD）と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、ANAHDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。なお、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍していたANAHDの普通株式を保有しておりますが、2024年3月末時点で全て売却済みです。
加 藤 宣 明	グローバルな自動車部品メーカーである株式会社デンソーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しているほか、海外子会社における会社経営全般の経験も有しております。また、2021年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。
鹿 島 かおる	長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進を担う等、豊富な知識と経験を有しております。また、2019年6月から2年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2021年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長として、業務執行状況全般の監査の実効性及び経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいております。今後、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は2019年6月まで、E Y新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。
伊 藤 友 則	国内外の金融機関での勤務経験を経て、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授等を歴任しており、企業戦略、グローバル金融ビジネスに関する知識や経験を豊富に有しております。また、2023年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。
渡 辺 一	株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しております。また、2023年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、2022年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、その後2023年6月まで同社の顧問を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。
藤 田 裕 一	東京海上ホールディングス株式会社の執行役員経理部長、常務取締役、専務取締役、常勤監査役及び東京海上日動火災保険株式会社の執行役員経理部長、常務取締役、専務取締役等を歴任し、経理、リスク管理、資産運用、企業経営等に関する豊富な経験を有しております。また、2024年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、2024年6月まで、東京海上ホールディングス株式会社の常勤監査役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であること等から、独立性に問題はありません。
榑 原 一 夫	福岡高等検察庁検事長、大阪高等検察庁検事長等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しております。また、2023年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役（監査等委員）、2024年6月以降当社社外取締役に務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(監査委員会監査の組織、人員)

当社の取締役監査委員は6名であり、各監査委員の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等
監査委員長 (社外取締役)	鹿島 かおる	公認会計士として大手監査法人に勤務し、上場企業を含む監査業務に従事してきた会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
監査委員 (社外取締役)	伊 藤 友 則	国内外の金融機関での勤務経験を経て、大学教授等を歴任しており、企業戦略、グローバル金融ビジネスに関する豊富な知識・経験を有しております。
監査委員 (社外取締役)	藤 田 裕 一	大手損害保険会社の専務取締役、常勤監査役等を歴任し、経理、リスク管理、資産運用、企業経営等に関する豊富な知識・経験を有しております。
監査委員 (社外取締役)	榊 原 一 夫	福岡高等検察庁検事長、大阪高等検察庁検事長等を歴任している法律の専門家であり、かつ組織マネジメントの経験を有しております。
監査委員 (取締役／常勤)	中 野 俊 彰 (注)	当社の執行役常務、当社及び三井住友信託銀行株式会社のコンプライアンス統括部長を務める等、信託グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。
監査委員 (取締役／常勤)	加 藤 功 一	三井住友信託銀行株式会社の法人事業の部長、常務執行役員を務める等、信託グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。

(注) 2025年6月20日付で、中野俊彰氏が監査委員を退任し、監査専担役員に就任予定です。

当社は監査活動の実行性向上に向け、監査委員会の職務を補助する目的から、監査専担役員1名を配置する予定です。なお、監査専担役員の任免に関しては、監査委員会への事前協議の上、同意を得ることとしております。

また、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会室を設置しております。2025年6月18日現在、7名の専任者で構成し、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行っております。監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については、監査委員会と事前に協議することとしているほか、執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮することとしております。

(監査委員会監査の手続、活動状況)

イ. 当事業年度における監査委員会の開催状況

項目	内容
開催回数	21回
開催時期	原則、月次開催（一部の月においては2回開催） 取締役会開催日前に開催
会議時間	2,085分（1回あたり平均99分）

ロ、当事業年度における個々の監査委員の監査委員会への出席状況

(1) コーポレート・ガバナンスの概要「①企業統治の体制の概要等」「二、会社の機関の内容」「(ii) 各委員会」の「C. 監査委員会」に記載のとおりであります。

ハ、当事業年度における監査委員会での主な決議事項及び報告事項

(決議事項)	・監査計画、取締役会宛監査活動報告、会社法監査報告 ・会計監査人の再任、監査報酬の同意 ・内部監査計画の同意
(報告・審議事項)	・常勤監査委員の監査活動報告 ・会計監査人の監査結果報告（中間期監査結果等含む） ・内部監査部の監査結果報告 ・執行役及び取締役等からの職務執行状況の聴取 ・内部通報に関する報告 ・監査委員会の実効性に関する意見交換

ニ、監査委員会監査の基本方針

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担う機関として、当グループの経営課題の解決に向けた業務執行状況に対して、グループ全体の最適確保の観点を重視した監査を実施しております。

監査委員会の監査活動にあたっては、当グループ全体の内部統制状況の検証活動を通じ、業務執行の効率性・実効性、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上が図られているかどうかを確認することを基本方針にしております。

そのうえで、当事業年度においては、以下「ホ、当事業年度における重点監査項目・監査のポイント・具体的な監査内容」に記載の項目を重点監査項目として、監査活動を実施しました。

ホ、当事業年度における重点監査項目・監査のポイント・具体的な監査内容

	重点監査項目	監査のポイント	具体的な監査内容
1	ビジネスモデル変革の実現に向けた取組状況	・中期経営計画の進捗状況	・経営計画実現に向けた具体的施策の妥当性・実現性の確認 ・事業ポートフォリオ強化に向けた資源配分等の状況の確認
2	グループ内部統制システム高度化への取組状況	・グループ全体の内部統制システム高度化の状況 ・経営環境の変化・ビジネスモデル変革を踏まえたリスク管理の整備・高度化 ・各拠点における自律的なコンプライアンス管理態勢等の実効性 ・ITガバナンスの高度化の状況	・グループ関係会社・海外拠点を含めた3線防御体制の整備状況の確認 ・エクイティ投資管理態勢の整備状況の確認 ・外部委託先等を含むオペレーショナル・レジリエンスの強化に向けた対応状況の確認 ・不祥事案等の未然防止・事後対応の強化状況の確認 ・サイバーセキュリティ対策・システムリスク管理の統制強化等への対応状況の確認
3	適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況	・財務会計の高度化の状況 ・記述情報の開示高度化の状況	・パーゼルⅢ移行後の算定業務の安定化や特例引当金に関する検討状況の確認 ・サステナビリティ情報の開示に係るガバナンスや統制状況の確認
4	健全な企業風土の醸成に向けた取組状況	—	・リスク文化の醸成、業務効率化等に向けた対応状況の確認

へ、主な具体的監査活動

主たる担当	相手方等	監査活動
監査委員会	取締役会	・監査結果報告（年2回） ・取締役会・事前協議会（社外取締役等に対して取締役会議案等の事前説明を行う会合）への出席、意見の申述
	執行役	・代表執行役との意見交換（年2回） ・主要な執行役との意見交換（各役員年1回）
	内部監査部	・監査結果報告の受領（監査委員会席上にて毎月） ・監査計画への意見の申述
	会計監査人	・会計監査計画の説明の受領 ・会計監査の実施状況報告の受領、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する意見交換（監査委員会席上にて年4回） ・会計監査人の評価の実施
	常勤の監査委員	・日常の監査活動の報告の受領（書面にて週次及び監査委員会にて毎月）
	グループ各社	・主要なグループ各社の代表者等との意見交換（各社年1回） ・三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメントの監査等委員会等との意見交換 ・主要なグループ各社の国内外拠点、海外現法への往査
	社外取締役	・執行部門に対する共同ヒアリング活動を通じた重要な監査事項に関する意見交換
	書類の査閲	・重要な社内資料等の査閲、質疑の実施
常勤の監査委員	経営会議等	・経営会議等の重要な会議への出席、監査意見の申述
	部長等	・主要部署の部長との意見交換（三井住友信託銀行の部長を含む。各部長年1～6回）
	内部監査部	・監査情報の交換（毎月）
	会計監査人	・会計処理上の論点の確認（年4回） ・グループ各社に対する会計監査の状況に係る報告の受領（年2回）
	グループ各社	・主要なグループ各社の監査役等との意見交換（各社年1～6回）

（その他の監査活動）

監査委員会及び各監査委員は、上記のほか、グループ経営戦略会議への出席、代表執行役との個別の意見交換等の監査活動を行っております。

常勤の監査委員においては、三井住友信託銀行株式会社の常勤の監査等委員と密接に意見交換を行い、監査活動も必要に応じて共同で実施しております。監査委員会には、同社の常勤の監査等委員も議案の内容に応じて出席しております。

（監査委員会による内部監査及び会計監査との相互連携、内部統制部門等との関係）

内部監査部、グループ各社の代表者や監査役等及び会計監査人とは、上表記載の機会で情報交換や意見交換を実施しております。なお、監査委員会は、内部監査部に対して調査指示及び報告を受ける権限を有しており、これらを活用した活動を行っております。また、事業部門や内部統制部門とも、定期的に意見交換を行っております。

これらの監査活動では、監査委員会の考え方や監査の視点を説明し意見交換を行うことで、各部門との間で、業務遂行上のリスクの所在確認と良質な統制環境整備の状況、適切な統制活動・モニタリング・情報伝達の状況に関して、認識を共有するようにしております。

（取締役会への報告）

監査委員会では、上記の監査活動において、特に事業部門・内部統制部門・内部監査部がそれぞれ適切な活動を実施しているかを確認のうえ監査意見を形成します。その結果は、半期ごとに（ただし必要がある場合は直ちに）取締役会に報告を行っております。

(監査委員会の自己評価について)

監査委員会では、毎年、監査委員会の運営や監査活動の実効性に関して自己評価を実施しております。評価は、監査委員会で協議したアンケートにより各監査委員が自己評価を実施し、その集計結果に基づき、監査委員会で意見交換を行う方法により実施しております。意見交換では、他の取締役及び執行部門による監査委員会評価結果も参照しております。

前年度の評価においては、監査の実効性をより向上させる必要があるとの評価結果であったため、グループ全体に対する監査の高度化、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上に関する監査の高度化、監査委員会運営の改善等を重視する監査活動を実施しました。

② 内部監査の状況

当社は、業務執行に係る部署から独立して内部監査業務を行う部署として取締役会の下に内部監査部（2025年4月1日現在129名）を設置し、当社及びグループ各社の運営に価値を付加し改善することにより目標達成を支援することを目的として、リスク管理、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性について体系的で規律ある手法をもって評価・助言・洞察を行っております。

当グループでは、当社がグループ全体の内部監査機能を統括する体制としております。具体的には、当社がグループ全体の内部監査基本方針を定め、グループ各社の内部監査計画について基本方針との整合性を確認したうえで承認しております。また、当社及びグループ各社の内部監査結果及びその改善状況等の報告を受け、当社及びグループ各社の内部監査が有効に機能していることを確認し、グループ全体の内部監査態勢整備等の指導・監督を行っております。

内部監査部は、事業等（海外拠点、グループ各社を含む）、システムなどの担当に分かれて国内外の内部監査業務を遂行しており、当社及びグループ各社の全業務を対象に、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))の基準に則った監査手法により内部管理態勢の有効性等を検証し、それに基づく評価及び改善すべき点の指摘・提言や、改善状況のフォローアップを行っております。

内部監査部は、当グループの内部監査基本方針を踏まえて内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得たうえで、取締役会の承認を受けております。内部監査結果等は、遅滞なく監査委員会及び執行役社長に報告するとともに、取締役会にも適時・適切に報告しております。

内部監査部は、監査委員会から調査の指示のあった事項について調査をし、調査結果等について監査委員会へ報告を行い、監査委員会から内部監査業務について具体的指示が行われた場合等に、当該指示に従って業務を行っております。なお、監査委員会による内部監査部への調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する旨、並びに統括役員及び内部監査部の一定以上の職位の者に係る任免について監査委員会が同意権を有する旨、内部監査規程等において定めております。

また、内部監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 監査法人の継続監査期間

49年

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。なお、上記期間には2011年4月1日付経営統合に伴う会計上の取得企業である旧住友信託銀行株式会社の監査期間を含んでおります。また、2011年度については有限責任 あずさ監査法人と有限責任監査法人トーマツが共同監査を実施しております。

ハ. 業務を執行した公認会計士及び継続監査期間

業務を執行した公認会計士の氏名	継続監査期間
指定有限責任社員・業務執行社員 寺 澤 豊	4 年
指定有限責任社員・業務執行社員 間 瀬 友 未	7 年
指定有限責任社員・業務執行社員 田 中 洋 一	5 年

なお、当社と会計監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、会計士試験合格者等21名、その他47名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、監査業務における専門性や効率性を踏まえ選定する方針としており、当該方針に沿って、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

※監査委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、会計監査人を解任することができるほか、下記「ヘ. 監査委員会における会計監査人の評価」に記載する会計監査人の評価結果を踏まえ、当社の会計監査にとって必要があると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。監査委員会では、2025年5月12日に、会計監査人の再任が相当と判断しております。

へ. 監査委員会における会計監査人の評価

監査委員会は、以下の評価プロセスを通じて、会計監査人を評価しております。

12月～1月	・財務企画部、リスク統括部及び内部監査部、並びに当グループに属する会社の監査役等による会計監査人の評価の確認
1月	・会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認 ・監査品質の評価に係る監査委員会での協議
4月	・会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認
1月～5月	・ロールフォワード手続きの実施

会計監査人の評価項目は以下のとおりです。

- ・会計監査人の品質管理の状況
- ・監査チームの独立性や職業的専門性の保持や発揮、事業に対する理解の状況
- ・会計監査計画や会計監査報酬の妥当性及び適切性、監査の有効性及び効率性
- ・監査委員会や経営者等との意思疎通の状況
- ・海外を含むグループ各社の監査人との連携状況、有限責任 あずさ監査法人がメンバーファームとして所属するKPMGの海外ネットワークを用いた当グループへのサポート状況
- ・監査計画策定時の不正リスクの評価状況、不正リスクに対する監査体制や監査の実施状況

なお、会計監査人の再任を決議した後、業務環境の変化に対応するため、監査委員会では会計監査人に対する要望事項をとりまとめ、会計監査人に提出しています。さらに会計監査人と意見交換を行い、会計監査計画への反映を協議しています。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	96	9	72	7
連結子会社	602	86	588	66
計	699	96	660	73

(注) 1. 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、コンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等であります。

2. 上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として1百万円を支払っております。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属するKPMGのメンバーファームに対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	32	—	45
連結子会社	278	344	308	394
計	278	377	308	440

(注) 1. 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

2. 上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として1百万円を支払っております。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業特性、規模及び監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法人と協議の上、監査委員会の同意を得て決定することとしております。

ホ. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人、当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、以下の各事項について検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断しております。

- ・ 会計監査計画での会社の内部統制状況の認識・評価状況
- ・ 監査対象の選択の状況
- ・ 監査手続の適切性
- ・ 監査の効率化に向けた取組状況
- ・ 監査委員会の指摘事項や要望事項の反映状況
- ・ 監査担当チームの人員配分、監査計画時間の合理性
- ・ 前年度までの監査計画時間及び監査実績時間の推移との比較
- ・ 監査契約の内容の妥当性
- ・ 報酬等の金額水準の妥当性（過少または過多ではないか、一般的な水準との比較等）
- ・ 海外を含むグループ各社の監査人との連携状況

(4) 【役員の報酬等】

当グループでは、「託された未来をひらく」を自らの存在意義（パーパス）と定義し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」の実現を通じて、社会のサステナブルな発展に貢献するとともに、当グループの持続的・安定的な成長を実現することを経営の根幹としております。当社は、役員一人ひとりがその実現に邁進し、またパーパスを体現した行動をするうえで、役員報酬が果たす役割を認識し、その理念に基づく方針や体系の構築に向けて、不断の見直しを行うこととします。

なお、2025年度に以下のとおり役員報酬体系を見直しており、本項では原則として見直し後の役員報酬体系について記載しております。

〈2025年度の役員報酬体系の見直しのポイント〉

- ・株式報酬（RS信託）の評価指標の一つである「ESG総合評価」を「サステナビリティ活動評価」と名称変更の上、評価に使用する5つの重要項目に対するKPIを明確化し、定量評価を軸とする評価に変更しております。

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

イ. 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、報酬委員会において、当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

- (i) 当社の取締役（監査委員及び社外取締役を除く）及び執行役（以下、「役員」という。）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- (ii) 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- (iii) 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- (iv) 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

ロ. 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は、以下のとおりとしております。

- (i) 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬（RS信託）の組み合わせで支給を行う。
- (ii) 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの役割期待を反映する「個人役割報酬」の二本立てとする。
- (iii) 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、役員個人ごとの金額は、役員個人ごとの前年度業績を反映して決定し、同事業年度の定時株主総会終了後に支給する。
- (iv) 株式報酬（RS信託）は、役位ごとに決定する基礎金額をベースに、「業績指標（連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益の年度目標達成率及び前中期経営計画対象期間最終年度実績比）」、「株価指標（相対TSR）」、「財務指標（連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHRの定性評価）」及び「非財務指標（サステナビリティ活動評価）」に対する会社業績評価に基づいて譲渡制限付株式を交付し、役員退任時に譲渡制限を解除する。
- (v) 報酬全体に占める役員賞与及び株式報酬（RS信託）の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率になるよう設計する。

ハ、報酬の構成割合

報酬の種類		固定/ 業績連動	報酬構成割合（標準）	
			社長	社長以外
■ 月例報酬				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	25%程度	40%程度
個人役割報酬	役員個人ごとの当事業年度の役割期待を反映する報酬	固定	15%程度	20%程度
■ 役員賞与				
業績連動賞与 （短期インセンティブ報酬）	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	業績連動	25%程度	20%程度
■ 株式報酬				
RS信託 （中長期インセンティブ報酬）	・役員報酬と会社業績・株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬 ・業績指標（連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益）、株価指標（相対TSR）、財務指標（連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHR）及び非財務指標（サステナビリティ活動評価）により毎年度譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除、マルス（譲渡制限解除前の減額・没収）・クロウバック（譲渡制限解除後の返還）条項あり	業績連動	35%程度	20%程度

（注）業績連動報酬の指標の詳細に関しては、「二．業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法等」をご参照ください。

二．業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標（KPI）	指標種別	KPI選定理由	評価ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与							
業績連動賞与 （短期インセンティブ報酬）	①連結実質業務純益	短期業績指標	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2：1のウェイトで加重平均して算定	目標達成率をベースに、特殊要因等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定。なお、特殊要因等の評価への反映は、±10%の範囲を原則とする	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益			33.3%			
■株式報酬							
RS信託 （中長期インセンティブ報酬）	①連結実質業務純益	業績指標	当事業年度及び当中期経営計画対象期間の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	20%	当事業年度目標達成率と、前中期経営計画対象期間最終年度実績比を1：1で平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 業績連動係数は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする	●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 ↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 ↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した業績連動係数及び役位に基づいて譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除
	②親会社株主に帰属する当期純利益			10%			
	③相対TSR （株主総利回り）	株価指標	企業価値の持続的成長と株主価値向上との連動性をより明確化するために、当中期経営計画対象期間の相対TSRをKPIとすることが適切と判断したこと	10%	当中期経営計画対象期間の当社TSRの相対的な評価により算定。ただし、当社TSRが100%未満の場合は、最大100%とする		
	④連結自己資本ROE	財務指標	当社の中期経営計画上の重要な財務指標をKPIとすることが適切と判断したこと	10%	中期経営計画における各々の指標の達成状況や進捗状況を定性評価し、評価点を算定		
	⑤連結CET1比率（普通株式等Tier1比率）			10%			
	⑥連結OHR（経費率）			10%			
	⑦サステナビリティ活動評価	非財務指標	マテリアリティを踏まえて、「気候変動」、「フィデュシャリー・デューティ（FD）、顧客満足度（CS）」、「社員エンゲージメント」、「多様性（女性活躍推進等）」、「外部評価機関評価」の5項目を重要項目とし、各項目において設定したKPIの定量評価を軸として、項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から総合評価することがサステナビリティ活動を総合的に評価する観点で適切と判断したこと	30%	評価対象項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から評価し、総合評価に基づき評価点を算定		

- （注）1. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別（銀行業）の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用
2. ⑦サステナビリティ活動評価の5つの重要項目及びKPIは以下のとおり

5つの重要項目	KPI
①気候変動	サステナブルファイナンス取組額 ※1
②フィデュシャリー・デューティ（FD）・顧客満足度（CS）	社員意識調査「リスク文化4指標」 ※1
③社員エンゲージメント	お客さま満足度調査 ※1
④多様性（女性活躍推進等）	社員意識調査「活力度」 ※1
⑤外部評価機関評価	女性管理職比率 ※2
	有給休暇取得日数 ※1
	外部評価機関による評価 ※3

※1：三井住友信託銀行の社内目標達成率等により評価

※2：グループの社内目標達成率等により評価

※3：外部評価機関はMSCI、FTSE、Sustainalyticsの3社とし、競合他社との相対順位等により評価

(ご参考 2024年度の役員報酬体系)

「② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬額等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載の報酬額については、以下の報酬体系に基づいて算出しております。

●報酬の構成割合

報酬の種類		固定/ 業績連動	報酬構成割合（標準）	
			社長	社長以外
■ 月例報酬				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	25%程度	40%程度
個人役割報酬	役員個人ごとの当事業年度の役割期待を反映する報酬	固定	15%程度	20%程度
■ 役員賞与				
業績連動賞与 （短期インセンティブ報酬）	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	業績連動	25%程度	20%程度
■ 株式報酬				
RS信託 （中長期インセンティブ報酬）	・役員報酬と会社業績・株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬 ・業績指標（連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益）、株価指標（相対TSR）、財務指標（連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHR）及びESG活動の総合評価により毎年度譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除、マルス（譲渡制限解除前の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）条項あり	業績連動	35%程度	20%程度

●業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	指標種別	KPI選定理由	評価ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与							
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	短期業績指標	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2：1のウェイトで加重平均して算定	目標達成率をベースに、特殊要因等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定。なお、特殊要因等の評価への反映は、±10%の範囲を原則とする	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益			33.3%			
■株式報酬							
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	業績指標	当事業年度及び当中期経営計画対象期間の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	20%	当事業年度目標達成率と、前中期経営計画対象期間最終年度実績比を1：1で平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 業績連動係数は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする	●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 ↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 ↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した業績連動係数及び役位に基づいて譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除
	②親会社株主に帰属する当期純利益	10%					
	③相対TSR (株主総利回り)	株価指標	企業価値の持続的成長と株主価値向上との連動性をより明確化するために、当中期経営計画対象期間の相対TSRをKPIとすることが適切と判断したこと	10%	当中期経営計画対象期間の当社TSRの相対的な評価により算定。ただし、当社TSRが100%未満の場合は、最大100%とする		
	④連結自己資本ROE	財務指標	当社の中期経営計画上の重要な財務指標をKPIとすることが適切と判断したこと	10%	中期経営計画における各々の指標の達成状況や進捗状況を定性評価し、評価点を算定		
	⑤連結CET1比率 (普通株式等Tier1比率)			10%			
	⑥連結OHR (経費率)			10%			
	⑦ESG総合評価	ESG指標	マテリアリティを踏まえて、「気候変動」、「フィデュシャリー・デューティ (FD)」、顧客満足度 (CS)」、「社員エンゲージメント」、「DE&I (女性活躍推進等)」、「ESG評価機関評価」の5項目を重要項目とし、これらを定量・定性の両面から総合評価することがESGを総合的に評価する観点で適切と判断したこと	30%	評価対象項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から評価し、総合評価に基づき評価点を算定		

(注) 1. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別 (銀行業) の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用
2. ⑦はサステナビリティ委員会でのESG活動年度振り返り報告等を踏まえ、報酬委員会にて各項目の評価及び最終的なESG総合評価を決定
3. ⑦における「ESG評価機関評価」は、MSCI、FTSE、Sustainalyticsの3社の評価を利用

ホ. 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役及び執行役の個人別報酬は報酬委員会において決定しております。役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しております。特に、個人別の業績連動報酬については、報酬委員会において、連結実質業務純益等をもとに支給基準額を決定し、特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで内容を決定いたします。

ヘ. その他の重要事項

粉飾・不正を伴う過年度の財務情報の大幅な修正、過大なリスクテイク等に伴う巨額の損失計上、重大な法令・社内規程違反や、会社の評価や企業価値を著しく毀損する行為があった場合等に、所定の社内手続きを経て、株式報酬であるRS信託についてマルス（譲渡制限解除前の減額・没収）及びクローバック（譲渡制限解除後の返還）条項を適用する仕組みを導入しております。

ト. 監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

チ. 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社または三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を兼任する役員に関しては、一定兼任比率により報酬額を分割して支給しております。

リ. 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社においては、「ホ. 個人別報酬の内容の決定方法」記載の決定方法に基づいて、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定していることから、報酬委員会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の役員の報酬等の額は次のとおりです。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	4名	214	143	26	22	21	-
執行役	14名	600	215	112	126	142	3
社外取締役	9名	159	159	-	-	-	-
計	27名	974	518	138	148	164	3

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。
2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
3. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で金額が確定しておりませんので、引当金額を記載しております。

ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行株式会社ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の総額は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	4名	336	196	52	44	43	-
執行役	14名	1,039	372	195	220	243	6
社外取締役	9名	159	159	-	-	-	-
計	27名	1,535	728	248	264	287	6

(注) 1. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
2. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で金額が確定しておりませんので、引当金額を記載しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

(単位：百万円)

氏名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会社区分	報 酬 等				
			月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 報酬	役員賞与	株式報酬	
高倉 透 (執行役)	176	当社	47	24	44	59	1
		三井住友信託銀行	-	-	-	-	-
海原 淳 (執行役)	79	当社	30	17	15	15	-
		三井住友信託銀行	-	-	-	-	-
大山 一也 (執行役)	162	当社	-	-	-	-	-
		三井住友信託銀行	47	24	40	48	2
大久保 哲夫 (取締役)	123	当社	52	26	22	21	-
		三井住友信託銀行	-	-	-	-	-
橋本 勝 (取締役)	122	当社	-	-	-	-	-
		三井住友信託銀行	52	26	22	21	-

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上であるもの及び代表執行役について記載しております。
2. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で金額が確定しておりませんので、引当金額を記載しております。

ハ. 提出会社の業績連動報酬に係る指標 (KPI) の目標、実績、支給率

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI) (注1)	短期/中期	目標	実績	支給率 (注3)
■役員賞与					
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	短期業績 指標	3,400億円	3,620億円	—
	②親会社株主に帰属する当期純利益		2,400億円	2,576億円	
■株式報酬					
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	業績指標	3,400億円	3,620億円	—
	②親会社株主に帰属する当期純利益		2,400億円	2,576億円	
	③相対TSR (株主総利回り) (注2)	株価指標	—	102.4%	
	④連結自己資本ROE	財務指標	8%程度	8.3%	
	⑤連結CET1比率 (普通株式等Tier1比率)		10%程度	10.6%	
	⑥連結OHR (経費率)		62.6%	61.2%	
	⑦ESG総合評価	ESG指標	—	—	

(注) 1. ①及び②並びに④ないし⑥は2024年度予想 (2024年5月に公表) に対する2024年度実績
2. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別 (銀行業) の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用
3. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で支給率が確定しておりません

③ 役員の報酬等の決定プロセス

イ. 報酬委員会の権限の内容

当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下のとおり運営しております。

(i) 報酬委員会における決定事項

- ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
 - ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額
- なお、社内委員・社外委員にかかわらず、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。

(ii) 報酬委員会における審議事項

- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

(iii) 報酬委員会が報告を受ける事項

- ・当社の執行役員及び監査専担役員の個人別の報酬等の額
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

ロ. 報酬委員会における手続き等の概要

報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行株式会社がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

ハ. 報酬委員会の活動内容

(i) 当事業年度における開催回数:12回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。

(ii) 当事業年度における個々の報酬委員の報酬委員会への出席状況

(1) コーポレート・ガバナンスの概要「①企業統治の体制の概要等」「二. 会社の機関の内容」「(ii) 各委員会」の「B. 報酬委員会」に記載のとおりであります。

(iii) 当事業年度における報酬委員会での主な決定事項、審議事項及び報告事項

開催年月	主な決定事項、審議事項及び報告事項
2024年4月	・2024年度取締役及び執行役に対する報酬決定方針の決定 ・役員の業績連動報酬について
2024年5月	・株式交付規則の改定 ・役員の業績連動報酬について
2024年6月	・取締役及び執行役に対する2023年度業績連動報酬額及び2024年度個人別報酬額の決定 ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員の報酬決定方針及び個人別報酬額について
2024年8月	・リスク文化と役員報酬制度について
2024年9月	・ESG総合評価について
2024年10月	・ESG総合評価について
2024年11月	・ESG総合評価について
2025年3月	・2025年4月1日付異動に伴う取締役及び執行役に対する個人別報酬額の決定

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下のとおりとしております。

純投資目的である投資株式	専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式等
純投資目的以外の目的である投資株式	上記以外

② 三井住友信託銀行株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である三井住友信託銀行株式会社については以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当グループは、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環の構築」を目指す姿の一つとして掲げています。

その実現に向け、当グループは、投資家としての立場と企業価値向上のソリューション提供を行う立場の双方に立つ信託銀行グループとしての特性に一段と磨きをかけ、気候変動や脱炭素といった社会課題解決に向けた挑戦・取組を自らが投資者となつて後押しするインパクトエクイティ投資等や、新たな市場や機会の創出を目的とした投資等の株式を保有することがあります。

一方、従来型の「政策保有株式」（資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等）は原則すべて保有しない方針としております。当該方針のもと、取引先を取り巻く環境やステークホルダーの動向を踏まえ、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を行い、そうした対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。

2023年度から2025年度の3年間で取得原価1,500億円の削減を目標に設定しておりましたが、2023年度と2024年度の累計で1,614億円を削減し、2年間で目標を達成しました。新計画期間として2025年度から2028年度の4年間で取得原価2,600億円の削減を目標に設定しております。

また、政策保有株式を削減するまでの期間においては、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(政策保有株式に係る議決権行使基準)

当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社は、政策保有株式の発行会社（以下、「発行会社」といいます。）の中長期的な企業価値の向上を目指し、当グループの株主や預金者等様々なステークホルダーの中長期的な価値向上も考慮して、保有する株式の議決権を行使します。

また、発行会社との十分な対話を通じて、それぞれの発行会社が置かれている事業環境等の状況を考慮し、経営の独自性や方向性も尊重しつつ、議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、別途定める議決権行使基準に基づき、次の観点にも留意して議案毎に賛否を判断します。

- ① 外形的・形式的基準のみならず、発行会社、及び発行会社が置かれている業界・経営環境等の固有性に留意して判断します。
- ② 当該年度のみならず、より中長期的な時間軸、未来志向で判断します。
- ③ 財務的な数値に加え、非財務要素（コーポレートガバナンスや社会的価値の創出状況等）も考慮して判断します。

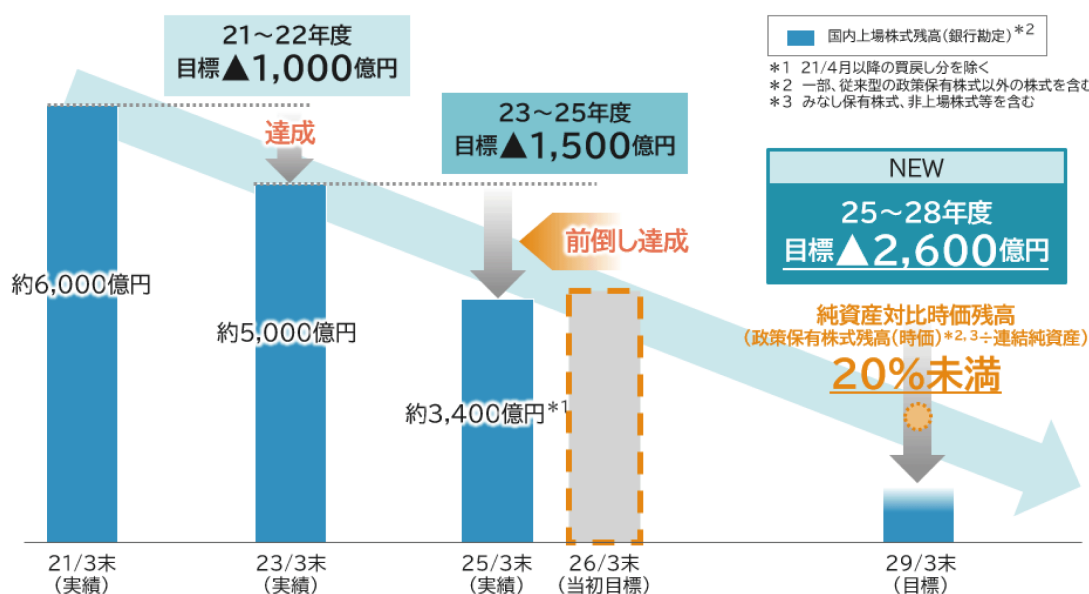
政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

なお、議決権行使基準は当社Webサイト上に開示しております。

(政策保有株式（国内上場）の議決権行使基準)

(政策保有株式の削減実績について)

2024年度は821億円（取得原価）の削減を行い、75社で政策保有株式の残高がゼロになりました。



(政策保有株主から自社株式の売却等の意向が示された場合の対応方針)

当グループが株式等を保有している取引先等から当社の株式の売却等の意向が示された場合において、売却等を妨げることはいたしません。

(保有の合理性を検証する方法)

従来型の政策保有株式の保有が残存する期間は、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

取締役会において、下記採算性指標により、政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

採算性指標に基づき政策保有株式の保有に伴う全体及び個社の便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を継続しつつ、採算性に関わらず、取引先各社の持続的な企業価値向上及び課題解決に向けた対話を行い、その中で削減に向けた協議を進めております。そうした協議の状況を踏まえ、政策保有株式の削減が財務目標・顧客基盤等へ与える影響の見通しを精査のうえ、政策保有株式の削減目標・活動の妥当性を検証し、取締役会で定期的に確認しております。

<採算性指標>

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式等リスクアセット+与信リスクアセット)

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	424	88,848
非上場株式以外の株式	513	887,289

(注) 純投資目的以外の株式には、従来型の政策保有株式に加え、インパクトエクイティ投資等の株式が含まれています。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	21	5,025	資金・資産・資本の好循環に繋がる戦略投資として取得
非上場株式以外の株式	24	1,270	主に三井住友信託銀行株式会社と日本証券代行株式会社及び東京証券代行株式会社との合併に伴う増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	22	2,291
非上場株式以外の株式	211	208,479

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
スズキ株式会社	22,000,000	22,000,000	取引関係の維持	有
	39,820	38,247		
ニデック株式会社	14,023,200	7,011,600	取引関係の維持 株式分割により増加	無
	34,945	42,981		
ミネベアミツミ株式会社	15,413,900	15,413,900	取引関係の維持	有
	33,502	45,486		
ダイキン工業株式会社	1,899,200	1,899,200	同上	有
	30,653	39,123		
大和ハウス工業株式会社	6,150,000	6,900,000	同上	有
	30,368	31,243		
株式会社オリエンタルランド	9,569,300	11,258,000	同上	有
	28,181	54,590		
東急株式会社	15,677,000	20,312,200	同上	無
	26,415	37,455		
伊藤忠商事株式会社	3,300,000	3,300,000	同上	無
	22,773	21,337		
住友不動産株式会社	3,840,000	4,800,000	同上	有
	21,477	27,825		
三井物産株式会社	6,572,800	3,286,400	取引関係の維持 株式分割により増加	無
	18,400	23,353		
エア・ウォーター株式会社	7,936,000	7,936,000	取引関係の維持	有
	14,983	19,006		
東ソー株式会社	6,702,000	6,702,000	同上	有
	13,762	13,819		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,290,600	2,290,600	経営基盤の一層の拡充と収益力の強化を目的とする、商品・サービス関連業務に関する業務・資本提携	無
	13,354	11,166		
株式会社シマノ	600,000	700,000	取引関係の維持	有
	12,591	15,995		
東急不動産ホールディングス株式会社	12,140,500	12,140,500	同上	有
	12,119	15,157		
西日本旅客鉄道株式会社	3,940,200	3,940,200	同上	有
	11,491	12,360		
出光興産株式会社	10,285,500	15,428,500	同上	無
	10,830	16,076		
住友林業株式会社	2,400,000	2,400,000	同上	有
	10,821	11,793		
長瀬産業株式会社	3,350,000	4,776,000	同上	有
	8,889	12,197		
大和工業株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	有
	7,908	8,589		
株式会社商船三井	1,495,500	3,471,000	同上	有
	7,758	16,001		
東レ株式会社	7,563,300	11,345,000	同上	有
	7,684	8,396		
京王電鉄株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	7,614	8,344		
オークマ株式会社	2,090,000	1,045,000	取引関係の維持 株式分割により増加	有
	7,126	7,439		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,447,750	6,117,000	取引関係の維持	有
	6,962	20,614		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
京阪ホールディングス株式会社	2,040,000	2,550,000	取引関係の維持	有
	6,642	8,652		
丸紅株式会社	2,722,900	4,694,500	同上	有
	6,479	12,341		
株式会社マキタ	1,268,000	1,268,000	同上	有
	6,244	5,414		
三菱鉛筆株式会社	2,375,000	2,375,000	同上	有
	6,020	6,063		
東海旅客鉄道株式会社	2,075,000	2,575,000	同上	有
	5,922	9,594		
株式会社岡三証券グループ	8,859,013	8,726,000	取引関係の維持 日本証券代行との合併により増加	有
	5,873	7,129		
日産化学株式会社	1,280,000	1,280,000	取引関係の維持	有
	5,688	7,328		
岡谷鋼機株式会社	804,000	402,000	取引関係の維持 株式分割により増加	有
	5,611	6,797		
小野薬品工業株式会社	3,500,000	3,500,000	取引関係の維持	無
	5,608	8,590		
株式会社ダイフク	1,530,000	2,295,000	同上	有
	5,572	8,225		
大阪瓦斯株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	5,412	5,427		
電源開発株式会社	2,135,030	2,247,400	同上	無
	5,405	5,609		
王子ホールディングス株式会社	8,449,800	12,205,200	同上	有
	5,299	7,785		
東洋製罐グループホールディングス株式会社	2,058,000	2,058,000	同上	有
	5,031	5,018		
株式会社小糸製作所	2,736,000	3,040,000	同上	有
	5,027	7,706		
日本光電工業株式会社	2,400,000	1,200,000	取引関係の維持 株式分割により増加	有
	4,808	4,804		
ハウス食品グループ本社株式会社	1,750,000	1,750,000	取引関係の維持	有
	4,766	5,418		
株式会社明電舎	1,100,000	1,500,000	同上	有
	4,746	4,405		
日本製鉄株式会社	1,474,800	1,474,800	同上	有
	4,711	5,409		
株式会社住友倉庫	1,611,500	1,790,500	同上	有
	4,452	4,594		
ニチアス株式会社	934,500	1,246,000	同上	有
	4,312	5,071		
三井不動産株式会社	3,235,500	7,010,250	同上	有
	4,304	11,549		
株式会社ジェイテクト	3,817,800	7,635,680	同上	無
	4,304	10,903		
株式会社日本製鋼所	815,200	1,141,300	同上	有
	4,268	3,866		
株式会社千葉銀行	3,000,000	4,000,000	同上	無
	4,197	5,046		
株式会社ダイヘン	658,600	658,600	同上	無
	4,168	6,118		
株式会社やまびこ	1,605,200	1,605,200	同上	無
	3,820	3,205		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
カシオ計算機株式会社	3,075,000	3,075,000	取引関係の維持	有
	3,756	3,985		
株式会社リコー	2,357,000	4,714,000	同上	無
	3,716	6,370		
南海電気鉄道株式会社	1,516,000	1,516,000	同上	有
	3,714	4,837		
関西電力株式会社	2,094,701	2,094,701	同上	有
	3,712	4,596		
株式会社SCREENホールディングス	382,760	535,880	同上	有
	3,672	10,698		
栗田工業株式会社	800,000	1,000,000	同上	無
	3,672	6,301		
株式会社IHI	347,800	*	同上	無
	3,589	*		
ヤマハ発動機株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	無
	3,576	4,270		
コスモエネルギーホールディングス株式会社	555,600	555,600	同上	無
	3,558	4,264		
株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション	1,470,800	1,470,800	同上	無
	3,504	4,627		
三井倉庫ホールディングス株式会社	437,400	*	同上	有
	3,481	*		
日本電気硝子株式会社	960,000	960,000	同上	有
	3,347	3,717		
株式会社ADEKA	1,200,000	1,200,000	同上	有
	3,226	3,868		
株式会社内田洋行	414,300	414,300	同上	有
	3,181	2,900		
宝ホールディングス株式会社	2,753,000	2,753,000	同上	有
	3,153	2,947		
飯野海運株式会社	3,100,000	3,100,000	同上	有
	3,090	3,800		
株式会社堀場製作所	308,000	308,000	同上	無
	3,063	4,937		
スタンレー電気株式会社	1,050,000	1,050,000	同上	有
	2,945	2,955		
株式会社モリタホールディングス	1,367,000	1,667,000	同上	有
	2,832	2,728		
江崎グリコ株式会社	600,000	*	同上	有
	2,775	*		
株式会社椿本チエイン	1,485,000	595,000	取引関係の維持 株式分割により増加	有
	2,745	3,064		
イビデン株式会社	683,700	804,700	取引関係の維持	有
	2,727	5,350		
大同特殊鋼株式会社	2,237,500	2,237,500	同上	無
	2,662	4,064		
日本証券金融株式会社	1,489,425	*	取引関係の維持 日本証券代行との合併により増加	有
	2,660	*		
株式会社TOKAIホールディングス	2,671,000	3,416,000	取引関係の維持	無
	2,625	3,375		
株式会社日清製粉グループ本社	*	2,419,300	同上	有
	*	5,079		
キューピー株式会社	*	1,573,000	同上	有
	*	4,451		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	*	5,000,000	取引関係の維持	無
	*	3,849		
日東紡績株式会社	*	616,200	同上	有
	*	3,678		
マツダ株式会社	*	2,000,000	同上	無
	*	3,511		
名古屋鉄道株式会社	*	1,432,800	同上	有
	*	3,103		
株式会社アルバック	*	311,860	同上	有
	*	3,074		
CKD株式会社	*	1,000,000	同上	無
	*	3,015		
キッコーマン株式会社	*	1,500,000	同上	有
	*	2,953		
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	*	4,800,000	取引関係の維持 日本証券代行との合併により増加	有
	*	2,923		
近鉄グループホールディングス株式会社	*	625,700	取引関係の維持	無
	*	2,785		
東洋水産株式会社	*	290,000	同上	有
	*	2,747		
中部電力株式会社	*	1,377,700	同上	無
	*	2,740		
横浜ゴム株式会社	*	678,000	同上	無
	*	2,729		
ニチレキグループ株式会社	*	1,100,000	同上	有
	*	2,718		
日本化薬株式会社	*	2,019,000	同上	有
	*	2,636		
トヨタ自動車株式会社	—	7,000,000	同上	無
	—	26,544		
旭化成株式会社	—	9,375,000	同上	無
	—	10,425		
株式会社ライフコーポレーション	—	2,264,000	同上	有
	—	8,806		
JSR株式会社	—	1,652,400	同上	無
	—	7,159		
株式会社京都フィナンシャルグループ	—	2,173,600	同上	無
	—	6,001		
相鉄ホールディングス株式会社	—	1,836,200	同上	有
	—	5,047		
明治ホールディングス株式会社	—	1,315,000	同上	無
	—	4,452		
株式会社クボタ	—	1,700,000	同上	有
	—	4,052		
三井化学株式会社	—	700,000	同上	無
	—	3,031		
株式会社ダイセル	—	1,792,000	同上	無
	—	2,713		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
株式会社フジクラ	6,777,000	6,777,000	議決権行使の指図権限	有
	36,582	15,438		
株式会社クボタ	15,746,100	17,872,000	同上	有
	28,831	42,606		
東海旅客鉄道株式会社	10,025,000	10,025,000	同上	有
	28,611	37,353		
イオン株式会社	6,370,000	6,370,000	同上	有
	23,887	22,900		
株式会社ニトリホールディングス	1,440,000	1,440,000	同上	有
	21,355	33,984		
日本製鉄株式会社	6,438,300	6,438,300	同上	有
	20,570	23,615		
株式会社安川電機	5,208,000	7,439,900	同上	有
	19,425	47,191		
株式会社商船三井	3,000,000	3,000,000	同上	有
	15,564	13,830		
株式会社大和証券グループ本社	12,444,000	12,444,000	同上	有
	12,366	14,323		
豊田通商株式会社	4,584,000	1,828,000	議決権行使の指図権限 株式分割により増加	無
	11,427	18,764		
住友電気工業株式会社	4,245,000	4,245,000	議決権行使の指図権限	無
	10,468	9,965		
京成電鉄株式会社	6,702,000	2,234,000	議決権行使の指図権限 株式分割により増加	有
	9,030	13,759		
京浜急行電鉄株式会社	5,120,250	5,488,500	議決権行使の指図権限	無
	7,746	7,645		
京王電鉄株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	7,614	8,344		
住友金属鉱山株式会社	2,200,000	2,200,000	同上	有
	7,139	10,091		
小田急電鉄株式会社	4,562,000	4,562,000	同上	有
	6,742	9,470		
エクシオグループ株式会社	3,668,000	3,668,000	同上	有
	6,162	5,938		
東邦瓦斯株式会社	1,288,200	1,288,200	同上	有
	5,327	4,462		
西日本旅客鉄道株式会社	1,799,800	1,799,800	同上	有
	5,249	5,645		
住友ベークライト株式会社	1,309,800	1,309,800	同上	有
	4,362	6,061		
東武鉄道株式会社	1,448,300	1,600,000	同上	有
	3,693	6,049		
住友重機械工業株式会社	1,154,000	1,648,800	同上	有
	3,519	7,783		
不二製油グループ本社株式会社	1,000,000	*	同上	無
	3,062	*		
阪急阪神ホールディングス株式会社	669,340	956,200	同上	有
	2,694	4,205		
アンリツ株式会社	2,000,000	*	同上	有
	2,688	*		
株式会社三井E&S	*	2,331,600	同上	無
	*	4,465		
レンゴー株式会社	*	3,266,000	同上	有
	*	3,821		
株式会社村田製作所	—	2,311,200	議決権行使の指図権限	無
	—	6,526		
明治ホールディングス株式会社	—	1,170,400	同上	無
	—	3,962		

- (注) 1. みなし保有株式については、株式数は議決権行使権限の対象となる株式数を、期末時価はみなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。また、保有目的は、当社が有する権限の内容を記載しております。
2. 貸借対照表計上額及び期末時価の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
3. 銘柄ごとの定量的な保有効果については、当グループの営業戦略に関する事項であり、また、発行体企業との取引に関する事項であることから非開示としております。保有の合理性については、② イ (i)に記載のとおりであります。
4. 当グループは、資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する従来型の「政策保有株式」については原則すべて保有しない方針を掲げており、「取引関係の維持」を保有目的とする各社との間においては、保有の削減に向けた丁寧な対話に取り組んでおります。
5. 当社の株式の保有の有無については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしております。
6. 「一」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「＊」は、当該銘柄の貸借対照表計上額及び期末時価が当社の資本金額の100分の1以下であるため記載を省略しております。
7. なお、みなし保有株式の期末時価合計は314,968百万円となっております。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当ありません。

ハ. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当ありません。

ニ. 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当ありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

② イ (i) に記載のとおりです。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	642
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	16
非上場株式以外の株式	—	—

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当ありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当ありません。

ハ. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ニ. 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	22,831,653	25,173,611
コールローン及び買入手形	25,000	21,000
買現先勘定	111,600	803,722
債券貸借取引支払保証金	532,200	95,400
買入金銭債権	1,144,441	926,244
特定取引資産	※2 2,015,752	※2 2,291,521
金銭の信託	22,596	35,677
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※12 9,938,913	※1, ※2, ※3, ※5, ※12 11,496,181
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 33,420,919	※3, ※4, ※5, ※6 32,206,993
外国為替	※3 45,394	※3 53,453
リース債権及びリース投資資産	※5 718,968	※5 718,241
その他資産	※3, ※5, ※13 3,869,240	※3, ※5, ※13 3,197,997
有形固定資産	※8, ※9 226,714	※8, ※9 218,432
建物	70,295	70,173
土地	※7 129,748	※7 123,980
リース資産	4,381	5,181
建設仮勘定	3,952	872
その他の有形固定資産	18,337	18,224
無形固定資産	149,172	174,746
ソフトウェア	129,325	161,863
のれん	14,820	8,082
その他の無形固定資産	5,026	4,799
退職給付に係る資産	338,723	319,161
繰延税金資産	7,929	8,197
支払承諾見返	※3 595,482	※3 640,415
貸倒引当金	△117,798	△129,958
投資損失引当金	—	△3,938
資産の部合計	75,876,905	78,247,102

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	※5 37,418,280	※5 37,722,986
譲渡性預金	9,220,997	9,643,098
コールマネー及び売渡手形	360,394	318,617
売現先勘定	※5 2,700,532	※5 2,391,583
特定取引負債	1,767,322	2,092,440
借入金	※5, ※10 7,302,158	※5, ※10 9,084,957
外国為替	281	1,440
短期社債	2,906,725	2,987,093
社債	※11 2,787,367	※11 3,543,483
信託勘定借	4,327,798	3,492,270
その他負債	※13 3,084,555	※13 3,000,874
賞与引当金	20,875	21,308
役員賞与引当金	422	512
株式給付引当金	1,274	1,626
退職給付に係る負債	13,965	12,576
ポイント引当金	22,255	22,686
睡眠預金払戻損失引当金	2,573	2,390
偶発損失引当金	1,639	1,473
繰延税金負債	201,934	135,496
再評価に係る繰延税金負債	※7 2,381	※7 2,451
支払承諾	595,482	640,415
負債の部合計	72,739,219	75,119,785
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	526,318	506,616
利益剰余金	1,802,086	1,968,136
自己株式	△23,635	△36,444
株主資本合計	2,566,378	2,699,917
その他有価証券評価差額金	477,680	351,583
繰延ヘッジ損益	△11,599	△10,146
土地再評価差額金	※7 △6,782	※7 △7,163
為替換算調整勘定	39,346	46,363
退職給付に係る調整累計額	41,304	15,612
その他の包括利益累計額合計	539,948	396,250
新株予約権	855	760
非支配株主持分	30,503	30,388
純資産の部合計	3,137,686	3,127,317
負債及び純資産の部合計	75,876,905	78,247,102

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
経常収益	2,475,303	2,922,428
信託報酬	※1 116,269	※1 120,885
資金運用収益	1,008,989	1,159,919
貸出金利息	632,494	687,769
有価証券利息配当金	206,864	273,805
コールローン利息及び買入手形利息	2,350	3,790
買現先利息	—	633
債券貸借取引受入利息	0	71
預け金利息	133,890	164,673
その他の受入利息	33,388	29,175
役務取引等収益	※1 467,405	※1 499,399
特定取引収益	77,765	105,933
その他業務収益	648,320	864,089
その他経常収益	156,552	172,201
償却債権取立益	1,240	1,129
その他の経常収益	※2 155,311	※2 171,071
経常費用	2,373,975	2,554,734
資金調達費用	1,129,376	1,265,360
預金利息	346,812	374,687
譲渡性預金利息	307,492	375,345
コールマネー利息及び売渡手形利息	975	1,533
売現先利息	73,652	120,989
借入金利息	32,930	36,264
短期社債利息	115,430	106,347
社債利息	60,136	89,163
その他の支払利息	191,945	161,029
役務取引等費用	129,174	138,680
特定取引費用	1,848	3,073
その他業務費用	261,890	491,141
営業経費	※3 505,945	※3 530,734
その他経常費用	345,740	125,743
貸倒引当金繰入額	7,547	18,275
その他の経常費用	※4 338,193	※4 107,468
経常利益	101,327	367,694

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	4,761	1,059
固定資産処分益	73	1,059
その他の特別利益	※5 4,688	—
特別損失	8,111	14,320
固定資産処分損	704	1,336
減損損失	7,407	12,984
税金等調整前当期純利益	97,977	354,433
法人税、住民税及び事業税	19,967	105,191
法人税等調整額	△2,331	△9,896
法人税等合計	17,636	95,294
当期純利益	80,340	259,138
非支配株主に帰属する当期純利益	1,141	1,503
親会社株主に帰属する当期純利益	79,199	257,635

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	80,340	259,138
その他の包括利益	※1 335,866	※1 △143,635
その他有価証券評価差額金	220,724	△122,245
繰延ヘッジ損益	36,709	116
土地再評価差額金	—	△69
為替換算調整勘定	10,668	5,437
退職給付に係る調整額	64,456	△25,744
持分法適用会社に対する持分相当額	3,306	△1,128
包括利益	416,207	115,503
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	414,815	114,248
非支配株主に係る包括利益	1,391	1,254

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	546,146	1,803,002	△22,933	2,587,824
当期変動額					
剰余金の配当			△80,041		△80,041
親会社株主に帰属する当期純利益			79,199		79,199
自己株式の取得				△21,082	△21,082
自己株式の処分		△4		556	552
自己株式の消却		△19,823		19,823	—
連結子会社株式の取得による持分の増減					—
土地再評価差額金の取崩			△72		△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△19,828	△915	△702	△21,445
当期末残高	261,608	526,318	1,802,086	△23,635	2,566,378

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	258,240	△48,470	△6,855	24,531	△23,187	204,259	945	29,545	2,822,574
当期変動額									
剰余金の配当									△80,041
親会社株主に帰属する当期純利益									79,199
自己株式の取得									△21,082
自己株式の処分									552
自己株式の消却									—
連結子会社株式の取得による持分の増減									—
土地再評価差額金の取崩									△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	219,439	36,870	72	14,814	64,491	335,689	△89	958	336,557
当期変動額合計	219,439	36,870	72	14,814	64,491	335,689	△89	958	315,112
当期末残高	477,680	△11,599	△6,782	39,346	41,304	539,948	855	30,503	3,137,686

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	526,318	1,802,086	△23,635	2,566,378
当期変動額					
剰余金の配当			△91,896		△91,896
親会社株主に帰属する 当期純利益			257,635		257,635
自己株式の取得				△33,521	△33,521
自己株式の処分		△47		1,048	1,001
自己株式の消却		△19,664		19,664	－
連結子会社株式の取得 による持分の増減		9			9
土地再評価差額金の 取崩			310		310
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△19,702	166,049	△12,808	133,539
当期末残高	261,608	506,616	1,968,136	△36,444	2,699,917

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	477,680	△11,599	△6,782	39,346	41,304	539,948	855	30,503	3,137,686
当期変動額									
剰余金の配当									△91,896
親会社株主に帰属する 当期純利益									257,635
自己株式の取得									△33,521
自己株式の処分									1,001
自己株式の消却									－
連結子会社株式の取得 による持分の増減									9
土地再評価差額金の 取崩									310
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△126,096	1,453	△380	7,017	△25,691	△143,697	△94	△115	△143,907
当期変動額合計	△126,096	1,453	△380	7,017	△25,691	△143,697	△94	△115	△10,368
当期末残高	351,583	△10,146	△7,163	46,363	15,612	396,250	760	30,388	3,127,317

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	97,977	354,433
減価償却費	37,559	42,991
減損損失	7,407	12,984
のれん償却額	7,023	6,734
持分法による投資損益 (△は益)	△18,733	△22,616
貸倒引当金の増減 (△)	△12,199	12,159
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	3,938
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,739	433
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	20	89
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	209	351
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△101,358	16,783
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	239	△1,393
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	972	431
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△454	△183
偶発損失引当金の増減 (△)	295	△165
資金運用収益	△1,008,989	△1,159,919
資金調達費用	1,129,376	1,265,360
有価証券関係損益 (△)	175,739	△42,960
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△4,444	45
為替差損益 (△は益)	△315,824	48,884
固定資産処分損益 (△は益)	630	276
特定取引資産の純増 (△) 減	△501,149	△275,768
特定取引負債の純増減 (△)	294,686	325,117
貸出金の純増 (△) 減	△1,609,993	1,213,926
預金の純増減 (△)	2,030,993	304,705
譲渡性預金の純増減 (△)	1,759,991	422,101
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,190,415	1,782,799
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	436,033	△117,436
コールローン等の純増 (△) 減	△177,107	△470,408
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△96,107	436,799
コールマネー等の純増減 (△)	117,267	△350,725
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	2,051	△8,059
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△566	1,158
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△30,035	726
短期社債 (負債) の純増減 (△)	574,347	80,368
普通社債発行及び償還による増減 (△)	274,605	676,115
信託勘定借の純増減 (△)	△4,674	△835,527
資金運用による収入	915,828	1,124,292
資金調達による支出	△1,047,108	△1,260,543
その他	209,362	406,703
小計	4,336,028	3,995,007
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△41,481	△18,337
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,294,547	3,976,669

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△9,284,345	△9,749,983
有価証券の売却による収入	4,155,188	3,964,915
有価証券の償還による収入	2,636,584	4,138,223
金銭の信託の増加による支出	△3,500	△13,306
金銭の信託の減少による収入	1,455	—
有形固定資産の取得による支出	△17,768	△12,927
有形固定資産の売却による収入	399	2,071
無形固定資産の取得による支出	△58,705	△72,885
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△20,335	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△1,330	△19,947
持分法適用関連会社株式の売却による収入	8,161	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,584,194	△1,763,839
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	40,781	149,167
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△30,000	△70,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△913
配当金の支払額	△80,020	△91,871
非支配株主への配当金の支払額	△432	△446
自己株式の取得による支出	△21,082	△33,521
自己株式の売却による収入	2	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85,751	△47,585
現金及び現金同等物に係る換算差額	40,612	59,277
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,665,213	2,224,521
現金及び現金同等物の期首残高	19,172,638	20,837,852
現金及び現金同等物の期末残高	※1 20,837,852	※1 23,062,373

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 58社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社は、三井住友信託銀行株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

カトレア株式会社

Apollo Aligned Alternatives (C-2), L.P.

カトレア株式会社ほか10社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、Apollo Aligned Alternatives (C-2), L.P. ほか、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 32社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

住信SBIネット銀行株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

ERM SuMi TRUSTコンサルティング株式会社ほか2社は、株式取得等により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

櫻智而望企業管理諮詢（上海）有限公司は、出資持分譲渡により当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

カトレア株式会社

Apollo Aligned Alternatives (C-2), L.P.

カトレア株式会社ほか10社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、Apollo Aligned Alternatives (C-2), L.P. ほか、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

4月末日	2社
8月末日	1社
9月末日	4社
11月末日	1社
12月末日	8社
3月末日	42社

(2) 4月末日を決算日とする子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、8月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

（ロ）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（ハ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき算定し、これに将来予測を勘案した調整を加えております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,114百万円（前連結会計年度末は19,689百万円）であります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ダイナースクラブカード」等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、三井住友信託銀行株式会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：主としてその発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生じる主な収益は、「信託報酬」及び資産運用・資産管理報酬、証券代行手数料、不動産仲介手数料、投資信託・保険販売手数料等の「役務取引等収益」であります。

各取引における履行義務の充足時点はそれぞれの経済実態を踏まえて以下のとおり判定しております。なお、取引の対価は履行義務充足後、概ね6ヵ月以内に受領するものが大宗であり、対価の金額に重要な金融要素は含んでおりません。

信託報酬及び資産運用・資産管理報酬は、主に投資家事業、運用ビジネス及び個人事業で計上されており、信託約款・各種契約等に基づき、資産運用・資産管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

証券代行手数料は、主に法人事業で計上されており、株主名簿管理事務委託契約等に基づき、株主名簿管理サービス等を履行する義務を負っております。当該履行義務は、当グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産仲介手数料は、主に不動産事業で計上されており、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時又は物件引渡時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足時点については、不動産売買契約締結後の業務の重要性に応じ判断しております。

投資信託・保険販売手数料は、主に個人事業で計上されており、取引約款・委託契約等に基づき、商品説明や販売受付事務サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、商品販売時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

三井住友信託銀行株式会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

在外子会社及び関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約を

ヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法を適用しております。

(ハ) 株価変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社のその他有価証券のうち一部の株式から生じる株価変動リスクに対する個別ヘッジについて、ヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(ニ) 連結会社間取引等

三井住友信託銀行株式会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

また、その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(18) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

(19) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」（三井住友信託銀行株式会社については「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金）であります。

(20) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(21) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	117,798百万円	129,958百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

三井住友信託銀行株式会社では、与信取引先（以下、「取引先」という。）について、決算開示や信用力に影響を及ぼす事態発生の都度、財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力に応じた「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定結果及び担保等による保全状況等に基づき貸倒引当金を算定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、取引先の定量的な要素に加え、定性的な要素を勘案しております。

(債務者区分の定義)

債務者区分	定義
正常先	業績が良好で財務状況にも特段問題がない。
要注意先	業績低調ないし不安定、財務内容に問題がある、あるいは金利減免・棚上げ先など貸出条件に問題があり、今後の管理に注意を要する。
要管理先	要注意先のうち、貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有するもの。
破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

貸倒引当金については、債務者区分ごとに以下のように算定しております。

債務者区分	貸倒引当金の算定方法
正常先	1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。
要注意先及び要管理先	3年間の貸倒実績又は倒産実績に基づく貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
実質破綻先及び破綻先	直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

正常先、要注意先及び要管理先については、貸倒実績率等が変動した場合、貸倒引当金に影響を及ぼします。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額が変動した場合、貸倒引当金に重要な影響を及ぼします。

(3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整

三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社では、先行き不透明な経済環境が取引先の将来の業績及び資金繰りに与える影響や、一部の取引先に固有のリスクが顕在化する可能性に鑑み、取引先の財務情報及び過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整として、「将来予測を勘案した見積り手法による追加的な貸倒引当金」（以下、「特例引当金」という。）を計上しております。

（前連結会計年度）

三井住友信託銀行株式会社では、依然としてインフレやそれに対応した金融引き締めが続いており、経済環境が不透明な状況にあり、また一部の取引先に固有のリスクが顕在化する可能性に鑑み、「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している取引先」を定期的に見直したうえで、それらの取引先の与信に対して特例引当金を計上しております。

（当連結会計年度）

インフレやそれに対応した金融引き締めが続く中で2025年3月に米国の関税政策が公表され、グローバル経済の下振れリスクが高まりました。米国の関税政策の影響は金融商品の価格の下落及び流動性ボラティリティの拡大に加え、時間経過に伴い实体经济へ波及することが想定され、政策の不確実性により経済環境の不透明さはより一層増しております。かかる状況下、三井住友信託銀行株式会社では「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している取引先」の見直しを行い、それらの取引先の与信に対して前連結会計年度と同様の枠組みで、足元の経済環境の不透明さを踏まえたうえで特例引当金を計上しております。

なお、具体的な計算方法は以下のとおりであります

- ① 選定された取引先の与信について、内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、定量的な情報等に基づいた将来の内部格付遷移を予測
- ② 上記の内部格付遷移を仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、特例引当金を計上

一方、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社では、三井住友信託銀行株式会社と事業、取引先の属性が異なっており、足許の経済環境についても物価上昇等のマイナスの影響も引き続き懸念されるなど先行き不透明な状況が続いていることに鑑み、将来の業績及び資金繰りの悪化が懸念される業種を再度検証し、その上で当該業種に属する特例引当金の計上対象先等の見直しを行い、特例引当金を計上しております。

上記に基づいて計上した特例引当金の金額は以下のとおりであります。

(百万円)	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	
			増減
総合計	17,446	28,276	10,829
三井住友信託銀行株式会社	15,188	26,200	11,012
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	2,258	2,075	△183

なお、特例引当金計上に当たって採用した仮定については不確実性が高く、経済環境の変化により取引先の業績及び資金繰りに与える影響や、一部の取引先に固有のリスクの態様が変化した場合には、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
退職給付債務	378,257百万円	332,309百万円

積立型制度の退職給付債務319,733百万円及び非積立型制度の退職給付債務12,576百万円から年金資産638,894百万円を控除した純額306,584百万円を連結貸借対照表上、退職給付に係る資産319,161百万円及び退職給付に係る負債12,576百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用等については、数理計算上の計算基礎に基づいて算出されております。この計算基礎には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

主要な数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	主として2.1%
長期期待運用収益率	3.5%

三井住友信託銀行株式会社（当グループにおける退職給付債務のうち、93.8%を占める）は、国内の優良社債の利回りに基づいて割引率を設定しており、債券のうち、満期までの期間が予想される将来の給付支払いの時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。また、長期期待運用収益率については、過去の運用実績及び将来利回りに対する予測を評価することにより、設定しております。長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益率の加重平均値を採用しております。

(3) 計算基礎の変更による連結財務諸表への影響

上記(2)に記載した計算基礎については、退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼします。三井住友信託銀行株式会社における割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の連結財務諸表への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への 影響額	退職給付債務への 影響額
割引率 : 0.5%減少	1,639百万円の増加	21,601百万円の増加
: 0.5%増加	1,474百万円の減少	19,367百万円の減少
長期期待運用収益率 : 0.5%減少	3,141百万円の増加	—
: 0.5%増加	3,141百万円の減少	—

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）

(1) 概要

ベンチャーキャピタルファンド等に組み入れられた市場価格のない株式を時価評価することで、投資家に対して

有用な情報が提供されるように、一定の要件を満たす組合等への出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを定めるもの。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

1. 役員向け株式交付信託

(1) 取引の概要

当社は、当社の取締役（監査委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役及び執行役員並びに当グループの中核をなす三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員を対象に（当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における以上の対象者を、以下、総称して「取締役等」という。）、信託を用いた業績連動型株式報酬制度である株式交付信託（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「対象会社」という。）の取締役等の報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、取締役等の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、対象会社が各社の定める株式交付規則に基づき当該取締役等に付与するポイント数に相当する当社株式を本信託を通じて当該取締役等に対して交付します。

なお、前連結会計年度からの業績連動型株式報酬制度の株式交付信託からRS信託への切り替えに伴い、株式交付信託での新規のポイント発行を停止しております。

(2) 本信託に残存する当社の株式

以下、「2. 役員向けRS信託 (2) 本信託に残存する当社の株式」に記載のとおりであります。

2. 役員向けRS信託

(1) 取引の概要

当社は、前連結会計年度より役員向け業績連動型株式報酬制度を株式交付信託からRS信託（以下、「本制度」という。）へ切り替えております。

株式交付信託は、株式報酬として毎年度ポイントを付与、ポイントを累積管理し、退任時に実株式を交付する制度である一方、本制度は、株式交付信託制度の仕組みを利用して、毎年度譲渡制限付株式（RS: Restricted Stock）を交付し、退任時に譲渡制限を解除する制度となります。本制度により交付された譲渡制限付株式は本人名義となるため、配当金の受領や、議決権の行使が可能となり、より株主としての実感が湧きやすく、当該切り替えによりインセンティブ報酬としての効果が高まることが期待されます。

本制度は、当社の取締役（監査委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役、執行役員等並びに当グループの中核をなす三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員等を対象にしております（当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における以上の対象者を、以下、総称して「取締役等」という。）。

本制度は、当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「対象会社」という。）の取締役等の報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、取締役等の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（株式交付信託と同一の信託。以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、対象会社が各社の定める株式交付規則に基づき当該取締役等に付与するポイント数に相当する当社株式を本信託を通じて当該取締役等に対して交付します。ただし、当該株式については、各取締役等に対し退任までの譲渡制限を付すものとします。

(2) 本信託に残存する当社の株式

本信託は、役員向け株式交付信託の信託契約を利用したものであり、株式交付信託とRS信託で同一の信託を利用し

ております。本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数（株式交付信託とRS信託の合算）は、当連結会計年度において4,055百万円、1,419千株（前連結会計年度において1,136百万円、663千株）であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

3. 社員向けRS信託

(1) 取引の概要

当社は、三井住友信託銀行株式会社の社員向けインセンティブ・プランであるRS信託（株式交付信託の仕組みを利用して、特定譲渡制限付株式（RS：Restricted Stock）を交付する制度。以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、社会的価値や経済的価値の創出の重要な担い手である社員への人的資本投資を強化し、お客さまや社会への貢献や新たな価値の創造を実現することで当グループの企業価値を向上させることを目的としております。

本制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、三井住友信託銀行株式会社が定める株式交付規則に基づき社員に対して付与するポイントに相当する当社株式を本信託を通じて交付します。ただし、当該株式については、各社員に対し退職までの譲渡制限を付すものとします。

(2) 本信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において704百万円、329千株（前連結会計年度において1,033百万円、483千株）であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株 式	218,789百万円	252,001百万円
出資金	265,749百万円	307,031百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	109,921百万円	788,871百万円
再貸付けに供している有価証券	1,093,519百万円	626,436百万円
当連結会計年度末（前連結会計年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	1,529百万円	3,500百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）や、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,316百万円	15,424百万円
危険債権額	58,089百万円	62,362百万円
三月以上延滞債権額	10,612百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	36,402百万円	26,741百万円
合計額	116,421百万円	104,528百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
357百万円	304百万円

※ 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	4,702,747百万円	5,693,849百万円
貸出金	5,188,146百万円	4,332,934百万円
リース債権及びリース投資資産	22,434百万円	17,911百万円
その他資産	132,795百万円	206,343百万円
計	10,046,124百万円	10,251,039百万円
担保資産に対応する債務		
預金	4,892百万円	18,315百万円
売現先勘定	2,038,415百万円	1,781,188百万円
借入金	5,459,961百万円	7,032,389百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
有価証券	461,983百万円	1,272,845百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
先物取引差入証拠金	17,986百万円	18,243百万円
保証金	25,059百万円	24,184百万円
金融商品等差入担保金	1,286,335百万円	785,327百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	13,819,625百万円	13,886,751百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	8,787,679百万円	9,072,445百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、三井住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	195,768百万円	197,294百万円

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	25,879百万円	25,879百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
劣後特約付借入金	20,000百万円	20,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後借入金	20,000百万円	20,000百万円

※11. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
劣後特約付社債	673,997百万円	753,998百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後社債	601,000百万円	681,000百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
59,825百万円	53,639百万円

※13. その他資産のうち顧客との契約から生じた債権の金額及びその他負債のうち契約負債の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) 2. 契約残高に関する情報」に記載のとおりであります。

14. 三井住友信託銀行株式会社の受託する信託のうち、元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
金銭信託	3,998,029百万円	3,330,896百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

※ 2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
株式等売却益	124,858百万円	142,739百万円
持分法による投資利益	18,733百万円	22,616百万円

※ 3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
給料・手当	196,154百万円	208,414百万円

※ 4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
株式等売却損	311,337百万円	58,911百万円

※ 5. 前連結会計年度のその他の特別利益は、関係会社株式売却益であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	135,114	△128,912
組替調整額	182,856	△39,999
法人税等及び税効果調整前	317,970	△168,912
法人税等及び税効果額	△97,246	46,666
その他有価証券評価差額金	220,724	△122,245
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△113,938	△136,582
組替調整額	166,872	136,525
法人税等及び税効果調整前	52,934	△57
法人税等及び税効果額	△16,224	174
繰延ヘッジ損益	36,709	116
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	—
法人税等及び税効果額	—	△69
土地再評価差額金	—	△69
為替換算調整勘定		
当期発生額	10,608	5,437
組替調整額	60	—
法人税等及び税効果調整前	10,668	5,437
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	10,668	5,437
退職給付に係る調整額		
当期発生額	88,099	△34,055
組替調整額	4,814	△2,768
法人税等及び税効果調整前	92,914	△36,824
法人税等及び税効果額	△28,457	11,079
退職給付に係る調整額	64,456	△25,744
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	3,433	△842
組替調整額	△126	△286
持分法適用会社に対する持分相当額	3,306	△1,128
その他の包括利益合計	335,866	△143,635

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	368,172	364,025	4,146	728,051	(注)1、2、3
自己株式					
普通株式	4,928	7,815	4,287	8,456	(注)1、4、5、6

- (注) 1. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。
2. 普通株式の発行済株式数の増加364,025千株は、株式分割による増加であります。
3. 普通株式の発行済株式数の減少4,146千株は、自己株式の消却による減少であります。
4. 普通株式の自己株式数の増加7,815千株の内訳は、以下のとおりであります。
- (株式分割前)
- ・単元未満株式の買取による増加 4千株
 - ・2023年2月27日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加 226千株
- (株式分割時・株式分割後)
- ・株式分割による増加 883千株
 - ・単元未満株式の買取による増加 4千株
 - ・2024年1月31日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加 6,696千株
5. 普通株式の自己株式数の減少4,287千株の内訳は、以下のとおりであります。
- (株式分割前)
- ・単元未満株式の買増請求による減少 0千株
 - ・ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 6千株
 - ・役員向け株式交付信託及びRS信託の制度において交付したことによる減少 39千株
 - ・社員向けRS信託の制度において交付したことによる減少 82千株
 - ・自己株式の消却による減少 4,146千株
- (株式分割時・株式分割後)
- ・単元未満株式の買増請求による減少 0千株
 - ・ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 11千株
6. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する当社の株式が1,146千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	855

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	40,033	利益剰余金	110.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	40,008	利益剰余金	110.00	2023年9月30日	2023年12月4日

- (注) 1. 2023年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金76百万円が含まれております。
2. 2023年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金63百万円が含まれております。

3. 当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額(円)」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	39,640	利益剰余金	55.00	2024年3月31日	2024年6月21日

(注) 1. 2024年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金63百万円が含まれております。

2. 当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額(円)」につきましては、当該株式分割後の金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	728,051	—	6,696	721,355	(注) 1
自己株式					
普通株式	8,456	9,036	7,097	10,396	(注) 2、3、4

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少6,696千株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加9,036千株の内訳は、以下のとおりであります。

- ・単元未満株式の買取による増加 7千株
- ・役員向けRS信託の制度において取得したことによる増加 957千株
- ・2024年11月12日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加 8,071千株

3. 普通株式の自己株式数の減少7,097千株の内訳は、以下のとおりであります。

- ・単元未満株式の買増請求による減少 0千株
- ・ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 45千株
- ・役員向け株式交付信託及びRS信託の制度において交付したことによる減少 201千株
- ・社員向けRS信託の制度において交付したことによる減少 154千株
- ・自己株式の消却による減少 6,696千株

4. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する当社の株式が1,748千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	760

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	39,640	利益剰余金	55.00	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	52,255	利益剰余金	72.50	2024年9月30日	2024年12月3日

- (注) 1. 2024年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金63百万円が含まれております。
2. 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金126百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	58,798	利益剰余金	82.50	2025年3月31日	2025年6月23日

- (注) 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託が保有する自己株式に対する配当金144百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	22,831,653百万円	25,173,611百万円
三井住友信託銀行株式会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△1,993,801百万円	△2,111,237百万円
現金及び現金同等物	20,837,852百万円	23,062,373百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗及び事務機械であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1 年内	3,347	3,872
1 年超	13,829	17,302
合計	17,176	21,175

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1 年内	13,990	12,258
1 年超	88,876	130,817
合計	102,867	143,075

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、三井住友信託銀行株式会社における信託銀行業務を中心に多様な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金の受入及び社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産及び金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画等においてその方針、手段等を定めております。

当グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

三井住友信託銀行株式会社では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、三井住友信託銀行株式会社は、資産・負債から生じる市場リスク等を経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、三井住友信託銀行株式会社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定（以下、「トレーディング勘定」という。）を設置して、それ以外の勘定（以下、「バンキング勘定」という。）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結子会社は、有価証券のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① トレーディング勘定

当グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券、信用及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

② バンキング勘定

当グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当グループが市場を利用できなくなる場合等、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当グループは、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性ごとに区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引ごとにヘッジ会計を適用しております。

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループでは、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリーに関する一連のPDCA（Plan・Do・Check・Action＝計画・実行・評価・改善）サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

リスク・カテゴリーごとのリスク管理体制は以下のとおりです。

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいいます。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢をより一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

（i）リスク管理方針

当グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当グループは、与信先ごとの信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力等の分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

（ii）リスク管理体制

三井住友信託銀行株式会社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理（資産査定管理を含む。）に関する報告等を踏まえ、与信戦略及びリスク資本配賦計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析等に基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクを指します。

（i）リスク管理方針

当グループは、市場リスク管理にあたって、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理態勢の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保を目指しています。

（ii）リスク管理体制

当グループでは、市場リスク管理における基本方針を「リスク管理規程」に定め、その具体的な管理方法については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制を取っており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに、取締役会等に対して定期的に報告しております。

財務審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画を決議しております。これらの計画は経営会議や取締役会等の規定で定められた会議体へ報告されています。

三井住友信託銀行株式会社では、市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ALM基本計画等の下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスク・リミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果を財務審議会の構成員に日次で報告するとともに、財務審議会や取締役会等に対して定期的に報告しております。

（iii）市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはVaR（Value at Risk）を用いております。VaRとは、過去の市場変動実績から

一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当グループでは、自社で開発したモデルに基づき、V a R計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当グループのV a R計測は、原則としてヒストリカル・シミュレーション法を用いております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当グループでは、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング勘定

当グループでは、トレーディング勘定で保有する「売買目的有価証券」及び通貨関連・金利関連の一部のデリバティブ取引に関してV a Rを用いたリスク管理を行っております。V a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間は主として1,300営業日間）を採用しております。

2025年3月31日現在で当グループのトレーディング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で84億円であります。

なお、当グループでは、V a R計測モデルについて実績値を用いたバックテストを実施することで、十分な精度が保たれていることを検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) バンキング勘定

当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債についてV a Rを用いたリスク管理を行っております。ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間はポジション特性に応じて設定（最長1年）、信頼区間99%、観測期間は原則として1,300営業日間）を採用しております。

2025年3月31日現在で当グループのバンキング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で6,267億円であります。

なお、当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債のうち、実施対象と設定したポジションにつき、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金繰りリスク（資金調達に係る流動性リスク）の管理

資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) リスク管理方針

資金繰りリスクについては、リスクの顕在化により資金繰りに支障をきたせば、場合によっては当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、適正な資金繰りリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針の策定・周知に取り組んでいます。

(ii) リスク管理体制・管理方法

資金繰りリスク管理部署は、リスク管理計画に基づき、資金繰り管理部署と連携し、当グループのリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、資金繰りの逼迫度を適切に判定しています。

資金繰り管理部署は、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行い、資金繰りリスク管理部署はその遵守状況をモニタリングしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注3）参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	127,457	—	127,457
特定取引資産				
売買目的有価証券	1,590	126,410	—	128,001
金銭の信託	1,530	20,965	—	22,496
有価証券				
その他有価証券	6,074,900	2,742,029	412	8,817,343
株式	1,213,390	—	—	1,213,390
債券	3,038,147	753,941	412	3,792,502
国債	3,038,147	—	—	3,038,147
地方債	—	43,110	—	43,110
短期社債	—	—	—	—
社債	—	710,831	412	711,244
その他	1,823,362	1,988,087	—	3,811,450
外国株式	5,457	—	—	5,457
外国債券	1,795,480	1,412,796	—	3,208,277
その他	22,424	575,290	—	597,715
資産計	6,078,022	3,016,863	412	9,095,298
デリバティブ取引(*1)(*2)				
金利関連取引	1,479	△19,092	3,078	△14,534
通貨関連取引	—	△252,063	—	△252,063
株式関連取引	△663	640	—	△22
債券関連取引	977	86	—	1,063
クレジット・デリバティブ取引	—	△154	—	△154
デリバティブ取引計	1,792	△270,584	3,078	△265,713

(*1) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△409,812百万円であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	108,313	—	108,313
特定取引資産				
売買目的有価証券	9,616	99,933	—	109,549
金銭の信託	5,261	30,315	—	35,577
有価証券				
その他有価証券	7,825,049	2,502,311	—	10,327,361
株式	885,224	—	—	885,224
債券	5,083,765	703,565	—	5,787,331
国債	5,083,765	—	—	5,083,765
地方債	—	43,517	—	43,517
短期社債	—	—	—	—
社債	—	660,048	—	660,048
その他	1,856,059	1,798,745	—	3,654,804
外国株式	12,122	—	—	12,122
外国債券	1,809,273	1,384,783	—	3,194,057
その他	34,663	413,961	—	448,624
資産計	7,839,928	2,740,873	—	10,580,801
デリバティブ取引(*1)(*2)				
金利関連取引	514	18,308	6,145	24,968
通貨関連取引	—	△347,301	—	△347,301
株式関連取引	△246	373	—	126
債券関連取引	△587	24	—	△563
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	△319	△328,595	6,145	△322,769

(*1) 特定取引資産・負債及びその他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△235,419百万円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定及び債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、短期社債、信託勘定借は、短期間（１年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権(*)	—	34,193	983,405	1,017,599	1,016,820	778
有価証券						
満期保有目的の債券	124,742	112,984	—	237,726	229,654	8,072
国債	124,742	—	—	124,742	116,896	7,845
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	10,774	—	10,774	10,700	74
その他	—	102,209	—	102,209	102,057	152
外国債券	—	102,209	—	102,209	102,057	152
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金					33,420,919	
貸倒引当金(*)					△65,455	
	—	—	33,521,179	33,521,179	33,355,464	165,715
リース債権及びリース投資資産(*)	—	—	723,059	723,059	714,021	9,037
資産計	124,742	147,177	35,227,645	35,499,565	35,315,960	183,604
預金	—	37,417,033	—	37,417,033	37,418,280	△1,247
譲渡性預金	—	9,220,997	—	9,220,997	9,220,997	—
借入金	—	7,229,630	—	7,229,630	7,302,158	△72,528
社債	—	2,759,522	—	2,759,522	2,787,367	△27,845
負債計	—	56,627,183	—	56,627,183	56,728,804	△101,620

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照 表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権(*)	—	28,066	789,875	817,941	817,795	146
有価証券						
満期保有目的の債券	119,206	39,979	—	159,185	156,405	2,780
国債	119,206	—	—	119,206	116,459	2,746
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	11,808	—	11,808	11,800	8
その他	—	28,171	—	28,171	28,146	25
外国債券	—	28,171	—	28,171	28,146	25
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金					32,206,993	
貸倒引当金(*)					△71,861	
	—	—	32,111,451	32,111,451	32,135,131	△23,680
リース債権及び リース投資資産(*)	—	—	716,886	716,886	714,256	2,629
資産計	119,206	68,045	33,618,213	33,805,464	33,823,588	△18,123
預金	—	37,701,246	—	37,701,246	37,722,986	△21,739
譲渡性預金	—	9,643,098	—	9,643,098	9,643,098	—
借入金	—	8,977,276	—	8,977,276	9,084,957	△107,680
社債	—	3,525,798	—	3,525,798	3,543,483	△17,684
負債計	—	59,847,421	—	59,847,421	59,994,526	△147,105

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（取引金融機関又はブローカーから入手する価格等）等によっており、入手した価格の構成要素として、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。上記以外のものについては原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、主にレベル3の時価に分類しております。

特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としている場合は、市場の活発性に基づきレベル1又はレベル2の時価に分類しております。また、観察可能なインプットを用いて将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としている場合はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引所の価格又はブローカーから提示された価格を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル1又はレベル2の時価に分類しております。また、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託・ファンドについては、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、（金銭の信託関係）に記載しております。

有価証券

上場株式については、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、取引所取引や店頭取引等で公表された相場価格を時価としており、活発な市場で取引されている場合にはレベル1の時価に分類しております。市場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。プライシング・サービスやブローカー等の第三者が提示する価格を時価としており、入手した価格の構成要素として、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。一部の債券については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が重要な観察できないインプットとなる場合はレベル3の時価に、それ以外はレベル2の時価に分類しております。

上場投資信託・ファンドについては、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託・ファンドについては、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。また、このうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、債権の種類、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金のうち、固定金利によるものについては、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に同種の預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。変動金利によるもの及び預入期間が短期（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものについては、将来のキャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社並びに連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引（金利、債券、通貨及び株式を含む。）は、取引所における清算価格が直近の取引価格を反映していることから、取引所が公表する清算価格を用いて評価され、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、レベル1の時価に分類しております。

主契約から分離して会計処理される組込デリバティブを含む店頭取引（取引所取引以外のデリバティブ）は、原則として観察可能な金利、為替レート等をインプットとして、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やオプション価格算定モデル等の評価技法を用いて評価しております。また、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。一部の取引の評価モデルでは、過去の相関係数等、市場で観察できないインプットを用いております。観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
社債	割引現在価値法	割引率	1.3%
デリバティブ取引			
金利関連取引	オプション評価モデル	金利為替間相関係数	△41.4% — 0.2%
		金利間相関係数	6.8%

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
デリバティブ取引			
金利関連取引	オプション評価モデル	金利為替間相関係数	△39.9% — 6.5%
		金利間相関係数	4.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	期首残高	損益に 計上した額	その他の 包括利益に 計上した額	購入・発 行・売却・ 決済の純額	レベル3の 時価への 振替額	レベル3の 時価からの 振替額	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		(※1)	(※2)		(※3)	(※3)		(※1)
有価証券	1,292	—	7	△1,299	412	—	412	—
デリバティブ取引(金利関連取引)(※4)	2,768	310	—	—	—	—	3,078	310

(※1)連結損益計算書の「特定取引収益」に含まれております。

(※2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3)レベル3の時価への振替額及びレベル3の時価からの振替額は、インプットの観察可能性の変化に関連しております。当該振替は会計期間の末日に行っております。

(※4)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	期首残高	損益に 計上した額	その他の 包括利益に 計上した額	購入・発 行・売却・ 決済の純額	レベル3の 時価への 振替額	レベル3の 時価からの 振替額	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		(※1)	(※2)		(※3)	(※3)		(※1)
有価証券	412	—	2	△276	—	△139	—	—
デリバティブ取引(金利関連取引)(※4)	3,078	3,066	—	—	—	—	6,145	3,023

(※1)連結損益計算書の「特定取引収益」に含まれております。

(※2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3)レベル3の時価への振替額及びレベル3の時価からの振替額は、インプットの観察可能性の変化に関連しております。当該振替は会計期間の末日に行っております。

(※4)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定め、当該方針及び手続に沿ってフロント及びミドル部門が協働で時価評価モデルを策定しております。また、ミドル部門等は時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性及びレベル分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は金融資産ごとに決定しており、リスクフリーレートに信用リスク等のリスク要因を加味した率で算定しております。一般的に、割引率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、金利、為替レート等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関関係は、複雑なデリバティブの評価手法に用いられ、過去のデータに基づいて推計されております。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の性質や契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

区分	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計期間 (2025年3月31日)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	110,206	111,580
組合出資金等(*2)	297,269	341,898

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式等について1,978百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式等について2,335百万円減損処理を行っております。

(注4)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	22,774,474	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	25,000	—	—	—	—	—
買現先勘定	111,600	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	532,200	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	1,010,142	19,826	6,449	1,467	1,574	105,580
有価証券	1,134,986	2,355,138	1,939,561	603,571	782,553	863,492
満期保有目的の債券	60	6,405	40,000	40,000	60,741	80,610
うち国債	60	—	40,000	40,000	35,000	—
社債	—	500	—	—	—	10,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,134,926	2,348,732	1,899,561	563,571	721,812	782,882
うち国債	522,579	1,769,909	654,000	—	70,000	31,000
地方債	2,871	10,630	7,726	10,521	11,950	—
社債	91,135	267,424	194,617	49,911	77,854	31,214
貸出金(*2)	5,402,943	6,734,153	4,875,703	2,865,277	2,730,875	7,970,802
リース債権及び リース投資資産(*3)	176,544	293,940	126,650	54,450	34,998	6,263
合 計	31,167,891	9,403,058	6,948,365	3,524,765	3,550,002	8,946,138

(*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの23百万円は含めておりません。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの61,164百万円、期間の定めのないもの2,779,999百万円は含めておりません。

(*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの942百万円、残価保証額及び見積残存価額25,177百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	25,108,830	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	21,000	—	—	—	—	—
買現先勘定	803,722	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	95,400	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	810,553	16,496	3,812	1,251	1,216	93,772
有価証券	3,321,604	2,013,224	1,524,631	805,049	960,597	803,009
満期保有目的の債券	5,647	20,000	41,600	43,066	29,948	14,684
うち国債	—	20,000	40,000	40,000	15,000	—
社債	—	—	1,600	—	—	10,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	3,315,957	1,993,224	1,483,031	761,983	930,649	788,325
うち国債	2,732,552	1,490,000	377,000	—	420,000	120,000
地方債	5,137	9,296	10,960	11,665	8,240	—
社債	55,746	270,302	196,587	72,089	51,150	21,425
貸出金(*2)	4,595,604	6,778,620	4,792,683	2,920,520	2,572,231	7,875,884
リース債権及び リース投資資産(*3)	218,676	259,349	129,038	51,218	29,799	3,888
合 計	34,975,392	9,067,691	6,450,167	3,778,040	3,563,845	8,776,554

(*1) 買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの21百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの70,383百万円、期間の定めのないもの2,601,063百万円は含めておりません。

(*3) リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの748百万円、残価保証額及び見積残存価額25,522百万円は含めておりません。

(注5)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	29,489,603	5,076,593	2,842,113	9,696	273	—
譲渡性預金	9,165,997	55,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	360,394	—	—	—	—	—
売現先勘定	2,700,532	—	—	—	—	—
借入金	3,227,320	1,537,166	1,865,689	70,627	220,460	380,894
短期社債	2,922,491	—	—	—	—	—
社債(*2)	357,840	1,294,375	606,295	85,000	174,710	—
信託勘定借	4,327,798	—	—	—	—	—
合 計	52,551,977	7,963,135	5,314,097	165,324	395,444	380,894

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債270,000百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	29,466,792	5,056,539	3,186,145	8,361	5,147	—
譲渡性預金	9,498,098	145,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	318,617	—	—	—	—	—
売現先勘定	2,391,583	—	—	—	—	—
借入金	5,974,231	1,767,453	744,361	77,113	181,500	340,297
短期社債	3,001,997	—	—	—	—	—
社債(*2)	588,440	1,351,450	761,557	100,000	423,220	—
信託勘定借	3,492,270	—	—	—	—	—
合 計	54,732,031	8,320,443	4,692,063	185,475	609,867	340,297

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債320,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	△40	△100

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	116,896	124,742	7,845
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,700	10,774	74
	その他	120,996	121,266	270
	外国債券	86,915	87,073	157
	その他	34,081	34,193	112
	小計	248,593	256,783	8,189
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	15,142	15,136	△5
	外国債券	15,142	15,136	△5
	その他	—	—	—
	小計	15,142	15,136	△5
合計		263,735	271,920	8,184

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	116,459	119,206	2,746
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,800	11,808	8
	その他	28,146	28,171	25
	外国債券	28,146	28,171	25
	その他	—	—	—
	小計	156,405	159,185	2,780
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	28,119	28,066	△53
	外国債券	—	—	—
	その他	28,119	28,066	△53
	小計	28,119	28,066	△53
合計		184,524	187,251	2,727

3. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,156,864	374,841	782,022
	債券	680,906	679,070	1,836
	国債	214,624	214,578	45
	地方債	2,833	2,821	12
	短期社債	—	—	—
	社債	463,449	461,670	1,778
	その他	1,255,507	1,204,073	51,434
	外国株式	5,457	261	5,196
	外国債券	889,092	883,099	5,993
	その他	360,957	320,712	40,244
	小計	3,093,278	2,257,984	835,293
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	56,526	68,743	△12,216
	債券	3,111,595	3,124,850	△13,254
	国債	2,823,523	2,833,417	△9,894
	地方債	40,276	40,877	△600
	短期社債	—	—	—
	社債	247,795	250,555	△2,759
	その他	2,683,400	2,811,443	△128,043
	外国株式	—	—	—
	外国債券	2,319,184	2,377,381	△58,196
	その他	364,215	434,062	△69,846
	小計	5,851,522	6,005,037	△153,514
合計		8,944,800	8,263,021	681,778

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,072百万円(費用)であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	836,165	290,078	546,087
	債券	619,215	616,658	2,557
	国債	341,495	340,332	1,162
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	277,720	276,325	1,394
	その他	2,483,301	2,436,783	46,518
	外国株式	6,694	258	6,436
	外国債券	2,155,341	2,140,773	14,567
	その他	321,265	295,751	25,513
	小計	3,938,683	3,343,519	595,163
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	49,058	71,485	△22,427
	債券	5,168,116	5,217,209	△49,093
	国債	4,742,270	4,780,897	△38,626
	地方債	43,517	45,298	△1,780
	短期社債	—	—	—
	社債	382,327	391,014	△8,686
	その他	1,279,816	1,307,051	△27,234
	外国株式	5,427	6,953	△1,525
	外国債券	1,038,715	1,051,453	△12,737
	その他	235,673	248,643	△12,970
	小計	6,496,991	6,595,746	△98,755
合計		10,435,674	9,939,266	496,407

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は4,234百万円(費用)であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当ありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	227,586	112,209	1,914
債券	1,469,388	4,117	2,863
国債	1,461,388	4,117	2,863
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	8,000	—	—
その他	2,268,514	27,435	314,342
外国株式	1,392	1,065	0
外国債券	1,664,812	9,872	4,772
その他	602,309	16,497	309,569
合計	3,965,488	143,762	319,120

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	223,395	140,015	496
債券	448,908	201	3,566
国債	438,862	201	3,566
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	10,046	—	—
その他	3,485,799	14,058	107,372
外国株式	124	11	—
外国債券	3,136,331	10,970	49,099
その他	349,342	3,076	58,272
合計	4,158,103	154,275	111,434

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

６．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

記載すべき重要なものではありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式50百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式70百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	22,496	4,407

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	35,577	△45

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	100	100	—	—	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	100	100	—	—	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	698,102
その他有価証券	698,102
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	214,200
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	483,901
(△)非支配株主持分相当額	360
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△5,859
その他有価証券評価差額金	477,680

(注) 1. 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額13,910百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

3. 評価差額からは、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額1,072百万円(費用)を除いております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	528,930
その他有価証券	528,930
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	167,544
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	361,386
(△)非支配株主持分相当額	△37
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9,839
その他有価証券評価差額金	351,583

(注) 1. 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額27,056百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

3. 評価差額からは、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,234百万円(費用)を除いております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	10,436,656	793,808	8,172	8,172
	買建	10,642,485	793,808	△6,741	△6,741
	金利オプション				
	売建	1,038,064	—	△126	174
	買建	916,227	—	174	△126
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	59,907,612	45,164,718	△1,179,236	△1,179,236
	受取変動・支払固定	48,886,458	40,593,713	1,215,799	1,215,799
	受取変動・支払変動	10,915,253	8,017,029	△4,877	△4,877
	金利オプション				
	売建	10,452,406	10,371,699	△33,140	△31,116
	買建	7,939,986	7,696,589	34,648	31,617
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	34,672	33,664

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	4,838,704	706,996	△123	△123
	買建	4,629,692	707,159	601	601
	金利オプション				
	売建	1,149,245	—	△171	88
	買建	943,108	—	207	△63
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	62,120,133	47,428,620	△1,640,212	△1,640,212
	受取変動・支払固定	52,662,250	42,967,620	1,705,342	1,705,342
	受取変動・支払変動	13,738,565	6,094,369	△1,402	△1,402
	金利オプション				
	売建	8,978,661	8,968,450	△61,732	△59,731
	買建	5,688,212	5,658,212	48,862	46,400
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	51,371	50,899

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	10,255,373	8,812,463	197,268	197,268
	為替予約				
	売建	24,081,230	1,997,857	△666,353	△666,353
	買建	34,120,761	308,261	589,154	589,154
	通貨オプション				
	売建	1,806,846	1,090,240	△123,638	△27,053
	買建	1,556,626	948,341	113,013	32,380
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	109,444	125,396

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	10,121,110	7,733,198	141,272	141,272
	為替予約				
	売建	25,511,831	1,587,648	△281,194	△281,194
	買建	38,624,257	343,212	14,643	14,643
	通貨オプション				
	売建	1,836,526	1,126,881	△124,303	△25,437
	買建	1,648,775	986,251	111,435	28,920
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△138,146	△121,795

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	40,262	—	△847	△847
	買建	18,391	—	223	223
	株式指数オプション				
	売建	7,924	—	△39	51
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	4,447	—	△262	△262
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△926	△836

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	49,635	—	137	137
	買建	15,633	—	△335	△335
	株式指数オプション				
	売建	7,297	—	△115	△1
	買建	3,462	—	66	△37
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	5,943	—	235	235
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△11	△1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	2,906,012	—	△3,451	△3,451
	買建	2,752,001	—	4,439	4,439
	債券先物オプション				
	売建	40,589	—	△99	47
	買建	48,878	—	89	△43
店頭	債券先渡契約				
	売建	20,441	—	5	5
	買建	20,441	—	53	53
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,021	3,021	27	△20
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	1,063	1,030

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,224,156	—	△3,572	△3,572
	買建	1,199,272	—	3,013	3,013
	債券先物オプション				
	売建	28,531	—	△29	29
	買建	5,999	—	2	△13
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	10,125	10,125	24	△161
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△563	△705

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	19,600	19,600	524	524
	買建	26,622	26,622	△679	△679
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△154	△154

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	20,100	12,600	373	373
	買建	20,100	12,600	△373	△373
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の金 融資産・負債			
	受取固定・支払変動		1,857,267	1,645,992	△66,314
	受取変動・支払固定		1,952,417	1,742,273	17,106
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		—	—	—	△49,207

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の金 融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,127,746	1,744,046	△22,740
	受取変動・支払固定		2,887,127	2,411,897	△3,662
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		—	—	—	△26,402

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	6,246,170	3,313,908	△376,707
	売建		25,907	—	△331
	買建		252,398	—	16,734
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		120,530	—	△1,204
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△361,508

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	5,410,633	2,010,178	△208,023
	売建		22,069	—	570
	買建		38,682	—	△1,553
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		8,240	—	△147
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△209,154

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ	その他有価証券(株式)			
	株価指数等変化率受取・短期変動金利支払		—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数等変化率支払		15,598	15,598	903
合 計		—	—	—	903

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ	その他有価証券(株式)			
	株価指数等変化率受取・短期変動金利支払		—	—	—
	短期変動金利受取・株価指数等変化率支払		11,673	11,673	137
合 計		—	—	—	137

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、嘱託職員については、内規に基づく退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を設けているほか、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、年金資産の一部として、退職給付信託を設定しております。

その他の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、総合設立型の年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	382,088	378,257
勤務費用	8,692	8,460
利息費用	4,444	4,407
数理計算上の差異の発生額	204	△41,031
退職給付の支払額	△17,172	△17,620
過去勤務費用の発生額	—	△163
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	378,257	332,309

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	600,992	703,014
期待運用収益	21,395	24,556
数理計算上の差異の発生額	88,304	△75,086
事業主からの拠出額	7,434	1,418
退職給付の支払額	△15,111	△15,008
その他	—	—
年金資産の期末残高	703,014	638,894

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	364,291	319,733
年金資産	△703,014	△638,894
	△338,723	△319,161
非積立型制度の退職給付債務	13,965	12,576
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△324,757	△306,584

退職給付に係る負債	13,965	12,576
退職給付に係る資産	△338,723	△319,161
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△324,757	△306,584

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	8,692	8,460
利息費用	4,444	4,407
期待運用収益	△21,395	△24,556
数理計算上の差異の費用処理額	4,826	△2,755
過去勤務費用の費用処理額	△12	△176
その他	400	369
確定給付制度に係る退職給付費用	△3,043	△14,250

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	△12	△12
数理計算上の差異	92,926	△36,811
合計	92,914	△36,824

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	△71	△59
未認識数理計算上の差異	△59,511	△22,700
合計	△59,583	△22,759

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	22%	25%
株式	65%	58%
現金及び預金	3%	7%
その他	10%	10%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度60%、当連結会計年度56%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	主として1.2%	主として2.1%
長期期待運用収益率	3.5%	3.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度2,734百万円、当連結会計年度2,922百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(1) 当社

該当ありません。

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

該当ありません。

(注)日興アセットマネジメント株式会社は2025年9月1日付でアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、以下は、当該株式併合及び株式分割を反映した数値を記載しております。

①ストック・オプションの内容

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 23 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 63	当社の取締役及び執行役員 19 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 80,800株	普通株式 65,400株
付与日	2014年8月1日	2015年7月31日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2014年8月31日から 2044年7月31日まで	2015年8月31日から 2045年7月30日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び執行役員 21 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 42 上記の合計 63	当社の取締役、執行役及び執行役員 26 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 41 上記の合計 67
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 102,000株	普通株式 122,600株
付与日	2016年7月29日	2017年7月28日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2016年8月31日から 2046年7月28日まで	2017年8月31日から 2047年7月27日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、執行役及び執行役員 30 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 70
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 138,000株
付与日	2018年9月3日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	定めない
権利行使期間	2018年9月30日から 2048年9月2日まで

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第4回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	55,400	53,600	83,400	102,200
権利確定	—	—	—	—
権利行使	6,800	9,000	8,000	10,200
失効	—	—	—	—
未行使残	48,600	44,600	75,400	92,000

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	123,600
権利確定	—
権利行使	11,000
失効	—
未行使残	112,600

(ロ) 単価情報

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第4回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,575	3,634	3,557	3,538
付与日における 公正な評価単価(円)	2,120.0	2,723.5	1,623.0	1,935.0

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	3,591
付与日における 公正な評価単価(円)	2,091.5

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注) 日興アセットマネジメント株式会社は2025年9月1日付でアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。

① スtock・オプションの内容

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 31	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 36
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 4,409,000株	同社普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	121,000	346,000
付与	—	—
失効	121,000	154,000
権利確定	—	—
未確定残	—	192,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ) 単価情報

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1. 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当連結会計年度末における本源的価値の合計額 58百万円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたものではありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却税分	15,884百万円	15,533百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	33,130百万円	38,959百万円
繰延ヘッジ損益	5,158百万円	5,455百万円
株式交換に伴う評価差額	4,528百万円	4,343百万円
その他	75,982百万円	81,420百万円
繰延税金資産小計	134,684百万円	145,713百万円
評価性引当額	△17,531百万円	△17,406百万円
繰延税金資産合計	117,153百万円	128,306百万円
繰延税金負債		
退職給付関係	△56,414百万円	△57,313百万円
その他有価証券評価差額金	△219,747百万円	△172,199百万円
退職給付に係る連結調整額	△18,173百万円	△7,100百万円
株式交換に伴う評価差額	△5,631百万円	△5,445百万円
その他	△11,191百万円	△13,547百万円
繰延税金負債合計	△311,157百万円	△255,606百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△194,004百万円	△127,299百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	△2.51%	△0.04%
のれん償却額	2.20%	0.58%
持分法による投資損益	△5.86%	△1.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.94%	△1.21%
その他	△4.51%	△1.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.00%	26.89%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金負債は5,487百万円増加し、その他有価証券評価差額金は4,731百万円減少し、繰延ヘッジ損益は151百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は205百万円減少し、法人税等調整額は702百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は69百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	計	左記以外の 経常収益	合計
信託報酬	6,967	14,188	90,728	4,386	—	—	—	116,269	—	116,269
役務取引 等収益	92,401	71,368	51,527	62,329	489	152,198	△56,980	373,334	94,070	467,405
顧客との 契約から 生じる 経常収益	99,368	85,557	142,255	66,715	489	152,198	△56,980	489,604		

(注) 「その他」には、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	計	左記以外の 経常収益	合計
信託報酬	7,179	10,267	98,924	4,816	—	—	△304	120,885	—	120,885
役務取引 等収益	98,252	75,186	54,776	69,841	669	169,619	△54,778	413,567	85,831	499,399
顧客との 契約から 生じる 経常収益	105,432	85,454	153,701	74,658	669	169,619	△55,082	534,452		

(注) 「その他」には、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

2. 契約残高に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	当期首残高 (2023年4月1日)	当期末残高 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	104,016	117,188
契約負債	2,518	2,791

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。当連結会計年度の期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	当期首残高 (2024年4月1日)	当期末残高 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	117,188	121,561
契約負債	2,791	2,740

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。当連結会計年度の期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当グループが請求する権利を有している金額で収益を認識している契約については注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

個人事業	: 個人のお客様に対するサービス業務
法人事業	: 法人のお客様に対するサービス業務
投資家事業	: 投資家のお客様に対するサービス業務
不動産事業	: 不動産事業サービス業務
マーケット事業	: マーケティング業務・マーケットメイク業務及び投資業務・財務マネージ業務
運用ビジネス	: 資産運用サービス業務

2. 報告セグメントごとの実質業務粗利益及び実質業務純益の金額の算定方法

報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎とし、会計処理の方法は「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。社内管理の取扱いに則り処理をしております。

実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を控除した金額であります。実質業務粗利益及び総経費は、当社及び連結子会社の業務粗利益及び経費（除く臨時処理分）に持分法適用会社の損益（臨時要因を除いた持分割合考慮後の金額）等を反映した社内管理ベースの計数であります。

また、セグメント間の取引及びセグメント間に跨る収益については社内管理（市場実勢価格）基準により算定しております。

なお、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	合計
実質業務粗利益	213,026	265,300	143,963	65,754	65,975	87,109	33,026	874,155
総経費	△172,885	△102,318	△81,220	△30,061	△19,640	△69,140	△60,216	△535,484
実質業務純益	40,140	162,982	62,742	35,692	46,334	17,968	△27,190	338,670
固定資産	84,923	35,243	24,185	9,307	33,838	—	188,389	375,887

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
2. 実質業務粗利益には、信託報酬、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。
5. 固定資産のセグメントごとの金額については、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産の金額を記載しており、「その他」には、セグメントに配賦していない共用資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	合計
実質業務粗利益	228,864	292,786	169,197	73,135	54,323	99,486	16,414	934,207
総経費	△182,900	△111,401	△86,074	△32,263	△20,749	△72,421	△66,360	△572,171
実質業務純益	45,964	181,385	83,122	40,872	33,573	27,064	△49,946	362,036
固定資産	88,165	37,647	25,832	9,181	48,512	—	183,839	393,179

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
2. 実質業務粗利益には、信託報酬、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。
5. 固定資産のセグメントごとの金額については、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産の金額を記載しており、「その他」には、セグメントに配賦していない共用資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	338,670
その他経常収益	156,552
その他経常費用	△345,740
その他調整	△48,155
経常利益	101,327

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	362,036
その他経常収益	172,201
その他経常費用	△125,743
その他調整	△40,799
経常利益	367,694

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,561,991	402,596	298,143	212,571	2,475,303

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米国」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3. 欧州のうち、英国は280,635百万円であります。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,926,752	410,559	360,236	224,879	2,922,428

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米国」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3. 欧州のうち、英国は342,227百万円であります。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	合計
減損損失	—	—	—	—	—	—	7,407	7,407

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	合計
減損損失	—	—	—	—	—	—	12,984	12,984

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は7,023百万円、未償却残高は14,820百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は6,734百万円、未償却残高は8,082百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	4,316円76銭	4,354円91銭
1株当たり当期純利益	109円16銭	359円56銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	109円09銭	359円37銭

1. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	3,137,686	3,127,317
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	31,358	31,149
うち新株予約権	百万円	855	760
うち非支配株主持分	百万円	30,503	30,388
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	3,106,327	3,096,168
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	719,595	710,959

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	79,199	257,635
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	79,199	257,635
普通株式の期中平均株式数	千株	725,527	716,510
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	431	394
うち新株予約権	千株	431	394
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		当社 第3回新株予約権（ストッ ク・オプション） 当社普通株式 78,600株 連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 467,000株	連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 192,000株

(注)日興アセットマネジメント株式会社は 2025年9月1日付でアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号変更いたします。

4. 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託及びRS信託並びに社員向けRS信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度で1,748千株であり（前連結会計年度は1,146千株）、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度で1,657千株であります（前連結会計年度は1,180千株）。

(重要な後発事象)

(連結子会社株式の売却)

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は2024年11月12日開催の取締役会において、連結子会社である三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社（以下、「三井住友トラストL&F」という。）の株式を一部売却することを決議し、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループとの間で締結した株式譲渡契約に基づき、2025年4月1日に売却いたしました。

本取引により三井住友トラストL&Fへの持分割合は100%から15%に減少し、連結子会社より持分法適用関連会社となるとともに売却益約76億円を特別利益に計上する見込であります。

なお、三井住友トラストL&Fは2025年4月1日付で株式会社L&Fアセットファイナンスに商号を変更しています。

(持分法適用関連会社株式の売却)

当社は2025年3月26日開催の経営会議において、持分法適用関連会社であるMarubeni SuMiT Rail Transport Inc.（以下、「MSRT」という。）の当グループが保有する全株式631株を売却することを決議し、株式譲渡契約に基づき、2025年5月30日に売却いたしました。

MSRTは北米にて鉄道貨車リース事業等を営むMidwest Railcar Corporation（以下、「MRC」という。）を保有しておりますが、事業ポートフォリオ強化の方針の下、資本余力創出や再配分の観点から、本件株式を譲渡することを決定いたしました。

本取引によりMSRT及びMRCは持分法適用関連会社より除外するとともに売却益約330億円を特別利益に計上する見込であります。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本の十分性確保や、中長期的な利益成長に向けた資本活用の状況、現在の当社株価水準などを踏まえ、資本効率性の改善を目的とした自己株式取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	13,000千株(上限)
(3)株式の取得価額の総額	300億円(上限)
(4)取得期間	2025年5月15日～2025年8月29日
(5)取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1)消却する株式の種類	当社普通株式
(2)消却する株式の数	上記2により取得した自己株式の全株式数
(3)消却予定日	2025年9月18日

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2014年 9月5日	30,000	—	0.85	なし	2024年 9月5日
	第2回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付) (注)2	2015年 6月5日	30,000	30,000 [30,000]	0.91	なし	2025年 6月5日
	第3回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付) (注)2	2016年 2月29日	30,000	30,000 [30,000]	0.66	なし	2026年 2月27日
	第4回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月19日	30,000	30,000	0.62	なし	2026年 12月18日
	第5回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月8日	10,000	10,000	0.62	なし	2026年 12月8日
	第6回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.57	なし	2027年 6月8日
	第10回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	20,000	20,000	0.55	なし	2028年 6月14日
	第12回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 6月10日	30,000	—	0.41	なし	2024年 6月11日
	第13回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 5月30日	10,000	—	0.41	なし	2024年 5月30日
	第14回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月11日	30,000	30,000	0.53	なし	2030年 9月11日
	第15回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月1日	10,000	10,000	0.53	なし	2030年 9月2日
	第16回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2021年 12月21日	20,000	20,000	0.40	なし	2031年 12月22日
	第17回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2022年 12月28日	10,000	10,000	0.85	なし	2032年 12月28日
	第18回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2022年 12月20日	10,000	10,000	0.85	なし	2032年 12月20日
	第19回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2023年 9月15日	31,000	31,000	1.14	なし	2033年 9月15日
	第20回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2023年 9月5日	10,000	10,000	1.14	なし	2033年 9月5日
	第21回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2024年 9月17日	—	40,000	1.47	なし	2034年 9月19日
	第22回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2024年 9月17日	—	20,000	1.92	なし	2034年 9月15日
	第23回期限前償還条項付無担保 社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2024年 9月4日	—	30,000	1.47	なし	2034年 9月4日
	第24回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2024年 9月4日	—	10,000	1.92	なし	2034年 9月4日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	50,000	50,000	2.87	なし	期限の 定めなし
	第3回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	70,000	70,000	1.51	なし	期限の 定めなし
	第4回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	30,000	30,000	1.73	なし	期限の 定めなし
	第5回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2017年 9月5日	70,000	70,000	1.28	なし	期限の 定めなし
	第6回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2018年 9月11日	50,000	50,000	1.39	なし	期限の 定めなし
	第7回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2024年 10月24日	—	30,000	2.05	なし	期限の 定めなし
	第8回任意償還条項付無担保 永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2024年 10月24日	—	20,000	2.45	なし	期限の 定めなし
三井住友信託 銀行株式会社	短期社債 (注)2	2023年 4月18日～ 2025年 3月31日	2,264,581	2,326,153 [2,326,153]	0.00～ 5.51	なし	2024年 4月1日～ 2026年 2月13日
	第6回無担保社債 (劣後特約付) (注)3	2006年 4月27日	19,999	19,999	2.78	なし	2026年 4月27日
	第8回無担保社債 (劣後特約付) (注)3	2007年 5月10日	9,998	9,999	2.49	なし	2027年 5月10日
	第13回無担保社債 (劣後特約付) (注)3	2011年 6月15日	20,000	20,000	2.34	なし	2026年 6月15日
	第14回無担保社債 (劣後特約付) (注)3	2011年 9月28日	23,000	23,000	2.15	なし	2026年 9月28日
	第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2014年 10月28日	5,000	—	0.58	なし	2024年 10月28日
	第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2	2020年 6月19日	30,000	30,000 [30,000]	0.20	なし	2025年 6月19日
	第17回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2	2020年 11月5日	20,000	20,000 [20,000]	0.18	なし	2025年 11月5日
	第18回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)2	2021年 1月27日	20,000	20,000 [20,000]	0.16	なし	2026年 1月27日
	第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 4月28日	30,000	30,000	0.14	なし	2026年 4月28日
	第20回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 7月27日	30,000	30,000	0.13	なし	2026年 7月27日
	第21回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 11月8日	20,000	20,000	0.15	なし	2026年 11月6日
	第22回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2022年 1月26日	20,000	20,000	0.18	なし	2027年 1月26日
	第23回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2022年 7月15日	10,000	10,000	0.40	なし	2027年 7月15日
	第24回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2022年 11月7日	20,000	20,000	0.44	なし	2027年 11月5日
	第25回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2022年 11月7日	8,000	8,000	0.79	なし	2032年 11月5日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	第26回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2023年 1月25日	10,000	10,000	0.68	なし	2028年 1月25日
	第27回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2023年 6月6日	10,000	10,000	0.85	なし	2033年 6月6日
	第28回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2024年 1月25日	47,000	47,000	0.54	なし	2029年 1月25日
	第29回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2024年 7月22日	—	70,000	0.89	なし	2029年 7月20日
	第30回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2024年 7月22日	—	20,000	1.46	なし	2034年 7月21日
	第31回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2024年 10月11日	—	30,000	0.85	なし	2029年 10月11日
	第32回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2024年 10月11日	—	20,000	1.00	なし	2031年 10月10日
	第33回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2025年 1月23日	—	30,000	1.18	なし	2030年 1月23日
	第34回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2025年 1月23日	—	20,000	1.35	なし	2032年 1月23日
	第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・ 適格機関投資家限定)	2020年 12月25日	100,000	100,000	0.25	なし	2027年 12月24日
	第11回米ドル建無担保社債 (注)1、2	2020年 9月16日	75,683 (499,824千米\$)	74,731 (499,945千米\$) [74,731]	1.05	なし	2025年 9月12日
	第13回米ドル建無担保社債 (注)1、2	2021年 3月25日	75,702 (499,952千米\$)	74,736 (499,976千米\$) [74,736]	1.55	なし	2026年 3月25日
	第14回米ドル建無担保社債 (注)1	2021年 9月16日	113,555 (749,938千米\$)	—	0.80	なし	2024年 9月16日
	第15回米ドル建無担保社債 (注)1	2021年 9月16日	113,565 (750,000千米\$)	—	6.72	なし	2024年 9月16日
	第16回米ドル建無担保社債 (注)1	2021年 9月16日	113,562 (749,981千米\$)	112,108 (749,989千米\$)	1.35	なし	2026年 9月16日
	第17回米ドル建無担保社債 (注)1	2022年 3月10日	75,689 (499,865千米\$)	—	2.55	なし	2025年 3月10日
	第18回米ドル建無担保社債 (注)1	2022年 3月10日	75,668 (499,726千米\$)	74,713 (499,819千米\$)	2.80	なし	2027年 3月10日
	第19回米ドル建無担保社債 (注)1、2	2022年 9月15日	75,697 (499,919千米\$)	74,736 (499,974千米\$) [74,736]	4.80	なし	2025年 9月15日
	第20回米ドル建無担保社債 (注)1	2022年 9月15日	75,602 (499,287千米\$)	74,664 (499,493千米\$)	4.95	なし	2027年 9月15日
	第21回米ドル建無担保社債 (注)1、2	2023年 3月9日	151,308 (999,264千米\$)	149,426 (999,643千米\$) [149,426]	5.65	なし	2026年 3月9日
	第22回米ドル建無担保社債 (注)1、2	2023年 3月9日	75,710 (500,000千米\$)	74,740 (500,000千米\$) [74,740]	5.44	なし	2026年 3月9日
	第23回米ドル建無担保社債 (注)1	2023年 3月9日	75,627 (499,456千米\$)	74,679 (499,594千米\$)	5.50	なし	2028年 3月9日
	第24回米ドル建無担保社債 (注)1	2023年 9月14日	75,700 (499,934千米\$)	74,734 (499,961千米\$)	5.65	なし	2026年 9月14日
	第25回米ドル建無担保社債 (注)1	2023年 9月14日	75,710 (500,000千米\$)	74,740 (500,000千米\$)	5.46	なし	2026年 9月14日

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	第26回米ドル建無担保社債 (注) 1	2023年 9月14日	75,599 (499,269千米\$)	74,655 (499,433千米\$)	5.55	なし	2028年 9月14日
	第27回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 3月7日	151,282 (999,091千米\$)	149,390 (999,400千米\$)	5.20	なし	2027年 3月7日
	第28回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 3月7日	113,463 (749,326千米\$)	112,029 (749,463千米\$)	5.20	なし	2029年 3月7日
	第29回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 3月7日	75,640 (499,543千米\$)	74,678 (499,589千米\$)	5.35	なし	2034年 3月7日
	第30回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 9月10日	—	112,048 (749,590千米\$)	4.45	なし	2027年 9月10日
	第31回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 9月10日	—	112,110 (750,000千米\$)	5.30	なし	2027年 9月10日
	第32回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 9月10日	—	89,546 (599,056千米\$)	4.50	なし	2029年 9月10日
	第33回米ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 9月10日	—	74,546 (498,706千米\$)	4.85	なし	2034年 9月10日
	第34回米ドル建無担保社債 (注) 1	2025年 3月13日	—	74,662 (499,484千米\$)	4.50	なし	2028年 3月13日
	第35回米ドル建無担保社債 (注) 1	2025年 3月13日	—	74,661 (499,475千米\$)	4.70	なし	2030年 3月13日
	第36回米ドル建無担保社債 (注) 1	2025年 3月13日	—	149,480 (1,000,000千米\$)	5.30	なし	2030年 3月13日
	第37回米ドル建無担保社債 (注) 1	2025年 3月13日	—	74,664 (499,497千米\$)	5.05	なし	2035年 3月13日
	第5回豪ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 4月24日	—	9,398 (99,991千豪\$)	4.85	なし	2029年 4月24日
	第5回豪ドル建無担保社債 (注) 1	2024年 4月24日	—	9,398 (99,991千豪\$)	4.85	なし	2029年 4月24日
三井住友トラ スト・パナソニ ックファイナ ンス株式会 社	短期社債 (注) 2	2023年 4月25日～ 2025年 3月31日	441,355	295,329 [295,329]	0.05～ 0.55	なし	2024年 4月12日～ 2025年 10月27日
	第5回、第7回～第15回 無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注) 2	2018年 10月25日～ 2024年 9月19日	68,600	108,600 [10,000]	0.03～ 0.85	なし	2024年 10月21日～ 2029年 10月25日
三井住友トラ スト・ローン &ファイナ ンス株式会 社(注) 4	短期社債 (注) 2	2024年 1月11日～ 2025年 3月31日	163,988	274,810 [274,810]	0.05～ 0.70	なし	2024年 4月4日～ 2025年 6月30日
Nexus Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2024年 3月29日～ 2025年 3月31日	23,800	47,800 [47,800]	0.15～ 0.64	なし	2024年 4月30日～ 2025年 4月30日
Vector Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2024年 3月29日～ 2025年 3月31日	13,000	35,000 [35,000]	0.15～ 0.63	なし	2024年 4月30日～ 2025年 4月30日
Creacer Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2025年 3月31日	—	8,000 [8,000]	0.63	なし	2025年 4月30日
合計	—	—	5,694,092	6,530,576	—	—	—

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建社債の金額であります
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 旧住友信託銀行株式会社が発行した社債であります。
4. 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社は、2025年4月1日付で株式会社L&Fアセットファイナンスに商号変更しております。
5. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	3,590,437	693,810	657,640	273,250	488,307

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	7,302,158	9,084,957	0.43	—
借入金	7,302,158	9,084,957	0.43	2024年1月～ 2044年12月
リース債務	11,600	12,811	4.71	2024年5月～ 2045年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	5,974,231	282,084	1,485,368	558,180	186,180
リース債務(百万円)	2,429	1,348	1,154	1,052	651

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益(百万円)	1,334,516	2,922,428
税金等調整前中間(当期)純利益金額(百万円)	183,021	354,433
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益金額(百万円)	132,824	257,635
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	184.68	359.56

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 3,671	※1 61,975
有価証券	※1 45,000	—
前払費用	323	336
未収還付法人税等	8,140	—
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	60,000
その他	※1 3,316	※1 2,686
流動資産合計	90,452	124,998
固定資産		
有形固定資産	0	0
工具、器具及び備品	0	0
無形固定資産	5	5
ソフトウェア	0	—
その他の無形固定資産	5	5
投資その他の資産	2,032,984	2,102,685
投資有価証券	720	642
関係会社株式	1,440,883	1,460,623
関係会社長期貸付金	591,000	641,000
繰延税金資産	284	324
その他	94	94
固定資産合計	2,032,989	2,102,690
資産合計	2,123,441	2,227,689
負債の部		
流動負債		
未払費用	※1 2,066	※1 2,411
未払法人税等	29	466
賞与引当金	322	326
役員賞与引当金	91	148
1年内償還予定の社債	※2 30,000	※2 60,000
その他	※1 1,237	※1 539
流動負債合計	33,748	63,893
固定負債		
社債	※1, ※2 571,000	※1, ※2 621,000
長期借入金	※3 20,000	※3 20,000
株式給付引当金	263	375
その他	334	431
固定負債合計	591,598	641,807
負債合計	625,346	705,700

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	702,933	702,933
その他資本剰余金	224,326	204,614
資本剰余金合計	927,260	907,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	332,006	388,514
利益剰余金合計	332,006	388,514
自己株式	△23,635	△36,444
株主資本合計	1,497,239	1,521,227
新株予約権	855	760
純資産合計	1,498,094	1,521,988
負債純資産合計	2,123,441	2,227,689

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 78,396	※1 148,257
関係会社受入手数料	※1 8,115	※1 8,869
営業収益合計	86,512	157,127
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 7,336	※1, ※2 6,882
営業費用合計	7,336	6,882
営業利益	79,176	150,244
営業外収益		
受取利息	※1 6,843	※1 8,196
有価証券利息	※1 1	※1 1
受取手数料	※1 0	※1 0
その他	※1 113	※1 83
営業外収益合計	6,959	8,282
営業外費用		
支払利息	124	164
社債利息	※1 6,719	※1 7,985
その他	※1 908	※1 1,522
営業外費用合計	7,752	9,672
経常利益	78,382	148,854
特別利益		
関係会社株式売却益	19	—
その他の特別利益	—	※3 4
特別利益合計	19	4
特別損失		
その他の特別損失	—	※4 66
特別損失合計	—	66
税引前当期純利益	78,402	148,793
法人税、住民税及び事業税	119	428
法人税等調整額	△7	△39
法人税等合計	111	388
当期純利益	78,290	148,405

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	244,154	947,088	333,757	333,757
当期変動額						
剰余金の配当					△80,041	△80,041
当期純利益					78,290	78,290
自己株式の取得						
自己株式の処分			△4	△4		
自己株式の消却			△19,823	△19,823		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△19,828	△19,828	△1,751	△1,751
当期末残高	261,608	702,933	224,326	927,260	332,006	332,006

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△22,933	1,519,521	945	1,520,466
当期変動額				
剰余金の配当		△80,041		△80,041
当期純利益		78,290		78,290
自己株式の取得	△21,082	△21,082		△21,082
自己株式の処分	556	552		552
自己株式の消却	19,823	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△89	△89
当期変動額合計	△702	△22,281	△89	△22,371
当期末残高	△23,635	1,497,239	855	1,498,094

当事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	224,326	927,260	332,006	332,006
当期変動額						
剰余金の配当					△91,896	△91,896
当期純利益					148,405	148,405
自己株式の取得						
自己株式の処分			△47	△47		
自己株式の消却			△19,664	△19,664		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△19,712	△19,712	56,508	56,508
当期末残高	261,608	702,933	204,614	907,548	388,514	388,514

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△23,635	1,497,239	855	1,498,094
当期変動額				
剰余金の配当		△91,896		△91,896
当期純利益		148,405		148,405
自己株式の取得	△33,521	△33,521		△33,521
自己株式の処分	1,048	1,001		1,001
自己株式の消却	19,664	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△94	△94
当期変動額合計	△12,808	23,987	△94	23,893
当期末残高	△36,444	1,521,227	760	1,521,988

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用に計上しております。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

1. 役員向け株式交付信託

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に記載している内容と同一となるため、注記を省略しております。

2. 役員向けRS信託

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に記載している内容と同一となるため、注記を省略しております。

3. 社員向けRS信託

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に記載している内容と同一となるため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
短期金銭債権	51,864百万円	64,662百万円
短期金銭債務	879百万円	95百万円

※ 2. 社債 (1年内償還予定の社債を含む) は、全額劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
劣後特約付社債	601,000百万円	681,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後社債	601,000百万円	681,000百万円

※ 3. 長期借入金は、全額劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
劣後特約付借入金	20,000百万円	20,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後借入金	20,000百万円	20,000百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	86,512百万円	157,127百万円
営業費用	248百万円	250百万円
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	6,846百万円	8,199百万円
営業外費用	230百万円	229百万円

※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)
給料・手当	3,892百万円	4,230百万円
報酬・委託費	2,242百万円	1,322百万円

※ 3. その他の特別利益は、次のものであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)
投資有価証券売却益	一百万円	4百万円

※ 4. その他の特別損失は、次のものであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)
投資有価証券評価損	一百万円	66百万円

(有価証券関係)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	1,375,342	1,375,342
関連会社株式	65,541	85,281
合計	1,440,883	1,460,623

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,011百万円	1,832百万円
その他	386百万円	499百万円
繰延税金資産小計	2,397百万円	2,332百万円
評価性引当額	△2,113百万円	△2,007百万円
繰延税金資産合計	284百万円	324百万円
繰延税金資産の純額	284百万円	324百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
受取配当金の益金不算入	△30.54%	△30.38%
その他	0.06%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14%	0.26%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本の充分性確保や、中長期的な利益成長に向けた資本活用の状況、現在の当社株価水準などを踏まえ、資本効率性の改善を目的とした自己株式取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	13,000千株(上限)
(3)株式の取得価額の総額	300億円(上限)
(4)取得期間	2025年5月15日～2025年8月29日
(5)取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1)消却する株式の種類	当社普通株式
(2)消却する株式の数	上記2により取得した自己株式の全株式数
(3)消却予定日	2025年9月18日

④ 【附属明細表】

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	0	—	—	—	0	0
無形固定資産	ソフトウェア	0	—	—	0	—	—
	その他の無形固定資産	5	—	—	—	5	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高
賞与引当金	322	326	322	326
役員賞与引当金	91	148	91	148
株式給付引当金	263	190	78	375

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.smtg.jp/
株主に対する特典	該当ありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第13期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書及びその添付書類			2024年6月21日 関東財務局長に提出
(3)	半期報告書 及び確認書	第14期中	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月28日 関東財務局長に提出
(4)	臨時報告書	① 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号の2(株主総会での決議)に基 づくもの。 ② 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号(代表執行役の異動)に基 づくもの。		2024年6月21日 関東財務局長に提出 2025年2月28日 関東財務局長に提出
(5)	発行登録書 及びその添付書類	社債の募集に係る発行登録書		2024年7月26日 関東財務局長に提出
(6)	発行登録追補書類 及びその添付書類	① 2024年7月26日提出の発行登録書に係る発行 登録追補書類 ② 2024年7月26日提出の発行登録書に係る発行 登録追補書類 ③ 2024年7月26日提出の発行登録書に係る発行 登録追補書類 ④ 2024年7月26日提出の発行登録書に係る発行 登録追補書類		2024年8月29日 関東財務局長に提出 2024年8月29日 関東財務局長に提出 2024年10月18日 関東財務局長に提出 2025年5月29日 関東財務局長に提出
(7)	訂正発行登録書	① 2024年7月26日提出の発行登録書に係る訂正 発行登録書 ② 2024年7月26日提出の発行登録書に係る訂正 発行登録書 ③ 2025年2月27日提出の訂正発行登録書に係る 訂正発行登録書		2024年8月16日 関東財務局長に提出 2025年2月27日 関東財務局長に提出 2025年2月28日 関東財務局長に提出
(8)	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2024年11月13日 至 2024年11月30日 自 2024年12月1日 至 2024年12月31日 自 2025年1月1日 至 2025年1月31日 自 2025年2月1日 至 2025年2月28日 自 2025年3月1日 至 2025年3月31日 自 2025年5月15日 至 2025年5月31日	2024年12月12日 関東財務局長に提出 2025年1月14日 関東財務局長に提出 2025年2月13日 関東財務局長に提出 2025年3月13日 関東財務局長に提出 2025年4月14日 関東財務局長に提出 2025年6月12日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月17日

三井住友トラストグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、当監査法人は、「法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り」を監査上の主要な検討事項としている。具体的には、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」という。）における①債務者区分の判定、並びに②将来予測を勘案した予想損失額の調整である。

当連結会計年度の監査においては、エクイティ投資の評価、その他の会計上の見積り（主に金融商品の時価評価、退職給付債務の見積り及び固定資産の減損）、並びに役務取引等収益（不動産仲介手数料、貸付関連手数料）の認識に関する事項等についても監査委員会とコミュニケーションを行っているが、当連結会計年度の連結財務諸表における虚偽表示の発生可能性、及び発生した場合の連結財務諸表への金額的・質的な影響の度合いを勘案し、いずれも監査上の主要な検討事項には該当しないと判断している。

法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の連結財務諸表において、貸倒引当金1,299億円が計上されている。これは、与信残高33兆9,672億円に対するものであり、与信残高の大宗は、32兆2,069億円の貸出金が占める。また、貸出金は、連結総資産78兆2,471億円の重要な割合を占めている。 ① 債務者区分の判定 連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.(5)及び（重要な会計上の見積り）1.(2)に記載のとおり、主要な連結子会社である三井住友信託銀行では、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に則り貸倒引当金を計上している。 連結財務諸表上の貸倒引当金の大宗は、三井住友信託銀行の法人与信先に対するものであり、当該法人与信先については、主に債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて信用リスク管理システムで判定された信用格付を基礎として、定性的な要素が勘案されたうえで債務者区分が判定される。 具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を基礎として返済能力を検討し、業種特性・市況等を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、将来キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、金融機関・スポンサー（エクイティ出資者又は事業遂行者等）の支援状況等を総合的に勘案して債務者区分が判定される。なお、当該判定は、経営者による主観的な判断を伴うものであり、特に、大口与信先（信用リスクが高まった場合に金額的に重要な貸倒引当金を計上する可能性のある与信先）の債務者区分の変更は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。 足許のインフレやそれに対応した金融政策、並びに関税政策等の影響によりグローバル経済の下振れリスクが高まっていることから、経済環境の不透明さが一層増した状況において、信用リスクの大幅な変化が想定される大口与信先の債務者区分の判定には、経営者のより高度な判断が求められる。	当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りの合理性について評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 貸倒引当金の見積りに関連する三井住友信託銀行の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、当監査法人の信用リスク評価の専門家やITの専門家の関与のうえ、主に以下の手続を実施した。 ● 自己査定及び償却・引当に関する諸規程（与信管理制度を定めた「信用リスク管理規則」を含む）の整備状況の評価 ● 営業店部等において信用リスク管理システムに入力される債務者の財務情報の信頼性を担保する統制の評価 ● リスク統括部による信用格付判定モデルの整備及び運用に係る統制の評価 ● 信用リスク管理システムにおける定量的な信用格付判定に係るIT業務処理統制の評価 ● 審査部やリスク統括部による自己査定及び償却・引当の諸規程への準拠性を検証する統制の評価 ● 足許の経済環境を踏まえた予想損失額の調整の合理性について、経営レベルの会議体において検討する統制の評価 (2) 債務者区分の判定 債務者区分の判定が適切に実施されたかどうかを検討するため、個別に検証対象とする債務者を定量的な要素及び定性的な要素の双方を勘案して抽出した。特に、先行きの不透明さが増した経済環境において今後信用リスクの悪化が見込まれる大口与信先を抽出するため、以下の点も勘案した。 ● 定量的な要素：仮に債務者区分の判定が適切に行われていなかった場合における貸倒引当金への金額的影響 ● 定性的な要素：足許の経済環境が債務者の将来の業績及び資金繰りへ与える影響の度合い、当該影響に対する耐久性、各債務者の足許の業況及び今後の経営計画、並びに金融機関の支援姿勢 これらの要素を踏まえて抽出した法人与信先について債務者区分の適切性を検討するため、先行きの不透明さが増した経済環境による影響に留意したうえで、主に以下の手続を実施した。 ● 債務者の実態的な純資産の評価を含む財務情報の分析結果、今後の経営計画・再建計画に係るストレスを考慮した検証、社債等の償還などを勘案した資金繰り分析及び金融機関の支援姿勢の考慮等の定性的判断を含む債務者区分の判定に係る文書の閲覧及び合理性の検討 ● 債務者区分が自己査定に関する諸規程に準拠して判定されているかどうかの検討 ● 三井住友信託銀行の関連各部（営業店部、審査部及びリスク統括部）への質問、並びに当監査法人が独自に入手した債務者に関する直近の公表情報等を踏まえた債務者区分の妥当性の検討

② 将来予測を勘案した予想損失額の調整

連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）1. (3)に記載のとおり、主要な連結子会社である三井住友信託銀行では、先行き不透明な経済環境が債務者の将来の業績及び資金繰りに与える影響に鑑み、債務者の財務情報や過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整として貸倒引当金を262億円（前連結会計年度末は151億円）計上している。

貸倒引当金の調整額の見積りにあたっては、三井住友信託銀行の与信管理制度における信用リスク情報を利用している。当該与信管理制度では、「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している債務者」（以下「モニタリング強化先」という。）を選定し、モニタリングを強化するとともに、定期的に見直している。これらのモニタリング強化先に対する与信を対象に、内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度及びそれに伴う内部格付遷移に関する仮定を置き、将来発生すると予想される信用損失額を見積もっている。

予想損失額の調整の対象とする与信の特定や、足許の経済環境が貸倒引当金に及ぼす影響の予測には、高い見積りの不確実性が存在し、経営者による主観的な判断を伴うが、見積りを行うにあたって用いられる仮定が適切でない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。特に、当連結会計年度においては、前述のとおり、経済環境の先行き不透明さが増した状況にあり、当該影響の予測には、経営者のより高度な判断が求められる。

以上から、当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

(3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整

先行きの不透明さが増した経済環境が三井住友信託銀行の貸倒引当金に与える影響を評価するため、貸倒引当金の計上を検討した会議体資料及び決裁文書を閲覧したほか、当該会議体の構成員やその他の出席者へ質問した。

また、将来予測を勘案した予想損失額の調整の対象とする与信の特定、並びに信用リスクの悪化の程度及び内部格付遷移に関して当連結会計年度に採用された仮定について、適切性を検討した。この検討にあたっては、内部格付下方遷移の実績について、与信管理制度に基づくモニタリング強化先による捕捉率を検証し、また予想損失額の調整にあたって設けた仮定との比較分析を行ったうえで、主に以下の手続を実施した。

- 三井住友信託銀行の信用リスク管理の枠組みとの整合性の検討
- 与信管理制度に基づくモニタリング強化先を決裁した稟議書等の閲覧
- 三井住友信託銀行の関連各部（審査部、財務企画部及びリスク統括部）への質問及び根拠資料の閲覧
- 外部機関による業界レポート等を踏まえ、与信関係費用が発生する可能性を内包している債務者が、モニタリング強化先に選定されているかどうかの確認
- 信用リスク計測の基礎となる情報との整合性の検討
- 三井住友信託銀行の調査部及びリスク統括部による関税政策等の影響に係る分析資料及び関連する外部の公表情報等の閲覧

上記の手続のほか、予想損失額の調整の対象ポートフォリオ及び個別債務者のリスクの態様に応じた計算手法の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月17日

三井住友トラストグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラストグループ株式会社（旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【会社名】	三井住友トラストグループ株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役執行役社長 高 倉 透
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役専務 佐 藤 正 克
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役執行役社長 高倉 透及び最高財務責任者 佐藤 正克は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

また、財務報告に係る内部統制の整備及び運用は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日は、当事業年度の末日である2025年3月31日であります。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

財務報告に係る内部統制の評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社51社及び持分法適用関連会社31社については、金額的及び質的重要性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としております。なお、総額で経常収益に含まれているリース事業に係る収益については、費用を控除した利息相当額を用いて事業拠点の選定を行っております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金、有価証券及び信託報酬に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。主な業務プロセスは以下のとおりです。

① 自己査定、信用格付

見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目である貸倒引当金の算定に係る業務プロセスであることから、評価対象に追加しております。

② デリバティブ取引

取引の実在性、網羅性及び時価評価モデルの妥当性に関するリスクを有し、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい業務プロセスであることから、評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年6月18日

【会社名】

三井住友トラストグループ株式会社

(旧会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社)

【英訳名】

Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc.

(旧英訳名 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.)

(注) 2024年6月20日開催の第13期定時株主総会の決議により、2024年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】

取締役執行役社長 高 倉 透

【最高財務責任者の役職氏名】

執行役専務 佐 藤 正 克

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役執行役社長 高倉 透及び最高財務責任者 佐藤 正克は、当社の第14期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。